

保健福祉部長	吉川光俊
長寿福祉課長	門口尚弘
健康増進課長	水原正義
都市整備部長	矢間孝司
都市整備部理事	中裕晃
都市計画課長	松村吉章
建設課長	石田勝則
産業観光部長	吉川正隆
農林課長	池原博文
商工観光課長	下村喜代博
教育部長	中嶋正英
教育総務課長	西川信明
学校教育課長	井上昌典
〃 補佐	吉井忠
図書館長補佐	米田伊佐子
生涯学習課長	吉村恭信
中央公民館長	辻一成
体育振興課長	西川博史
當麻文化会館長兼	
新庄文化会館長	伏見茂
歴史博物館主幹	吉岡昌信
消防長	岩井利光
消防本部次長兼消防署長	西川太平
消防本部次長	高橋正博
総務課長	中田勝則
警防課長	伏見悟
消防指令課長	河井章
予防課長	西川和秀

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	西川育子
〃	西川雅大
〃	山岡晋

7. 付議事件

議第16号 平成25年度葛城市一般会計予算の議決について

- 議第17号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成25年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第18号 平成25年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第23号 平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第20号 平成25年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第19号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成25年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

西川委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、22日に引き続きまして、予算特別委員会を開会いたします。

委員外議員の傍聴を許可しておりますので、紹介をいたします。吉村議員、阿古議員、春木議員でございます。

一般の傍聴についてお諮りいたします。本委員会においては、一般の傍聴を許可することとし、また審議が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び会議中の入退室の許可をいたします。

(傍聴者入室)

西川委員長 また、発言される場合は挙手をいただきまして、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるよう、お願いをいたします。

理事者側に申し上げます。答弁者は必ず手を挙げて、委員長が指名した後に所属役職名と氏名を言っていただき、的確な答弁をお願いします。なお、再質問に対し、同一答弁者が答弁する場合は、所属役職名、氏名等は省略をしてください。また、答弁は簡単、明瞭、的確にお願いいたします。そして、答弁者については、部長及び担当課長でお願いいたします。

それでは、22日は大変長時間にわたって審議いただきました。きょうは2日目でございますので、5款農林商工費、6款土木費についての説明は終わっておりますので、質疑から入っていきたいと思いますので、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、質疑から入りたいと思います。どうぞ。

白石委員。

白石委員 おはようございます。22日に引き続いて、一般会計予算の質疑を続けてまいりたいと思います。

きょうは、農林商工費について、まずお伺いをしてまいります。葛城市の農業、本当に日本の農業あわせて大変厳しい状況にある。本市における農業に対する認識というのは、担い手不足、高齢化、耕作放棄地の増加等、非常に厳しい状況にある、このように認識をいたしております。このことを踏まえて、葛城市農政活性化推進協議会において、葛城市の農業や農地は市民で守ることを基本として農業の活性化を図るべく、担い手対策、耕作放棄地再利用、地産地消等を各地域の農業者や関係団体の方々と協議を重ねながら、次世代を見据えた農業施策の推進に取り組んでいく。こういう基本的なスタンスであります。

そこで、お伺いをしたいわけではありますが、日本の農業、つまり、葛城市の農業における担い手不足、耕作放棄地の増加等、この葛城市の農業を活性化するための具体的な平成25年度の施策の概要について、まずお伺いしておきたいと思います。

それから、次に、78ページの7目休養センター管理費が439万4,000円計上をされております。この農業者健康管理休養センターの活用については、合併前、合併後も大いに議論されてきたところでありますが、平成25年度予算において、単なる維持管理、運営をしていくと

ということの予算だけでは当然この審査に耐えられないわけで、今後、どのようにこの農業者健康管理休養センターを運営、運用していくのか、具体的にお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、79ページの9目有線放送維持管理費であります。これについては、旧新庄地域において有線で、トランペットをもって市民の皆さんに日常の情報の伝達、緊急時の情報伝達の役割を果たしているわけでありましてけれども、これまでも議論があったように、トランペットの費用、あるいは軒下までの配線等については市民の皆さんの自己負担ということである。そこで、この間、當麻地域における無線の情報提供と全く費用負担の違いが問題にされてきたわけでありましてけれども、本予算においては、備品購入費等、若干の措置がとられているんじゃないか、このように思うわけでありまして、どのように平成25年度予算で改善をされたのか、解消のために取り組まれたか、ご説明をいただきたいといます。

西川委員長 白石委員、ちょっと答弁もらうの待って。言うのを忘れていた。

中川副委員長は、受けていただくときから、きょう、定期の検査でどうしても午前中はということをお願いしておりましたのでご了承いただきたい。委員長としては許可しております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

すいません、白石委員。それでは、どうぞ答弁を。

池原課長、どうぞ。

池原農林課長 おはようございます。農林課の池原です。どうぞよろしくお願いたします。

白石委員からご質問ありました農業施策の今後の、今年度の方向性なんですけれども、白石委員言っていただきましたように、本市におきましては、農政活性推進協議会が中心となって、農政の今後を見据えていくような形で今現在、協議をしております。本協議会は担い手対策、アグリビジネス、そして農業再生委員会、この3つの委員会からなっております、特に葛城市の農業の問題といたしましては、高齢化、担い手不足、耕作放棄地というようないろいろな問題がありますけれども、現在、動いておりますのが山麓地域におきます耕作放棄地対策、担い手対策を見据えまして、現在、寺口地区、梅室地区等で、平成24年度におきましても約1.2ヘクタールほど耕作放棄地を解消させていただきました。今後におきましても、この山麓地域における地域ブランドを1つの発信として、今後の農業の活性化の方を見据えていかせていただきたいと思っております。

それと休養センターの活用方法なんですけれども、この3月4日に健康管理休養センターの運営委員会を開催させていただき、その中で、今後、休養センターの活用方法をまた運営委員会の皆様と協議をしていく予定でございます。

以上でございます。

西川委員長 生活安全課長。

菊江生活安全課長 おはようございます。生活安全課の菊江でございます。よろしくお願いたします。

先ほどお尋ねになりました有線放送施設の維持管理費、備品購入についてのご説明でございます。ご指摘のように、市民への広報活動や行政連絡を円滑に行うため、新庄地区には有

線放送施設を、當麻地区には防災行政無線を設置して運用しておりますが、防災行政無線の個別受信機は無償貸与されているのに対し、有線放送施設のスピーカーの設置に対しては個人負担となっているところから、防災行政無線の個別受信機は無償貸与に合わせまして、有線放送施設のスピーカーにつきましても無償貸与させていただこうとするものでございます。無償貸与の方法は、屋内スピーカーを設置される世帯に対し、1世帯当たり屋内スピーカー1台を無償貸与しようとするものでございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長の方からご答弁をいただきました。葛城市の農業というのは、近郊農業として本当に家族農業が中心で、多種多様な野菜、あるいは酪農、米を初めとして生産をされています。ネギ等については当然歴史もあり、ブランドとしても経営が成り立っている。こういう状況でありますけれども、実際に農家として経営が成り立っている農業者というのは本当に少数であります。

しかし、農業は、日本の国土、自然、国民の食料を支える、これは国の安全保障にもかかわる重要な産業であります。そういう農業が平成25年度の予算においてどれだけ活性化できるかという点で、私は1つ、葛城市の農業という点で最初に提起をしたいのは、農業振興と言われる経費そのものは、本当に補助金であったり、団体に対する補助金であったり、非常に本当に農業振興に値しない経費になっている、費用になっている。

ところが、農地費、あるいは団体営の基盤整備については本当に多額の資金をつぎ込んで、農業の機械化を進めている。ここはそれでそれなりにメリットはあると思うわけですが、実際に日本の農業において、米ですら生産費が賄えない。そういう状況になっているわけです。その中で、国民の食料、日本の国土、地域の自然景観を確保していくという点では、家族農業、あるいは集団的な営農が支えられるような施策が必要ではないのか。こういうふうに思うわけがあります。

先ほどの課長の答弁では、答弁あるいは基本的な考え方としてどういうことが言われているかという点で、これらの農業振興施策について、農政活性化推進協議会等を中心に、葛城市の農業は、農地は市民で守ることを基本として、こういう考え方なんです。私は日本の農業を地域の農業、生産者の経営を守っていくという点からしたら、市民で守るといふ、こういう視点は、私は大事だとは思いますが。しかし、市民の皆さんの貴重な財源を使って、もともと基本的に後継者をつくるための、就労のための支援をする。あるいは価格補償を支援をする。あるいは流通、販売路を確保する。こういうことに市が主体となって進めていかないと、単に市民で守ることを基本ということだけでは、私は守れない。基本的な立場のところでお伺いしています。

基盤整備に資金を投入するだけでは、市民の皆さんに基本的にゆだねていくだけでは農業は守れないということを私は強く思います。とりわけ安倍首相はTPPへの参加を決断をし、これから交渉していくということになりました。何回もご紹介しましたが、TPPに参加をすれば例外なく関税が撤回されるというのが常識です。交渉の場で例外が認められる

ということが言われているけれども、これはあくまでも期待でしかない。実際の交渉場では、なかなかそんなことにはなってなくて、韓国なんかでは大変な状況になっている。これがもし関税が撤廃されれば、農水省の試算で国民の食糧自給率、カロリーベースですが、13%に落ちると言われます。これではとても日本の農業、地域の農業は守れないし、日本の国民の食糧を賄うことなんてできるはずがない。政府が打ち出していたカロリーベースで50%まで持っていく。政権は変わりましたが、そんなことはそれこそ絵にかいたもちになってしまうということです。そういう危機感も含めて本当に葛城市が地域の農業を支えて指導していくというぐらゐの考えで予算を編成していくべきではないのかということをお願いしたい。また、この点について、ご所見を求めておきたい。

それから、農業者健康管理休養センターについてであります。農業者健康管理休養センターはこれまで本予算特別委員会、あるいは決算特別委員会で議論されてまいりました。課長の答弁では、3月4日のセンターの運営委員会の中で活用方法について協議をしていくということが言われました。これは毎回同じなんですね。しかも報酬そのものを見れば、これは年1回の予算ですね。年1回そういうことを議論して、また来年に送っちゃう。これは当然補正もできますし、そういう取り組みをしてもらわないけませんけれども、結局はこういう答弁で、毎年400万円前後の費用が消えていっている。やはり支出負担を確保してでも農業者健康管理休養センターの今後の活用方法について決断をすべきではないのか。これで、ここで審議が終わってしまったら、全く来年も一緒ですわ。また、運営委員会で活用方法を協議していくということだけで終わってしまうわけですね。この点、年1回の協議でそうなったということで、次、協議会、運営委員会はいつやるんですか。

それから、有線放送の維持管理費についてであります。この間、大いに議論をして、課長は本当に努力されて、毎回、予算に反映すべく取り組んでいただいたという点は評価をし、また、このたび、備品購入費において、3,800円ぐらいですか。1機3,990円ですか。

(「はい」の声あり)

白石委員 これ、100戸分購入し、これを無償貸与をしていくということが答弁されました。この点については一步前進ということで評価をしておきたいと思います。

しかし、これだけでは、無線でないですから用を足さないわけで、軒下から室内まで配線をしなければならない。これらの費用については当然市民の皆さんのご負担になるわけで、負担の公平ということからすれば、課長が答弁されたように、やはり改善をしていかなきゃならないということでもあります。この点について、決算特別委員会だったのでしょうか、大体私は70戸で計算をしましたがけれども、2万円ぐらいとして140万円、150万円あれば工事費含めて無償にできるのではないかというお話をしたわけでもありますけれども、軒下から室内までの配線工事については、今回見送られているわけですが、その理由についてお伺いをおきたいと思います。

西川委員長 生活安全課長。

菊江生活安全課長 ただいまの白石委員のご質問でございます。当初から配線を含めた形の中でスピーカーの設置をどのように補助できるのかということで種々検討を重ねてまいりました。し

かしながら、対象家庭が6,000戸以上もございまして、新規のご家庭に対してはちゃんとやる。しかしながら、もう既に多くのご利用なさっておられますご家庭におきましては、自己負担されているのが6,000世帯ほどございまして、そうした矛盾という部分もあろうかということから、るる検討いたしまして、新規に、新たに葛城市にお住まいされるとか、また、分家されるとか、そうしたご家庭で新たに有線放送を必要とされるご家庭にせめてスピーカーだけでも助成をさせていただければということで、今回におきまして100台分の予算を上げさせていただいたわけでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

西川委員長 市長。

山下市長 まず農業者健康管理休養センターでございます。これは昭和55年から58年まで、3億2,800万円、農林水産省の補助金をいただきながら、旧當麻町が建設をした建物でございます。他の目的に使用するという形になれば、その時点で補助金の返還というものを求められる。現在のところ、試算でございますけれども、上限で7,000万円、下限で2,100万円ほどの補助金の返還というものが予想されるところでございます。大きな開きがあるのは、どの棟をどれに使うかということによって変わってまいりますけれども、このままの状況で他の施設に使用するという場合は今申し上げた返還金が生じ、なおかつ、今現在あのままの状況では使えませんので、そこに2億円、3億円の費用を投じて水道設備、電気設備、エアコン等の設備等、照明も含めて入れていかなければならないということがあるわけでございます。現在のところ、これだというものがなかなかない状況の中で、かといって、これを取りつぶすということになれば、先ほど申し上げました返還金、プラスここを壊す費用というのにも必要になってくるわけでございます。毎年のように議論させていただく中で、特効薬のようなものはないわけでございますけれども、この間、私も座して待っておったわけではございませんで、病院施設等で使えないかとか、温泉施設等で使えないかというような形で幾つかの事業者に話をもちかけてみたものの、やはり立地条件等で、この場所では難しいというお答えを幾つかいただいたところでございます。今後も、あきらめることなくやっつけようと思っておりますけれども、かかっている費用、毎年300万円から400万円ぐらいの費用がかかっております。それと、一遍に償却した方がいいのかというようなことも含めて、まず部内で議論しながら、一定の方向を見出していけるように努力をしてみたいと思っております。それが農業者健康管理休養センターの答弁でございます。

もう一つ、農業の具体的な施策というところでございますけれども、おっしゃるように、今、奈良県、葛城市も含めて日本の農業というのは大きな曲がり角に来ておるわけでございます。その中で葛城市の農地、農業は市民で守っていくんだということを標榜してさまざまな施策を考えておる農政活性化推進協議会というものを立ち上げて、その中で耕作放棄地、担い手等々をどのような形でしていけばいいのかということで取り組んで、考えてまいりました。

この中で農業の問題について、マクロの視点とミクロの視点が必要だろうと思っております。ミクロの視点というのは、先ほど課長が答弁いたしましたように、山麓地域の方々が自分たち

の耕作放棄地をみずからの手で新しい作物を植えて、それを売る場所を見つけていく。今、アグリマートやかつらぎの森等で自分たちがつくったものを売る場所がございます。そういったところに向けて、私も先々週ですか、寺口の方に呼ばれて行ってまいりましたけれども、もう何十日もかけて草ぼうぼうだったところを耕起されて、そこに桑の苗木を植えられる植林に立ち合わせていただいたわけでございます。大体5反ほどでございましたけれども、本当にやぶのところを毎週土曜日、日曜日、区長さん初め役員の皆さんが出てつくっておられました。その姿に感動したわけでございますけれども、こうやってでも自分たちの手で何か新しいものを生み出していこうという気運が生まれ始めているというものは大変すばらしいことだと思います。寺口しかり、山口もキノコをつくっていこうとか、いろんなことに取り組んでおられます。この方々が、また農業に携わる方々が出口を求めて、マクロで農産物をどうやっていくんだということを白石委員もおっしゃられ、市民で守っていくのは当然だけれども、これを市民の税金を投じてでも流通の経路であるとか、そういうものを確保する。白石委員と私の思いは全く一緒やなど。それが、1つは新しい道の駅というものに発露していくというか、発現していくんだというところだと思います。

ただ、その手法で心配をさせていただいているとは思いますが、葛城市の農家の皆さん方、また地域の皆さん方がつくられた野菜とか、特産物を売っていく場所を市民の税金を使わせていただきながら、我々も確保しようという形で取り組ませていただいています。ただ、マーケティングの部分で、市長、大丈夫なんかとか、いろいろとご心配をいただいているところはありますけれども、そこのところ、しっかりとコンサルティング業者に見ていただきながらですけれども、きちんと葛城市の農家の皆さん方のお手伝いができるように我々も努力をしてみたいと思います。白石委員もそういうふうにおっしゃっていただいておりますので、ぜひご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 農業の振興というか、活性化というか、本当に農業という、国民の、市民の食糧を本当に保障していく、あるいは葛城市の郷土を本当に豊かなものにしていく。こういう人間が生きていく上で最低限必要な産業、重要な産業として本当にきちんとした位置づけをし、私は、今、市長が言われたように、本当に市民の皆さんが支え、また農業者がやる気を起こして農業に取り組める環境を行政が提供していく。その1つは、市長の考えでは新道の駅という形になるでしょうけれども、私は、いろいろな形で流通の開発、あるいは新規の就農者を誘致をしていく。あるいはしんどいけれども、一定の期間は価格保証をし、その間に商品をブランド化をし、付加価値のあるものにし、経営が成り立っていく。そういうための支援をしていく。このためには、私はいわゆるソフトの事業に重きを置いて税金を投入すべきだと思います。もちろん農道の整備、池の維持管理、水路の管理、これは必要であります。圃場整備も必要だと思います。しかし、やはりこの費用は最小限にして、農業者の経営が成り立つ。成り立って、農業者が更に新規参入する。そういう農業施策を私は求めておきたい。これはマクロではなくて、まさにミクロの話として皆さんに訴えたいと思います。マクロではもう

大変です。本当に大変な事態、本当に日本の農業や地域の農業をどうしていくかということを実際に考えないと惨たんたる状況になるということでもあります。

農業者健康管理休養センターについては当然、市長も運営委員会任せではなくて、中心になって取り組んでいただいているという答弁であった。また、それが当然だと思います。課長の答弁は、これまでのこの委員会での議論等での内容をちゃんと受けとめていただいているのかということで、改めて市長にご答弁をいただいたわけですがけれども、そういうことではなくて、やはり内部では真剣に議論していただいているということがわかりました。

しかし、私は2,000万円から7,000万円の返還という痛い支出があろうとも、これから10年間、もう合併して10年間になろうとしている。300万円とすれば3,000万円、これからまた5年、10年になれば、1,500万円、また3,000万円が重なっていくわけであります。貴重な公共施設が単なる費用の問題だけではなくて、活用されないということは、行政として、議会として看過できない問題だということを改めて強調しておきたい。このように思います。

有線放送のスピーカーと接続のための工事費についてであります。このたびの予算においては、決断されたということは大いに評価はできるんですけども、せめてスピーカーだけでもという言い方はちょっといただけないなと思います。既に6,000戸が活用されているということで、多くの人の自己負担が、これから新しくつけていく人との間の公平の問題が言われました。私は置いておけば置いておくほどまさに不公正が拡大をしていくわけですから、1つは、経費はそんなにかからないわけですから、ちゃんとした予算を決めて、その予算の範囲内で設置費用も含めて貸与給付していくということが私はできると思います。そのことによって、これは一時的なことじゃないですか。これからずっと永遠にあるというわけじゃありません。これは合併して懸案でしたけれども、統一した情報発信のシステムをつくっていかうということで議論されていますし、市長も考えていただいている。費用はかかるけれども、これはやらなきゃならない事業です。そこまでの話なんです。ですから、決断をし、6,000戸の方には申しわけないけれども、こういう不公正なことが葛城市の行政の中で厳然としてあるということを解消していくということを優先にして取り組んでいただくことを改めて強調しておきたいと思います。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

下村委員。

下村委員 休養センターの管理費のところ、白石委員が今いろいろ質問されて、関連ということで、まず、これについて教えてほしいんですけども、78ページの7目の休養センター管理費です。その中の需用費の中で、これはまず聞きたいのは、私も余り休養センターまで行かないんで、今、何かに少しでも利用されているか、どうかということと、それと、これも白石委員が言われましたけれども、農業者健康管理休養センターの運営委員会、これは予算を見ると10人で8万円ということですから、恐らく年1回だけ集まっているいろいろな審議されてますんで、その内容まで、私はとやかく言いたくないんですけども、年1回であるということを確認と、農業者健康管理休養センターがほかに何かで利用されているかどうかということとをまずちょっとお聞きしたいんです。

西川委員長 農林課長。

池原農林課長 よろしくお願ひします。休養センターにつきましては、現在、多目的ホールにおきまして太鼓等の練習に、年ほとんど使用していただいております。それと、ふれあい広場の方なんですけれども、これにつきましては、ゲートボール場として現在使用していただいております。

以上です。

西川委員長 下村委員。

下村委員 そうしたら、多目的ホールですね。あれは白鳳太鼓が以前からご利用をされている。そういうことで、聞きたいのは修繕料として、去年は上がっていなかったんですけども、今回、修繕料ということで94万2,000円ですか、そんな大金じゃないんですけども、これが計上されているということで、利用されていれば、これぐらいの修繕費用はかかってくるであろうと思うんですけども、どういう修繕されるのか、これも細かい話なんですけれども、少し教えてほしいと思います。

西川委員長 農林課長。

池原農林課長 今ご質問いただきました修繕料なんですけれども、多目的ホールのトイレ自体が現在故障しておりますので、それを修繕させていただきたいと思っております。

下村委員 結構でございます。

西川委員長 ほかに。

川西委員。

川西委員 委託料と負担金補助及び交付金についてのことでご質問させていただきたいと思ひます。

ページ数は81ページです。5款の農林商工費、その中の13節の委託料の中にあります奈良の元気な森林づくり推進事業費というのが550万9,000円計上されております。去年はもう少し金額が大きくて、768万8,000円というのが計上されておったんですけども、この差についてお尋ねしたいと思ひます。

それと、その下の19節の負担金補助及び交付金の中で鳥獣害防止対策協議会負担金545万円の計上があります。これについて少し説明をお願いしたいと思ひます。

以上です。

西川委員長 農林課長。

池原農林課長 ただいまご質問いただきました林業振興費の委託料なんですけれども、委託料につきましては合計850万9,000円ということで、測量設計等委託料といたしまして、県道の林道事業、寺口の忍海谷地区を林道事業としてさせていただきたいと思っております。それと、奈良の元気な森林づくり推進事業委託料といたしまして、550万9,000円を計上させていただいております。これにつきましては、施業林の放置林の整備事業、また獣害に強い里山づくり事業と施業放置林の推進事業の方を考えております。

以上でございます。

(「何ヘクタールやの」の声あり)

池原農林課長 施業放置林につきましては、平成25年度につきましては10.7ヘクタールを予定してお

ります。獣害に強い推進事業委託としまして2.64ヘクタールを予定しております。

以上でございます。

(「答弁漏れ」の声あり)

西川委員長 農林課長。

池原農林課長 ご質問いただきました鳥獣害防止総合対策事業の関係なんですけれども、平成25年度につきましては、ワイヤーメッシュ柵が3キロを予定しております。それと捕獲機材といたしまして、イノシシの捕獲穴30セットを考えております。

以上でございます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 先ほど申し上げました元気な森林づくりの推進事業の差額がありますね。これは毎年こういった形で変動するんですか。その辺をお伺いします。

西川委員長 農林課長。

池原農林課長 差額なんですけれども、面積によって差が出ますので、平成24年度につきましては、施業林の放置林が10.04ヘクタールさせていただきました。平成25年度につきましては10.64ヘクタールということで、その面積差額において予算額は変わってきます。

以上です。

西川委員長 川西委員。

川西委員 環境を守るということで非常に大事な事業であると思いますので、ぜひひとつ、これからも頑張ってもらいたいです。また、鳥獣害防止対策に関しては、その年によって、あるときとないときがあるということですね。わかりました。結構です。

西川委員長 ほかに。

下村委員。

下村委員 今の農林商工費のところ、81ページなんですけれども、工事請負費900万円、これはちょっと内容がわからないので、何の工事かという説明をいただきたいのと、それともう一つ、これは85ページ、これ、前から市長がいろいろ言われてます。竹内街道1400年記念事業ということで、大いに竹内街道の宣伝と。これはよくわかりますけれども、これに対しての委託料として2,946万5,000円ですか、約3,000万円ほどの予算が計上されております。大体は、大まかなことはわかるんですけれども、竹内街道の魅力を多くの人に発信し、観光及び地域交流の拡大を図っていくということが説明に書いておりますけれども、もう少し具体的にどういうことをやるのであるかということと、前、市長は、近鉄南大阪線の阿倍野から飛鳥までの電車で絵をかかされると。これは近鉄が独自でやっていることで、葛城市は別にそれに対しての予算は出してないわけですね。それをはっきり聞きたいのと、ほかにどういう事業ないし、いろいろなイベントもあると思うんですけれども、簡単にご説明を願えたらと思います。

以上です。

西川委員長 農林課長。

池原農林課長 ただいまご質問いただきました林業振興費の工事請負費900万円なんですけれども、

これにつきましては、寺口の林道整備事業といたしまして寺口市内の忍海谷地区をさせていただきます。忍海谷地区といいますのは、山麓公園の北側の墓の北側に寺口から入ってくる道があるんですけども、その路肩、のり面が相当傷んでおりますので、その補修といたしまして900万円を計上させていただいております。

以上でございます。

西川委員長 商工観光課長。

下村商工観光課長 商工観光課の下村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、委託料の竹内街道1400年記念事業の関係でございます。この事業につきましては、国の緊急雇用創出事業の補助金を使いまして執行する予定でございます。内容につきましては、まず竹内街道の魅力を知ってもらうということで、まず伝承のパンフレットを作成する予定でございます。

またイベント等につきましては、夏、初秋、晩秋という3つに分けて、夏につきましては竹内街道をしのぶということで、綿弓塚で俳句のコンテストを行いたいと思っています。また、初秋におきましては、『街道をゆく』、竹内街道に行くということで、有名タレントによりまして竹内街道を読み聞かせしてもらうような形を企画しておりまして、またシンポジウムを開催したいと思っております。また、晩秋につきましては、平成の遣隋使というような形で、難波の宮から飛鳥までクラシックカーラリーを走らせるとともに、食・物産等の展示を行いたいと思っております。

それと近鉄のペイントをしまして発車するという事なんですけれども、それは今現在、12の団体で竹内街道実行委員会を組織しておりまして、その中のことでやる予定でございます。市の予算ではやる予定ではございません。

以上でございます。

西川委員長 下村委員。

下村委員 大変よくわかりました。まず、林業振興費の中では林道忍海谷地区ですね。林道の整備・補修ということでわかりました。

それと竹内街道の1400年記念事業ということで、これは平成25年度ということになってきますから、市民の方々に大いに発信といいますか、宣伝といいますか、大いにやっていただいて、これは葛城市だけではない事業でございますので、テレビ等、またマスコミ等でも取り上げられるぐらい宣伝をやってほしいと思います。近鉄の方は、葛城市は幾らか補助しているということですね。12市町でやっている中で、近鉄にそういう竹内街道のペイントですか、電車にかかれるということは、補助はしているということによろしいですね。何でこれを聞くかという、前から市長がそのことを違う場でもいろいろ宣伝されておりましたので、それに対しての予算はどうなっているかということを少し聞きたかっただけなんです。よろしく申し上げます。

西川委員長 市長。

山下市長 近鉄の方の車体に云々というのは、今現在進めて、確実にできるというわけじゃないですけども、市の予算というよりも、スポンサーを集めてスポンサーの費用で動かそうという

ことでございますので、実行委員会の中でも、多少は実行委員会の経費の中に含まれてくるかもしれませんがけれども、全体の事業費というか、近鉄の電車の事業費というのはほぼスポンサーの費用で賄っていかうという形で考えております。

西川委員長 ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時29分

西川委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

岡本委員。

岡本委員 前段については、白石委員さんの方からいろいろ説明していただきました。個別にちょっと聞かせていただきたいと思います。まず初めに、77ページ、戸別所得補償の関係ですけれども、毎年、休耕、転作しておられます。一応今年の転作面積、面積というか、率でどのぐらいになってるのかということと、それから、毎年恐らく転作率は達成できてないんじゃないかなと思います。それと、この負担金の中で生産調整推進助成金となっているわけですが、毎年、反3,000円。どのぐらいの面積を今年、見込んでおられるのかということ。

それから、農地費に入っていきますと、78ページの中で、いわゆる委託料、それから工事請負費、それから、負担金の中で土地改良事業補助金、これの内訳について、それから休養センターの備品購入費の内容についてお聞かせいただきたいと思います。これで3つやな。

西川委員長 農林課長。

池原農林課長 ただいまご質問いただきました戸別所得補償なんですけれども、平成24年度におきましては、目標転作率は42.05%でありました。本市における平均転作率は39.85%です。生産調整でございますが、生産調整地域助成金といたしまして、平成24年度実績といたしまして、808件で作付面積128町3反でございます。金額といたしまして377万6,340円の実績となっております。今年度といたしましては130町の予定をしております。金額的に390万円を予定しております。

農地費といたしまして、負担金なんですけれども。

西川委員長 工事請負費も質疑あったで。

池原農林課長 農地費の委託料500万円なんですけれども、寺口の方の分筆費用といたしまして300万円、新在家水路といたしまして100万円、その他、市単の委託料といたしまして100万円を予定、合計500万円を予定しております。

工事請負費800万円なんですけれども、藤の木池のフェンス、それと新在家水路等で合計800万円を予定しております。

土地改良事業といたしまして800万円、9地区を予定しております。

休養センターの備品購入費なんですけれども、消火器を全部で20本、予定しております。

以上でございます。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 課長から答弁いただきまして、戸別所得の関係ですけれども、目標休耕面積に対して転作

半分以下となっておるといふようなことですが、合併後ずっとこういう状態が続いておるといふ思います。今年も130町ですか、負担金の中で見られているわけやけども、実際になかなか達成できへん。これを達成しようといふことになってきたら非常に難しい面があると思ひますけれども、今後どういふふうな努力をされていくのかといふことをお聞きしたいと思ひます。

それと、先ほどちょっと聞き忘れたんですが、いわゆる報償費、支部長の報償費やと思ひますけども、この中身について、もう一度、教えてほしいと思ひます。

それから、農地費委託料、寺口の分筆といふことでお聞きしたわけですが、例えばもう既に道路がついておって、その分を分筆されるんかといふことをお聞きしたいと思ひます。

それから、工事箇所、いろいろ言うていただいたわけですが、この中では、平岡の分は繰り越しで入っておるわけね。この中には入っていないわけやな。

それと土地改良事業、これは大字施行といふことになっておるといふ思ひますが、いわゆる9ヶ大字ですか、載っておる。これは今までのよふな2分の1の助成をしていくといふことでええわけやな。

それから、休養センターについて、備品購入、消火器といふことで、今、報告していただきました。先ほど白石委員なり、下村委員からいろいろ休養センターの話が出てるといふ思ひますが、私も合併後、中にも入らせていただきました。その修繕費の中で給排水するとかいふ話もあるわけやけども、建物の中に入っていきますと、私もトイレ使わせてもらいましたけども、水はとまりませんでした。そんな状態の中で、いわゆる残存物件、市長の方から7,000万円から2,000万円の返済金が残っておるといふよふなことであるわけですが。

私が思うのに、いわゆるこの施設を残していくのもええかもわからんけども、先ほど市長の方から、病院の誘致をできないかといふ話もありましたけれども、そういうことを市長の方が考えておられるとなれば、今、思い切って取り壊しをして更地にして、そういうことを考えていかれたらどうかなとも思ひます。

ここで実際に使われているのは、事務所ぐらいしか使われていない。多目的ホール、太鼓の練習といふことになっているけれども、ほかの場所でも練習はできるといふ思ひますし、多目的の広場、ゲートボール場、これも使っておられるといふことやけども、一部屋根の雨漏りとか、そういうよふなことになっていくわけやから、例えば場所を変えて利用していただくといふよふな方法を考えながら、いわゆる委員会でも協議していただいて、取り壊ししてはどうかなといふよふな方向で検討してもろたら、あとの土地利用もできるんやないかなとも思ひますんで、その辺もひとつ含んでいただきたいなと思ひます。

それから、次に入っていきますけども。

西川委員長 岡本委員、今のは、質問は、なかったわけやな。

岡本委員 すんません。報償費だけ頼みます。

西川委員長 報償費、1つ。

岡本委員 はい。それから、転作の関係。

西川委員長 2つ。もう一つは。もう一つはええの。

岡本委員 もうこれで結構です。

西川委員長 どうぞ、農林課長。

池原農林課長 ただいまご質問いただきました戸別所得補償にかかります報償費の関係なんですけれども、平成25年度予算といたしまして報償費374万円を計上させていただいております。これの内訳といたしまして、農業経営化推進委員手当といたしまして、5,000円掛ける44人掛ける12カ月ということで264万円、それと転作の現地調整手当ということで、農業経営化推進委員の分が1万円掛ける44地区で44万円、それと当日、各地区におきまして応援をいただきますので、その方の分といたしまして5,000円掛ける3人掛ける44地区ということで66万円を計上させていただき、合計374万円を計上させていただいております。

それと今年度の戸別所得補償の方向性なんですけれども、平成25年度におきましては、今までの戸別所得補償制度という名前が経営所得安定対策という名前に変わりました。これにつきまして、制度的に転作率を上げるという1つの方策の中で、米による転作というのが打ち出されました。米による転作とは何ぞやとなるんですけれども、現在、主食米として、ひのひかりをほとんどの方がつくっておられると思いますけれども、これにつきまして、主食米と備蓄米に分けられると。ですから、備蓄米とした政府の買い上げ米なんですけれども、政府の買い上げ米として申請していただければ米による転作として認めますという形になります。この政府の買い上げ米が、備蓄米が5年間で100万トンの予定だったんですけれども、一昨年ほどから買い上げ米が減りまして、その分自体で奈良県といたしまして備蓄米を転作に加入するということが今年度、決定いたしました。

備蓄米をカウントされることによりまして、農業者のメリットといたしましては、転作物としてカウントされますので、米の生産調整残り自体が、水稻が生産調整に達成されますので米の助成金も設けられるというメリットがございます。ただし、デメリットといたしましては、米による備蓄につきましては農協の方と事前契約になりますので、数量の変更ができないというデメリットはございます。

平成25年度の転作の方向性は以上でございます。

それと、あと、寺口の分筆なんですけれども、現在、道路がついているところを登記するということがございます。

以上でございます。

西川委員長 休養センターは何か言うてはった。市長、答えておかない違うのか。はい、市長。

山下市長 休養センターのことにつきましては、前々からいろいろと議論させていただいております。

岡本委員の方から、山麓地域全体の整備計画のこともございますけれども、そのようなご提言はいただいたということも受けとめさせていただいて、いろいろとこれからの検討材料にさせていただきたいと思っております。

西川委員長 どうぞ、岡本委員。

岡本委員 ちょっとすいません。今、課長からお聞きしたんですけれども、転作の関係で、その備蓄米がいわゆる転作の対象になってくるということなんですけど、今までのように農協に売り渡しをしていったら、5年間、それは今転作したと同じように認めてもらえるということ。そう

でもない。それはどのように解釈したら。備蓄米ということやねんけども、それは政府に売り渡す米やろ。それが売り渡すことによって、いわゆる転作になるということになったんやけども、その辺、もう一回だけちょっと教えて。

西川委員長 答弁補足として、もう一回だけ。

農林課長。

池原農林課長 ただいま岡本委員からご質問いただきました、米による転作備蓄米なんですけれども、これにつきましては現在、単年度、平成25年度という形で言われております。平成26年度以降はちょっと不明でございます。現在、農協の方につきましては供出の方でしていただいていると思いますねんけれども、供出とは別に、米による転作という形の中で農協の方と事前契約になる形でございます。

以上です。

西川委員長 ほかに。何か言うとかくの。聞くのはあかん。言っぱなしやで。

答弁補足。はい、岡本委員。

岡本委員 えらいすんません。ちょっとしつこいですけども、通常、100本なら100本、毎年、政府に売り渡しますやんか、それ以外に売り渡す分が今言うてる備蓄米になるということか。ということは、通常、百姓しとったら、ようけにつくらんと備蓄米いかへんということやな。そういうことやなしに、例えば100本出すわけやけど、今年は50本だけ出しまんねんと。あと50本は備蓄米に回しまんねんということでもええということ。その50本分は転作にカウントされる。それは今年だけでっせと。来年はわかりまへんということやな。はい。えらいすんません。

西川委員長 ほかに。

赤井委員。

赤井委員 6款の土木費の道路橋りょう維持費の15節、工事請負費、ページ数は86ページ。これの明細。

それから、87ページの2目の15節の工事請負費、これについての内容説明を求めておきます。

それと、後でこの明細について、ちょっとまたいただきたいということ。よろしく願います。

西川委員長 どうぞ、建設課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの赤井委員のご質問でございますけれども、道路橋りょう維持、また、道路新改事業における工事の明細でございますけれども、平成25年度におきましては、大字要望を含みます部分につきまして、内部で検討させていただきながら、重点箇所を選定し、決定させていただいております。これにつきましては道路新改事業も同じでございますけれども、道路橋りょう維持につきましては、平成25年度におきましては、17大字の大字におきまして24路線において道路維持、また、路肩・排水路改修工事、また、路肩の草刈り等の計画をいたしておるところでございます。また、道路新設改良事業におきましては、これ

も先ほど申し上げましたように大字要望を含むところで、内部検討を行いながら重点箇所を選定させていただいておるところでございますけれども、これにつきましても、21大字、20路線ほかの部分で道路の改良、舗装改良を計画しておるところでございます。

以上でございます。

西川委員長 ちょっと待ってや。それで、後で明細というか、その箇所のあれが欲しいということやから。それはどない。出せるのか。まだできへんのやったら、できへん言わんなん。くれ言うてはるのやから、出されへんやったら出されへんで。どないすんの。

西川委員長 建設課長。

石田建設課長 明細でございますけれども、一部大字の一部消した中で、箇所的な部分は出させていたかどうかというような形で計画をしています。よろしくをお願いします。

西川委員長 どうぞ、赤井委員。

赤井委員 ちょっと今の説明でわかりにくいんで、もう一回。

西川委員長 建設課長。

石田建設課長 個々の工事の日につきましては、出させていただくことはできませんけれども、大字名等の部分につきましては、一部提供させていただこうというところで考えております。

西川委員長 赤井委員。

赤井委員 いろいろな事情もあると思いますねんけども、できるだけわかる範囲内でまた説明も願いながら求めていきたいと思います。

西川委員長 ほかに。

川辺委員。

川辺委員 私の方からは、81ページの林業振興費の15節工事請負費、これは新規で県単林業事業となっておりますが、この内容をちょっと説明を聞かせていただきたい。

そして、商工観光課の方の今、イベントで、蓮花ちゃんブームということで、方々で皆いろいろ出資をしながらやっけていただいておりますが、蓮花ちゃんの観光PR、大変だと思っておりますが、その経済効果というのは何ぼかありますか。あったら教えていただきたいと思っております。

以上でございます。

西川委員長 課長。

池原農林課長 ただいまご質問いただきました林道振興費の工事請負費なんですけれども、これにつきましては、寺口、忍海谷地区の林道整備工事といたしまして900万円を計上させていただいております。延長といたしまして、路肩のり面の補修ということで80メートルを予定しております。

以上でございます。

西川委員長 商工観光課長。

下村商工観光課長 商工観光課の下村でございます。

ただいま蓮花ちゃんの効果ということでご質問ございましたが、葛城市のマスコットキャラクターということで、市のいろんな施設なり、各県内外でいろんなイベントが開催されております。その中で蓮花ちゃんと一緒にいってらって、観光PR、パンフレットの配布と

か、物産の販売とか行っておりました、各地、奈良県外にも行ったときに、だんだん蓮花ちゃんというのが県外でも蓮花ちゃんということで認知度が高まっております、効果があったのではないかと考えています。

平成25年2月21日現在で、蓮花ちゃんといまして168回、いろんな市内の施設なり、県外に出ましてPRを行っております。

以上でございます。

西川委員長 川辺委員。

川辺委員 ありがとうございます。新規ということで、これは寺口・忍海線の山手の方の林道ということであると思いますが、これから、これ、毎年続くかどうかわかりませんが、1回切りかわかりませんが、続けられたら、こっちの方もこっちやから、やっていただきたいとします。それで、また、蓮花ちゃんの方はもう本当に大変なお仕事やと思います。今聞いたら、168回、行ってらっしゃるということで、葛城市の本当に全国的にPRしてもらうのは大変ありがたいことだと思っておりますし、また観光の面でも、葛城市には名所がたくさんございますので、その点、またこれからもどんどんPRしながら、効果が上がるように。また予算足らんかったら、こんなふうに続けていただけて結構です。こういうことは葛城市のためやからね。私は大いに期待しますので頑張ってください。

以上です。

西川委員長 ほかに、質疑。

白石委員。

白石委員 それでは、81ページの林業費、林業振興費、関連質問であります。工事請負費の900万円、複数の委員から質疑がありました。寺口の林道のり面の補修80メートル、こういうことであります。当然林業の振興ということから考えれば、この間、実施されてきた間伐、あるいはこの鳥獣被害に対するネット柵の設置等は当然、これは農業にも関係することだと思えますけれども、育成だけではなくて、収穫をしていく。経営を支援していくということからすれば、林道の整備が林業の経営にとって命になるわけですね。本市の山というのはヘリコプターでの搬送もなかなか難しいということもあります。そういう点で、林道の整備について、この委員会に工事請負費として出てまいりました。これはどのような手続というか、例えば森林組合から要望があつて、その要望に基づいて手続をしていただいて、林業振興に資する事業ということでこの工事がなされるのか。その辺、注目しているわけですが、どういう形で整備をする運びになったか、お聞かせをしていただきたい。これが更にどのように整備を進めていく計画なのか、お聞かせをいただきたいとします。

それから、84ページ、85ページにまたありますが、4日の緊急雇用創出事業費についてお伺いをしてまいりたいと思います。本市は、緊急雇用創出事業を初め、麻生さんから民主党政権、さらにまた安倍さんと緊急経済対策の中で打ち出されてきた事業に積極的に取り組んできたわけでありまして、その中で1つ、お伺いしておきたいのは、13節委託料のバイタル調査事業委託料2,363万1,000円です。それから、公共施設調査業務委託料3,222万3,000円。これで3つ目ですから、ここで終わっておきますけれども、それぞれの内容をお伺い

いしておきたいと思います。

西川委員長 農林課長。

池原農林課長 ただいまご質問いただきました林業振興費の工事費といたしまして、寺口、忍海谷地区の林道整備をいたしますねんけれども、これにつきましては、大字寺口の方から要望がございました。ここにつきましては、先ほど白石委員も言っていただいたように、寺口地区は鳥獣害の被害が大多数出ておりまして、この地区にも鳥獣害の網を張らしているんですけども、この林道ののり面が崩れまして、そののり下に張っております鳥獣害の柵がつぶれている現状が起きております。これにおきまして、大字寺口の方から、山ののり面の崩れをとめていただきたいということの要望がございまして、林道の整備を行う、そして、また、そののり下の方にもまた水路が入っております、これは忍海谷の方から重要な水路が入っておりますので、森林の多面的機能を確保するがためにも、森林の林道事業として工事を行うものでございます。

以上でございます。

西川委員長 健康増進課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。よろしくお願いたします。

先ほど白石委員のご質問でございます。緊急雇用創出事業費の委託料、バイタル調査事業委託料でございます。バイタルというのは生命に係るものということで、脈拍、血圧、体温、呼吸数の生命維持にかかわる基本の4つの指数ということでございます。市民が安全で安心な生活を送るために、日々の健康管理が重要と考えております。葛城市におきましても、高齢化が進み、健康に不安を抱える高齢者やひとり暮らしの方におきましては、医療機関にかかることが容易にできない方が少なくないと思われております。

そこで、緊急雇用創出事業の一環を利用いたしまして、保健師、看護師などの専門員2名、新規雇用を10名の方によりまして、ひとり暮らしの高齢者など健康に不安がある方を対象に、約200名の方を対象に調査員が定期的に家庭を訪問いたします。家庭を訪問いたしまして健康機器を使い、体重、体脂肪、筋肉量、骨量などの体組成と血圧、体温、呼吸数、歩数計での運動量を測定いたしまして、日常の健康管理を行い、効率性、効果性を実証するものでございます。

この測定結果につきましては、調査員が携帯するタブレットを使いまして健康管理の中の体重、血圧、先ほど言いましたように、体温、呼吸数などを調査いたしまして、タブレットから1つのサーバーに登録を行い、各自の日常のデータを蓄積いたします。その蓄積したデータにつきましては、健康情報は保健師とか、看護師、栄養士などの専門的な分野でチェックをいたしまして、病気の早期発見、良好な健康管理維持などに貢献するとともに、アドバイスを行いながら、健康管理に努めてもらうものでございます。

以上でございます。

西川委員長 総務財政課長。

山本総務財政課長 公共施設の調査業務の関係でございます。現在、両庁舎を初め公共施設につきましては、建築年次等、それぞれの台帳に基づき把握しておるところでございますが、今回、

この緊急雇用事業を活用いたしまして、それら施設の光熱水費が幾らかかっているといったようなランニングコスト、また、利用者の状況はどうであるかといったような施設別のこういった稼働情報等々を含めた形でこの施設の全体を今回の緊急雇用を活用させていただいて、より施設の全体の調査を精度の高いデータを引き出していきたく、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 林業費の工事請負、林道の整備ということで、また新しい事業を始めたのかなという期待があったわけでありましてけれども、全く林業の振興とは関係のない、大字からの要望で鳥獣の被害に対する事業として設置された防護柵が崩れると、あるいは水路が影響を受けるということで、その改修をやるということでありまして。これはこれとして必要なことだと思います。

こういうことですから、林道の整備に対する計画的な取り組みの一端ということではないということやね。そうですね。はい。この間の林業振興の取り組みを更に林業経営の全体に視野を向けて、これからは森林組合等とも協議をして林道の整備に着手をしていく。こういうことを取り組む、目を向けていくということですね。これを機会に、私もしっかり取り上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきたい、このように思います。

それから、緊急雇用創出事業のバイタル調査事業委託料という形で、これは事業そのものの内容は、本当にひとり暮らしのお年寄り等、なかなか出歩くことができない人たちの健康を守るとともに、日常、ふだんから健康をチェックしていくという事業として、貴重なものだと思っております。

問題は、緊急雇用対策としてではなくて、新たな事業につなげていく、こういうことが求められるし、また注目をしたいと思っております。ぜひこういう事業を契機に、新たな情報化の技術も含めて活用して取り組んでいただきたい。このように述べておきたいと思っております。

それから、公共施設調査業務委託料3,200万円、非常に多額な予算であります。これは全ての公共施設が対象なんですか。市長がうんうん言うてるから、どの程度、あるのでしょうか。

そして、ランニングコストとか、利用者の状況、それから、そういうご答弁がありましたけれども、この施設そのものの老朽化というか、あるいは整備そのものの更新とか、そういうことをも含まれているのか。その点。

また、そういうことをやろうと思えば、当然、技術者を含めてスタッフで、確かなスタッフで、この新規採用11人ですか、含めてこの事業を委託するということでもありますけれども、相当な人手、あるいは技術、経験が要る作業と思われまして。私が言ったような施設そのもの、施設設備そのものなのか。この老朽化の把握、その中でこの修理、補修計画をどうしていくのか。施設設備についても同等な評価をされていくのかということになれば、そうなると思うんです。ご答弁を改めてお願いしたいと思います。

西川委員長 総務財政課長。

山本総務財政課長 公共施設の調査業務でございますが、施設につきましては、現在把握しておる市有施設全体を対象として実施いたす予定でございます。なお、老朽化の関係でございますが、劣化度調査等々につきましては、今回のこの業務内容の中には入っておりません。あくまでも、個々の施設の現状の実態を把握、まずはしていくと。こういう内容での位置づけの今回の調査でございます。

以上でございます。

西川委員長 市長。

山下市長 少しだけ補足をおきますけれども、葛城市全体、教育委員会のものも含めて棟数でいきますと239棟の建物があります。これだけの建物を維持管理していくということは、かなりの経費がかかるわけでございます。当然先ほど白石委員がおっしゃったように、いつか建て直す時期や、また延命措置を講ずる必要があったり、その使命が終わったときにはそれを壊していくというようなことも含めて検討していかなければならない。その材料をまず把握をしていく必要があるだろう。いつ建てられて、現状どれだけの維持管理のコストがかかるのかということもまずこの緊急雇用創出事業をおかりをしながらさせていただくと。この中で出てきた数値、建物のデータを活用しながら、その次の年以降、どういう形でこれをファシリティーマネジメントをしていくのかということの事業を次々にご提案させていただかなければならないと考えております。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 市長からもご答弁をいただきました。バイタル調査事業についてはご答弁がなかったわけでありまして。

西川委員長 ちょっと待って。これは答弁求めていたかな。

白石委員 いやいや、その事業を次につなげていく、そういう計画はありますかということなんですけれども。

西川委員長 市長、どうぞ。

山下市長 すいませんでした。これはあくまでも半年から、1年間ぐらい調査をさせていただきながら、現状、葛城市の中でどういうことができるのかを、すぐに導入というのはできませんので、探っていく必要があるだろうということで、緊急雇用でさせていただいております。今後、この平成25年度の中でとらせていただいたデータや、また、その作業等の手順も踏まえて、次に葛城市民全体でどういうことができるのかというようなことも含めて検討していく材料の1つにしていきたい。まずはやってみて、その中でメリット、デメリット、また、いいところ、悪いところを出していきながら、次につなげていく方策を考えていく作業であると考えていただきたいと思います。

西川委員長 白石委員。

白石委員 改めてご答弁をいただきました。バイタル調査事業については、これは事業の中身からすれば、これは本当に緊急雇用対策から葛城市の保健を実施していく1つの柱として継続されるということが出来る事業だと思います。全国各地で政府が打ち出してきた緊急雇用対策事

業に基づいて実施された事業をその町の独自の事業として実施をされているところがたくさんあります。教育、保健福祉、いっぱいあります。ぜひ市長が答弁されたように、このデータをもとに、どれほど効果があるか、どういうことができるかということをご議論をされて、更によりよいものをこの事業として実施をされることを求めています。このように思います。

それから、公共施設の調査であります。内容は基本的にはソフトというか、どの程度の利用があるのか、どの程度のコストがかかっているのか、どれほど市民にとって有効な施設であるのかということ調査をする。そのことによって、先ほど申された新たな事業につなげていくということであろうと思います。

そういう意味でも、単に老朽化やそれのための対策ということじゃないけれども、やはり委託される技術者、あるいはスタッフが本当に正確な作業がされることを求めています。このように思います。

以上です。

西川委員長 ほかに。

川西委員。

川西委員 85ページになります。5款の農林商工費の中の緊急雇用創出事業の中の13節の委託料の中なんですけれども、今、白石委員もご質問なさってありましたバイタル調査の委託料の件でございますが、これは約200名のひとり暮らしの方を対象として行う事業であるとさっき説明がありました。もちろんひとり暮らしの方というのは非常に大事なことなんですけれども、葛城市も高齢化になってきておまして、2人暮らしであってもかなり高齢化の方がいらっしゃいます。そういう点で、ひとり暮らしの方のみじゃなくて、将来の方向になると思うんですけれども、高齢のご夫婦の方もこういった対象になるように、今後考えていただきたいと思っておりますので、この件につきましては要望しておきます。

それと、もう1点は、その上にあります地域防災マップ作成業務委託料3,060万1,000円が計上されております。県の中でも、昨年、これだけ早く地域の避難所であるとか、避難場所、いろいろなことを調査したというのは、本当に葛城市が一番最初ではないかと思うんですけれども、いよいよ作成をされるということですのでけれども、概略等について、もしわかるようでありましたら、ご説明いただけないでしょうか。

西川委員長 生活安全課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江です。

ただいま川西委員おっしゃられましたように、平成24年度に市内44カ大字、これは6月、7月、管理職員の割り当てによりまして数回訪問し、危険箇所、また避難路、そうした部分につきまして聞き取り調査をいたしまして、そうしたデータの集積したもの、また地図に落としたものは市役所においてでき上がっております。これは聞き取り調査のみでございましたので、今後は専門的な技術者を配置した中で再度、危険箇所の技術的な面からの調査も行いまして、また避難路におけます危険箇所などもご確認いただいた中で大字へ赴き、すり合わせをして、約1,500部、各大字ごとに防災マップを作成させていただこうとする予算で

ございますので、よろしくお願いいたします。

西川委員長 川西委員。

川西委員 今、国が言っています防災・減災ニューディールのソフト事業として、この事業は申請することができないのでしょうか。もしわかりましたら、お願いいたします。

西川委員長 生活安全課長。

菊江生活安全課長 ただいまの防災・減災にかかわる事業としてということでございますねんけれども、防災・減災は設備とか、そうした……。

(「ソフトの方」の声あり)

菊江生活安全課長 ソフト事業はございませんでして、ハード部分が多うございます。

以上でございます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 ちょっとその辺もよく調べていただくことによって、少しでも予算が下がると思います。

それと、今、課長のお話にありましたように、危険箇所、これもこの事業が使えると思いますので、早急にやっていただきたいとお願いいたしたいと思います。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

岡本委員。

岡本委員 まず79ページ、地籍調査費ですけれども、これは毎年ずっと計上されておるわけですが、地籍調査、始まって大体もう40年余り過ぎておるわけですが、一応事業は完了してるんじゃないかなというように思っております。ここに目をつくったらいかんということはないわけやけども、恐らくここで必要になってくるのは負担金。いわゆる国土調査推進協議会、これには加盟してるんで、毎年、会費は要ると思うんですが、その分であれば農業総務費か何かに合体をして、この目はもう要らんのかなと思います。

それから、次に、団体営土地改良事業費ですけれども、同じように委託料、あるいはまた工事請負費の内訳を教えてくださいのと、いわゆる平成24年度で、今度、繰り越しをされる震災対策の農業水利施設整備事業1,917万円ですか、繰り越しされておるわけで、そのうちの1,000万円については池の調査を5ヶ所される。あるいはまた、2ヘクタール以上ですか、131カ所、調査されるということなんですが、この調査、繰り越しですので平成25年度中に終わると思うんですが、例えばその箇所の中で危険箇所ができたときに、平成26年度から予算をつけて例えば池の修理とか、そういうのが入っていく前提で繰り越しされたと思うんですが、そういう考え方でええわけですか。

それと今、林業振興費でいろいろ問題になつとるわけですが、この中のいわゆる委託料、奈良の元気な森林づくり推進事業、これは名目を変えて、いろいろ県の方からも補助金出て、間伐のことやと思うんですが、これ、毎年、間伐していくわけやけど、なかなか西山は間伐が進んでおらないということなんで、葛城市として、大体全町、これは何ぼあるのかな。700町ほどあるのかな。もっとあるのかな。新庄は500町ほどやけど、ちょっと當麻の方はようわからんわけやけど、その中で、大体どのくらいの計画を立ててやっていけるんか。

例えば全部、公費で賄いますよと言うのであれば協力してもらえらると思ひますけども、個人の負担金は要らんわけかな。そこらも一緒に教えてほしいと思ひます。

西川委員長 農林課長。

池原農林課長 ただいまご質問いただきました森林の間伐の計画なんですけれども、現在、葛城市には1,375ヘクタールの森林があります。これにつきまして、今年度、約10ヘクタールで、平成24年度についても約10ヘクタールの方を間伐させていただき、毎年約10ヘクタールずつ計画で行っていく予定でございます。ただし、個人負担については一切、現在はいただいております。現在、県の事業として、100%事業としてやっております。事業規模自体を30ヘクタール、40ヘクタールという形になりましたら、どうしても林業の整備でありますので、冬場事業になりますので、余り面積が拡大した中では事業執行ができないというのが現状でございます。

それと地籍の委託料なんですけれども。

西川委員長 目が要らんの違うかということは。

池原農林課長 すいません。先に、団体営土地改良の工事につきまして、委託料といたしまして南花内の頭首工として1,000万円、適正化事業といたしまして石井池の分をしていただき、2,500万円を計上させていただいております。工事請負費1億2,500万円の内訳なんですけれども、南花内頭首工として3,000万円、石井池の適正化事業といたしまして。済みません。単位が間違えました。委託料といたしまして250万円、南花内頭首工が100万円、石井池の適正化が150万円、工事請負費としまして1,250万円といたしまして、南花内の頭首工が300万円、石井池が650万円、同じくイセ池が300万円、合計1,250万円になります。

それと、震災対策のため池調査事業なんですけれども、現在131カ所並びに5カ所、調査をさせていただきますねけども、もし異常が見つければ、今度、整備事業として取り扱っていく所存でございます。

以上でございます。

西川委員長 市長。

山下市長 地籍調査のことにつきまして、私の方からお答えをさせていただきます。全体事業としてというか、つい1カ月ぐらい前ですか、奈良新聞の方に地籍調査がどれだけ進んでいるか、各市町村のパーセンテージみたいなものが出ておまして、葛城市は県内では断トツの1番だったと思うんですけど、しかし、平野部ではほぼ全ての地籍調査が終わっております。それと西山の部分で言いますと、旧當麻地区は、加守以外は全て地籍調査が終わっております。しかし、今言いました加守の部分と新庄側の西山が全て地籍調査が残っておるということで、まだこの目を外すわけにはいかない。人手のこともありまして、本来なら毎年少しずつでも地籍調査に当たらせていくべきではあると思ひますけれども、実際、これに取りかかると2名の職員がそこに張り付きで毎日のように山に入ってもらわないといけないというような状況が起こってまいります。よって、現在のところ、職員の確保等の問題から、地籍調査に赴かせる人員の確保ができていないという状況ではございますけれども、目としては残していかなければならないと思っております。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 地籍調査について、今、市長の方から説明いただきました。いわゆる地籍調査というのは、人間に戸籍があるように、土地の戸籍ということで、40年代、国の方から、明治にできた土地台帳よりも正確なものということで始まったと思うわけでございます。奈良県でも、當麻、新庄、一番先から始めておる。今、市長がおっしゃられたように、平坦につきましては100%に近いほど全部完了して、終わっておる。

しかし、山林ということになってきますとなかなか費用もかかるし、あるいは平地のように、きちんと測量しても、なかなか土地の境界というのは確保しにくいということの中で、山林の所有者の人は、大変失礼な言い方をして怒られるかわからんけども、税収についても、そのくらい大きな税収もいただけないということになれば、山林については休憩というんか、休止というんか、そんな方向にされた方がいいのではないかなど。ということは、今、市長がおっしゃるのように、職員はつけないかん、費用はかかるというようなことになってきて、なかなかメリットも少ないように思うんで、ちょっと私もそういう質問をさせていただいて、休止って言うたら怒られるかもわからんけども、そんなふうにされたらどうかなということでも質問させていただきました。これ以上、私も質問する気はありませんので、そういうことだけ申し上げておきたいと思います。

それから、団体営の関係につきましては、いわゆる工事箇所を教えてくださいました。池の調査については、危険箇所が見つかり次第、順次対応していくということである。そういうことであれば対応していただきたいと思います。

それから、林業の関係ですけれども、毎年10ヘクタールということになって、1,375ヘクタールですか、全長。かなりの年月がかかってくるやろし、全部、間伐してないということではないんで、大体10年ぐらいでおおむねまああの線まで行くのかなと思いますねんけど、そのぐらいでええわけですか。

西川委員長 農林課長。

池原農林課長 間伐がいつぐらいという形になるんですけれども、この前に山林の荒廃状況調査をさせていただいたときに、見た目では杉、ヒノキ、一次林が多いんですけど、針葉樹が多いように見えるんですけれども、中に入ってきた場合には、広葉樹が結構入っておりますので、約10年、15年ぐらいでは、大体見た目では間伐したような雰囲気。それと、また、大きな山の所有者の方は各自で間伐の方をされておられる状態ですので、それも踏まえた中では、今まで以上には荒廃はとめられるとっております。

以上でございます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

辻村委員。

辻村委員 それでは、私の方から、83ページの2目観光費の8節報償費、観光アドバイザー会議委員報酬費についてお伺いをしたいのと、それから、19節の負担金補助及び交付金の二上山美化促進協議会負担金についてお伺いいたします。

まず、観光アドバイザー会議委員の構成メンバー等を教えていただきたいと思います。二

上山美化促進協議会というよりも、この二上山についてお伺いしたいんですが、二上山の登山道等の危険なところの点検とかいうのはどのようにされているのかを教えてくださいと思います。

以上2点です。

西川委員長 商工観光課長。

下村商工観光課長 まず観光アドバイザー会議について説明申し上げます。葛城市におきましては、いろいろな観光資源がたくさん、多くございます。この観光資源を活用するため、有識者による10人の委員様になっていただきまして、いろいろなアドバイスをいただいております。委員の構成メンバーでございます。委員長として溝畑宏様、これは内閣官房参与で前観光庁長官でございます。副委員長といたしまして山下和弥、葛城市長で観光協会の会長でございます。委員といたしまして、尾登誠一様、東京芸術大学美術学部の教授でございます。次に、委員といたしまして、宅清光様、三機工業株式会社相談役で葛城市出身の方でございます。それと、シェリー山口様、NHKエグゼクティブプロデューサーでございます。中井政嗣様、千房株式会社代表取締役社長でございます。山本雅弘様、毎日放送相談役最高顧問でございます。魚谷雅彦様、地域ブランドヴィジョン代表取締役社長、前日本コカ・コーラ株式会社会長でございます。高木正年様、商工会会長でございます。それと松村實昭様、當麻寺中之坊の院主様でございます。構成メンバーは以上の10名でございます。

それと、二上山美化促進協議会の負担金でございます。葛城市、太子町、それと香芝市によりまして二上山美化促進協議会を構成しておりまして、毎年4月に岳のぼりを実施するわけなんですけれども、その中での活動費、また、岳のぼりのイベント等を行いますので、その賞品等、いろいろな景品等の費用でございます。

登山道の点検につきましては、今現在は特に行っていないんですけども、一部ボランティアの方で整備をいただいている方とかございます。

以上でございます。

西川委員長 辻村委員。

辻村委員 ただいまご答弁いただき、詳細に構成メンバーのお名前まで言っていただき、ありがとうございました。観光アドバイザー会議で、このような有識者の方々と会議していただくということなので、本当に葛城市の観光については、市長の方もいつもおっしゃっているように、観光について、この有識者の方々といろいろな会議の内容も濃くしていただき、葛城市のためにご尽力いただきたいと思います。

二上山の登山道の点検についてなんですけれども、自然災害等で危険なところがあると登山者の方から聞いております。先ほど申されたように、4月23日に岳のぼりが開催されると思うんですけれども、たくさんの方々が登山道を通って雌岳の方に行ってくださいという形になるので、もしできることであれば、本市の方でもこの点検をしていただき、改善していただくようにしていただきたいと思います。先ほど岳のぼりのことをおっしゃいましたが、雌岳の方でイベントを開催されるんですけれども、雄岳の方に登山される方というのは大変少なくなっていると思うんですが、それはなぜか、理由をお聞かせいただきたいと思います。

西川委員長 商工観光課長。

下村商工観光課長 雄岳は登山で登られる場合、有料、個人の敷地になりますのでお金を取られるということも1つの要因ではないかと思っております。

以上でございます。

西川委員長 辻村委員。

辻村委員 最後になりますけど、やはり有料ということは、入山料として200円取っておられると聞いておりますが、この23日の岳のぼりの日だけでも無料開放していただけるように、たくさんの方に二上山を知っていただきたいと。市長の方が竹内街道の1400年記念事業ということもありますので、二上山の方にもつながってまいりますので、せめて23日の岳のぼりの日でも無料開放していただくように、また交渉していただきたいと思えます。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

川西委員。

川西委員 これは92ページにあります6款の土木費の中の3目の公園管理費、その中にあります13節の委託料、芝管理委託料として600万円計上されております。以前のあれを見ましても、ずっと毎年、この数字が上がってきております。場所と使用回数等についてお尋ねしたいと思います。

西川委員長 教育委員会。建設とちがって教育委員会なんですね。

山下市長 第1健民グラウンドの分ですから、後でまた答弁させていただきます。

西川委員長 それでよろしいか。

川西委員 結構です。後で結構です。

西川委員長 よろしいか。ほかに質疑ありませんか。

下村委員。

下村委員 88ページなんですけれども、区分の19です。負担金補助及び交付金、尺土駅構内エレベーター設計費補助金ということで、これはシミュレーション図を見ても、エレベーターを駅前広場のところに新しく設置するという、これは決定になっていると思うんですけれども、このエレベーター、保守管理、今後何年か管理もしていかなければいけないということで、市の方でその管理補修費も、今後、その費用を市の方で持たなければいけないのか、どうかということと、もう一つ、今後のことなんですけれども、南側にエレベーター、これはバリアフリー対策でこういう設備をされるということと思うんですけれども、尺土駅というのは北側、南側ありまして、実際南側の方は、6割は南側から乗降される。それも調べで大体わかっておりますけれども、北側は約4割というような割合で乗降されると思うんですけれども、北側に今後、バリアフリー対策で設備されるのかどうかということもお聞きしたいのと、なぜこういう質問をするかといいますと、国道166号線に、これは国道ですから、国の方の予算でされると思うんですけれども、遊歩道、これもバリアフリー対策ということで、歩道の設備を今後、高田土木の方で私はちょっと説明を聞いたんですけれども、尺土から、今、當麻庁舎の玉井医院のところ辺だと思えるんですけれども、今ちょうど工事をやっておら

れますけど、尺土から當麻庁舎の辺まで遊歩道を設置するというのも少し聞いているんですけども、そういう関連性があるって、バリアフリー対策の今の尺土駅前の件なんですけれども、今後、南側だけではなく、北側もどうされるかということもちょっとお聞きしたいんです。

西川委員長 建設課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いたします。

今の下村委員の質問でございますけれども、予算に上げさせていただいております尺土のエレベーターの設計補助金にございましては、これにつきましては尺土駅構内のエレベーター、近鉄が設置するものに対する補助金でございます。これにつきましては、先ほど下村委員が申されましたように、尺土駅前周辺整備事業に連動して、移動円滑化の促進というバリアフリーの基本方針に基づいて、駅のバリアフリー化の整備事業に対して国、奈良県、葛城市と鉄道事業者が連携して駅のバリアフリー化を進める事業によるものです。そのために市の方は補助を行うものでございまして、国3分の1、県6分の1、市6分の1というような形の中で、近鉄における設置事業に対して補助を行うということで計画をしておるところでございます。

なお、平成25年度におきましては、この設計費用の分の6分の1で270万円を計上させていただいております。

あと、ご質問の保守管理でございますけれども、今言っておりましたように、駅の南側、尺土駅前整備事業を進めておるわけでございますけれども、その中で、今の計画の中では、エレベーターにつきましては市の方で計画をさせていただいておりますけれども、それにつきましては市の方の保守管理というような形になってこようかなと思います。

あと、国道166号の歩道整備でございますけれども、今現在、下村委員おっしゃっていただきましたように、管轄につきましては高田土木事務所の方で工事を進めていただいておりますというところで、大字の方の調整も済み、一部今までの現道の部分の整備というような部分と、新たに歩道を設置するというような形の中で工事を計画させていただいております。

今後の見込みにつきましては、今の計画の中では、国道166号の南側の部分の歩道整備というような形の中で地元の方の協議も進めておるということで聞いておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

西川委員長 市長。

山下市長 北側の方のバリアフリー化ですけれども、まず、今回、尺土駅の駅前広場をつくるに当たってバリアフリーの検討委員会というのを立ち上げて、尺土駅、磐城駅、それと庁舎に行くまでの道のバリアフリー化というものを計画策定し、それを逐次、遂行しておるわけでございますけれども、今後、尺土の駅前の南側の開発が一段落つきましたときに、北側をどうしていくのかということも含めて検討していかなければならないと思っております。また、そ

の折には地元の皆さんの意見等、しっかりと聞きながら、どういうふうにして進めていくべきかということを考えさせていただきたいと思っております。

西川委員長 下村委員。

下村委員 よくわかりました。細かい話になってくるんですけども、先ほどのエレベーターの保守管理ということで、設置された場合、今はエスカレーターというんですか、階段の乗降の、これは南側も北側もありますけれども、これは恐らく近鉄側が全て保守管理もやってると思うんですけども、考えれば、このエレベーター、今度、バリアフリー対策ということなんですけれども、国からの補助も出ると思うんですけども、こんな維持管理も本当言うと近鉄がするべきではないかなと、個人的にそんなことを思うんですけども、何でかという、市のエレベーターもかなり頻繁に管理というか、保守点検に来られていると思うんです。実際これ、駅構内のエレベーターを設置されますと、使い方も荒いし、いろんなことで保守整備が必要になってこようと思うんですけども、それを全てというんか、近鉄側で一銭も持たんと、葛城市の方で持つということはどうも何か腑に落ちんようなところがあるんですけども、そこでちょっと考え方だけ言っていただいて、それはそれで仕方ないと思うんですけど、よろしくをお願いします。

西川委員長 建設課長。

石田建設課長 すいません。1つ、申し忘れましたけれども、今ご質問のように、近鉄の構内にあるものにつきましては近鉄側の保守点検管理業務というような形になってこようかなと。市の方で設置するエレベーターにつきましては、また市の方で保守管理をしていく部分がございましてけれども、あくまでも近鉄側の敷地内にある分につきましては、近鉄側の方での保守管理というような形で基本的には考えております。

西川委員長 どうぞ市長。

山下市長 あくまでも、そこに取りつけの通路であるというようなところは葛城市の保有する道路という考え方をするわけでございます。ですから、葛城市の道路の維持管理のコストは市が払っていくという考え方に基づいて、エレベーターの保守点検をするということになってございます。

西川委員長 それでは、午前中の会議はこれで置きたいと思います。暫時休憩します。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時00分

中川副委員長 それでは、午前中に続きまして会議を再開いたします。

再開につきましては、午前中に川西委員の方から質問のありました第6款、92ページの公園管理費、この中の委託料、芝生管理委託料600万円、これについての答弁、所管が土木ではなくて、教育委員会の方の執行になりますので、教育委員会の方、出席されておりましたら、答弁お願いいたします。

中川副委員長 西川課長。

西川体育振興課長 体育振興課の西川でございます。よろしく申し上げます。

芝生グラウンドの管理委託の内容について説明申し上げます。新庄第一健民運動場の芝生

部分7,500平方メートルと新町公園球技場の芝生部分9,500平方メートルの管理の内容でございます。芝刈り、集積作業が年9回の実施、エアレーションが年3回の実施、そして、除草剤、また肥料の散布が年3回、そして、夏場の水置き、こういう内容でございます。

中川副委員長 川西委員。

川西委員 先ほどにもお願いしておったんですけども、使用回数、この辺もちょっと教えてください。2つのグラウンドを管理しているということですね。

(「はい」の声あり)

川西委員 それの使っている、何に使っているのか、何回使っているのかという回数等はわかりませんか。

中川副委員長 課長。

西川体育振興課長 4月、5月、6月は芝生の養生期間ということで閉めておまして、7月から3月まで主にサッカーやグラウンドゴルフに使われておりますが、土・日はほとんど使用されてるような状況でございます。こちら側としましても、週1回は休養といえますか、あけるようにはお願いしているところでございますが、ほとんど週1回の休養期間を除いては、ほぼ毎日使われているような状況です。

中川副委員長 川西委員。

川西委員 第一健民の方はそういう形ですね。もう一つの予備のところがありますね。この分に関してはどんなような形ですか。

中川副委員長 課長。

西川体育振興課長 サッカーで使われる場合は、ほとんど新庄第一健民とサブグラウンドがセットで使われることは多いんですが、どちらかといいますと、サッカーで使われる場合は新町球技場の方が多いように思います。サブグラウンドというのは、新町球技場の方がサッカーの使用としては多いかなと思います。

中川副委員長 川西委員。

川西委員 どうもありがとうございます。結局どっちも非常に頻繁に使われているということであるということですね。そう解釈してよろしいんですね。はい。

いずれにしても、毎年この600万円というのはずっと長年の間、計上されておりますので、この辺のこともお願い、業者に委託しておるとのことだと思っておりますけれども、ご検討願いたいなど、数字が気になりましたので聞かせていただきました。

それともう1点、もしほかの競技も使えるようなことはできないのかということをお尋ねもしておきたいなと思っておりますけれども、今のお話でしたら、ほとんど土・日はあいていないということで、平日というのはだいぶあいている期間があるんですか。その辺だけお聞きします。

中川副委員長 西川課長。

西川体育振興課長 平日はグラウンドゴルフで使われることが多いかと思いますが、グラウンドゴルフ以外で芝生でされることというのは、まず今のところはないように思います。

川西委員 わかりました。結構です。

中川副委員長 ほかに、何かご質問ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、土木の方で聞きたいと思います。まず初めに、87ページ、道路新設改良、この分について、委託料なり、工事請負費、毎年1億円からの工事請負費が計上されておるわけですがけれども、この中で道路新設改良、ほとんど道路の改良が主やと思いますけれども、補正で8,300万円、委託料も含めてですけれども、全部舗装工事ということで聞いておるわけでございます。平成25年度につきましては舗装を除いた箇所が大半であるかと思えます。その箇所について、どこの箇所やということやなしに、いわゆる全体の箇所数、例えば舗装が一部含まれているのであれば舗装何カ所、あるいは道路新設改良何カ所、それで結構ですんで教えていただきたいのと、この財源内訳の中で、地方債で1億3,770万円されてるわけやけど、これは補助対象、交付金か何かになっとるんかな。もしなっとるのやったら、いわゆるこの事業費の内訳で補助と単独と分けて説明していただきたい。

その次に、尺土駅前周辺整備事業ですけれども、これは完全な補助事業ということですので、一応今年の事業費の割り振りですね。いわゆる補助の事業でどれや、単独でどれやということをお教えしていただきたい。

その中で、いわゆる役務費、この中で土地鑑定手数料35万円入っているのと、委託料100万円、これの内訳、それと公有財産の2億790万円の筆数と面積。工事請負費1,500万円ですけれども、これは損目程度に組んだのかなと思いますけれども、もし工事箇所があるとしたら、教えていただきたいと思えます。

それと、先ほど負担金の中で、下村委員が聞かれた尺土駅構内のエレベーター設計費、これが上がっておるわけですが、エレベーターの全体事業費、どのくらい見込んでおられるのか。それと、この前の答弁の中で、いわゆる近鉄の建物敷地内にエレベーターを設置するのか、近鉄の敷地外で設置されるんか、そこらも教えていただきたいと思えます。

中川副委員長 建設課長。

石田建設課長 ただいまのご質問でございますけれども、道路新設改良事業におきましては、平成25年度におきましては、21カ大字、28路線というような形で計画を進めておるところでございますけれども、28路線、地区による計画のため複数路線が存在するため、28路線より超えるという路線数にはなっておよそかと考えておるところであります。

先ほど申されたように、この内容につきましては、舗装改良事業、道路改良事業というような形で計画をさせていただいておるところでございますけれども、その箇所、部分につきましては、舗装が12改良で、残りが道路改良事業というような形となっております。

次に、これの尺土事業の役務費でございますけれども、これにつきましては、代替地要望の対応をするために、一応土地鑑定料というような形で35万円を計上させていただいておるところでございます。また、委託料の100万円につきましても、測量設計委託ということで100万円を計上させていただいておるわけでございますけれども、これにつきましても、代替地を確保するために確定測量が必要になった場合の部分で、その業務のために100万円を計上させていただいておるところでございます。

また、工事の1,500万円につきましては、平成24年度の国の緊急経済対策におきまして葛下川の橋りょう工事ということで、そちらの方で補正をお願いしておりますけれども、それと合わせて、こちらの現年の平成25年度の工事に合わせて、合併施工というような形で、できたら施工させていただきなということで計上させていただいているものでございます。

あと、道路新設改良事業の財源でございますけれども、ちょっと今、手元に資料がありませんので、私の方で後ほどでよろしいでしょうか。

それと、エレベーターにつきましては、先ほど下村委員の質問では言葉足らずの部分があったかわかりませんが、今、こちらの方の補助というような形で計上させていただいておりますのは尺土駅構内ということで、設置の補助というような形で考えさせていただいているものでございまして、今、橋上駅ということで尺土駅はなっておりますけれども、開札からホームへおりの部分、近鉄側のホームにおりる部分のエレベーターの補助というような形でご理解をお願いしたいと思っております。

あと、尺土の用地につきましては、17件の地権者のうち、現在9名の契約をさせていただいておるところでございますけれども、残り8件の地権者の方につきましては、代替地の合意を得ているところもある方、また、土地利用の計画を検討されている方等がおられるわけでございますけれども、その中で平成24年度の契約につきましては3件の契約を執行させていただいておるところでございます。平成25年度におきましても、平成24年度からの繰り越しの分と合わせて契約済みの残額、また残り8名の方の執行を予定しておるところでございます。

以上でございます。

中川副委員長 岡本委員。

岡本委員 1つずつ、道路新設改良の中で工事関係で舗装が12カ所、工事16カ所、こういうふうにお聞きしたわけですが、例えば道路橋りょう維持費、工事費1,900万円と入っておるわけやけど、これも大半が舗装の工事だろうなと思うわけですが、これは道路新設改良と道路橋りょうでかなりの舗装工事の金額が計上されてるんやないかなと思います。道路新設改良というのは、大半がいわゆる道路の改良工事ということで予算計上される分やと思いますので、大字要望がないということかもわかりませんが、できるだけ、いわゆる道路の拡幅とか、そういうような方に使っていただきたいなと思います。

財源につきましても、後でまた聞かせてもろうたら結構ですんで、また後、国鉄・坊城線とか聞かせてほしいわけですから、なかったら、また日にちを変えて聞かせてもらいますんで、それは結構やと思います。

その中で、尺土駅前、今、答弁がありましたように、役務費、土地の鑑定手数料、それから、委託料、測量費、今、代替地の委託料、あるいは代替地の測量ということで言われました。この前の初日の委員会で、いわゆるクリーンセンター、ここでも代替地の役務費が出ておる。代替地とは何か。この前も言いましたけども、基本的に、職員として用地買収するというのは公共事業の用地を買収していく。代替地というのは、基本的には国・県でも代替地の提供はできませんというのが基本なんですわな。ですけども、実際に市町村で仕事をして

いこうということになれば、実際に代替地を探してやっついていかないと事業は進んでいかない。これは私も十分承知をいたしております。

しかし、代替地の土地のいわゆる鑑定、あるいは測量、こういうところまで、いわゆる税金を投入するのがええのか。私は大きな間違いであると思います。前回にも、副市長にもお願いをしました。これはまあ言えば認めるわけにはいかんということですので、いわゆる用地の買収されるときに苦勞してもらっているということはよくわかりますけども、公金を支出するところと公金の支出のできないところ、この区分けをきちんと守ってもらわないと、市民の人というのは知らんわけですさかいね。そういうところに税金を投入していったら不公平になってくる。いわゆる代替地を売られる人も、求められる人も自分で費用を出していかなあかんということまで公金をつぎ込むんかということになってくるわけやから、そのらのことをきちんと踏まえていただいて執行してもらわなくては困る。代替地というのは、いわゆる公共用地で金を支払いますということで契約するわけやから、その支払いした金の中でそういうことを執行してもらおう。そういうことやないと、いわゆる二重払いと言うたら失礼かわかりませんが、そんだけの金額を余計に払うたようになってしまうということですので、これは認めるわけにはいかん。そういうことでご理解を願いたいと思います。

それと、今、公有財産のところ、ちょっと面積を教えてください。面積、まだ聞いてませんので、後で教えていただいて結構やと思います。

それとエレベーターの設置場所、近鉄の駅構内ということでお聞きしたように思います。先ほど維持費の話も出てましたけども、いわゆる近鉄の敷地内に設置をしていくということになれば、協定の中でどういう協定になっておるのかは知りませんが、あくまでも近鉄が主体で維持管理をやっていくというのが基本ではないかなと思います。ただ、その通路の出入りするときに、いわゆるエレベーターを利用して通路を利用される方もおられますので、若干の維持の負担というのは認められるわけやけども、基本的には、近鉄の敷地内にあれば近鉄が負担をしていく、こういうことで協議をしてもらいたいと思います。

それともう1点、全体事業費はわからんかもわかりませんが、わからんて、この委託料のいわゆる今、270万円、先ほどの質問の中で国が2分の1ですか、県が3分の1と、市が6分の1、近鉄6分の1と振り分けを言うてもろたわけやけども、この中の270万円ということになれば、全体の事業費に対してのこれだけやから、事業費はどれぐらいかかるんかということをお教えしてもらいたいと思います。

今言うてる事業費といわゆる公的財産の面積、どのくらいになるのか。それと補償補てんですね。補償補てんの件数、どのくらいになるのか教えていただきたいです。

中川副委員長 建設課長。

石田建設課長 ただいまご質問のエレベーターの全体の金額でございますけれども、今ちょっと資料は手元ございませんが、今、予算に計上させていただいておりますのは設計の委託料でございます。その分につきましては270万円で、6分の1が補助というような形になりますので、割り戻しますと今の委託事業的には1,600万円ほどの事業費になるかなと考えておるところでございます。

全体の事業費につきましては、今手元に資料ございませんので、また後日、提示させていただきます。よろしくお願ひします。

筆数は9筆、2,368平方メートル余りの面積でございます。

中川副委員長 中理事。

中 都市整備部理事 中ですが、今の補償の件数につきましては、6件ということになっています。

というのは、繰り越し等の関係も含めまして、調整というた言葉もあれですけども、繰り越しの予算と現年予算との部分がありますので、対象の方につきましては、8件ということになってきて、そのうちの補償分で、平成25年度につきましては6件ということの補償費になっていますということです。

それとエレベーターの関係なんですけども、先ほどの駅構内という形の表現させていただいていたわけなんですけども、ご存じのように、尺土駅の場合、ホームが2つありまして、橋上駅になっていますんで、そこからプラットホームにおけるエレベーターの2基ということの計画を近鉄は持っておるわけです。そのホームの方における分ですので、維持管理につきましては、近鉄の方の維持管理ということで、設備の方につきましては、国の制度、また県の制度、市の制度に基づきまして3分の1、6分の1、6分の1というような形、事業者が3分の1の負担ということで補助の方を出させていただくということになっております。あくまでも事業主体につきましては近鉄ということになってきます。

以上でございます。

中川副委員長 岡本委員。

岡本委員 今、部長の話では、2基つけるということは、いわゆるホームの南側については、もちろん北側も上下があるわけやけども、両方につけるということか。北側にもつける、南側にもつけるということか、2基というのは。

中川副委員長 ちょっと待ってください。岡本委員、3回目ということで認識お願ひします。3回目。

岡本委員 構へんねで。必要あったら構へん。

中川副委員長 中理事。

中 都市整備部理事 すいません。そうしたら、順序立てて申し上げます。申しわけございません。

南側の方につきましては、駅前の広場ということで、私どもは、先ほど市長が申し上げましたように、道路の方の施設ということで1基つけさせていただく分がありまして、その分につきましては市の方の管理ということになります。

次に、今、補助の方という形の中で申し上げておる分につきましては、近鉄の方の事業主体になりまして、橋上駅の方といいますのは、上の方の改札棟のところから下のホームにおけるというので1基があつて、それがホームが2基ありますので、駅の中で下のホームにおけるという形の階段が2基ということで、近鉄の方の事業主体ということでなつてきます。

それで、今の状態の計画の中では、私ども入れまして3基ということになつてきます。北側につきましてはということで、我々も近鉄の方とも申し上げておつたんですけども、なかなか今の規模の中では、北側のエレベーターまでは近鉄の方もまだ受け入れられないということになってきてるということで、北側の方につきましては現状のエスカレーターをご利用い

ただ、また、ここらの関係の方につきましては、現在と同じで、駅員の方に通報していただいて、上げていただくというような形の作業が出てくるという形になってきます。

先ほど市長が申しあげましたように、北側については今後の計画も含めましてということになってくるということでございます。

以上でございます。

中川副委員長 どうぞ、岡本委員。

岡本委員 だんだん基数ふえてくるわけやけど、3基でわからんことないわけやけど、結局、1基は、敷地は近鉄の敷地になるか知らんけど。今のエスカレーター、南側ありますやんか。その建物の外側に、1基はエレベーターがつくと。表現悪いかしらんけども、今、その乗り降りという話をしたはるわけやけども、そうやってきたら、いわゆる大阪向きは南から出るわけやけど、橿原向きが向こうへ越さないかん。そうやってきたら、エレベーターは必要になってくる。その中で近鉄の敷地内の中に2基のエレベーターがつくということですよな。

中川副委員長 中理事。

中 都市整備部理事 今、ホームにおりるのは階段という形になっておるわけなんですけども、その階段に対して、エレベーターでおりていただくということの2基ということになります。ですので、ホームが2つありますので、橋上駅ですんで、上からおりていただくのにエレベーターをつけて乗降願うという形になってきます。

ですので、一番北側につきましては、今、エスカレーターなり階段ということになっているんですけども、エスカレーターをご利用いただくということになってきます。南側の今、出口につきましても、エスカレーターというのは現状のまま残るという形になってきます。

以上です。

中川副委員長 岡本委員。

岡本委員 それやったら、今、エスカレーター残すわけで……。

中川副委員長 岡本委員、もう5回目になりますんでお願いします。

下村委員。

下村委員 エレベーターの関連なんですけれども、先ほど私もちょっと概略、質問させてもらって、最終的に市長から答弁もらいまして、維持管理は市が持つということを私、聞きまして、そのエレベーターで上へ上がって、市の道路と市民の通る道ということで、維持管理は、エレベーターの維持管理もするということなんですけれども、今ちょっと中理事から説明いただいた中で、あと2基、これは駅構内の中で、今は橋上の2階みたいな形で通路になってまして、そこから改札口に入って、そこから下へ、ホームへおりるエレベーターが2基ということですね。この維持管理費は、市は全く関係ないと思うんですけども、これは近鉄側の維持管理でやらなければいけないし、それを設置するのにも、バリアフリーはわかるんですけども、それは別に、市とは別のものだと思うんですけども、ちょっとそれ、お願いします。

中川副委員長 市長。

山下市長 この尺土駅前の広場に関連して、市がつけるエレベーターは1基で、南側の広場に張り出

して広場においてくるエレベーターを1基、これは葛城市が道路として使いますんで、これは市の管理になるわけです。今回、予算に計上されているエレベーター、これは説明不足で申しわけございませんでしたけれども、近鉄がつけられる近鉄の駅構内のホームに、改札から入って、改札からホームに、2つ、ホームがありますから、2つのホームにおいていくために使用される近鉄がつけられるエレベーターです。もちろん維持管理は近鉄がされます。エレベーター、もちろん近鉄がされます。

しかし、これを設置されるに当たって、利用する市からも6分の1の補助金を近鉄との協定の中で組ませていただくということで、今回の予算計上になったということで、一番最初からの説明の中に、近鉄のエレベーターだということを明言するのをうちの担当が忘れておりましたので、申しわけございません。いろいろな誤解を生じましたけれども、近鉄のエレベーターで、管理は近鉄がする。今回の予算計上の中には、葛城市の設置するエレベーターのお金は入っていないということでございます。

下村委員 私、わかりました。

中川副委員長 いいですか。

下村委員 はい。

中川副委員長 岡本委員。最後、聞くだけの方で、もう答弁なしでお願いします。新たな質疑違いますね。続いてですね。

どうぞ。岡本委員。

岡本委員 今、市長のお話、聞きますと、近鉄の駅構内に、橋上駅だから、下においていくのに2基つけるということですか。近鉄の駅構内で2基つけるわけでしょう。

(「近鉄が」「近鉄がつける」の声あり)

岡本委員 近鉄がつけまんのやろ。間違いないねんでやろ。それに対してこの6分の1は、たまたま6分の1協定かどうかわからんけども、それを言うたら市が助成をしていくということですよな。今度、今、市長おっしゃられる、通路として使うエレベーター、この分についての近鉄の負担はどのくらいありますのん。

(「なしや」の声あり)

岡本委員 それであつたら、いわゆる駅前広場をつくるときには、私鉄の協定が6分の1、事業費の6分の1になつとるわけですさかいに、やっぱり駅前広場にも、前から言うとするわけやけど、近鉄の負担があつて当然のことと違うんかな。近鉄は負担せえへん、役所は全部負担せえ。これではちょっとおかしいん違うかなとも思いますわ。そやから、私、何も1人偉そうに言うんやないけども、考え方として、維持管理は当然近鉄しますやろ。しかし、その設計から設置まで6分の1するというのは、ちょっと私、よう理解できませんのやけどな。

中川副委員長 ただいまの岡本委員の分、意見ということでよろしくをお願いします。

ほかに質問ございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、土木費の方に入ってまいりたい、このように思います。もちろん土木費だけではなくて、商工、観光、いわゆる農林商工費にもかかわることありますし、今、尺土駅前

の周辺整備事業にかかわって、近鉄との補助、エレベーターやエスカレーターの議論がされております。それにかかわって、まずお伺いをいたします。

それは近鉄新庄駅の無人化に関することであります。この無人化については、昨年11月だったでしょうか、全員協議会にこの報告をされ、12月からでしたか、実施をされると、こういうことだったと思います。

まず、その後の経過です。無人化された中で、どういうふうな利用者の反応、あるいはそのことによって影響があるのか、ないのか、近鉄との連絡調整が十分なされているのかどうか、この点、まずお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、地域活性化事業について、89ページの5目であります。お伺いをしてまいりたい、このように思います。本事業については、一般質問の中でも言及をし、いろいろ議論をまいっております。尺土の駅前、あるいは国鉄・坊城線の整備等については、当然のこととして測量設計、工事や用地買収に入っている。こういう状況で、これが当然の姿だろうと、こういうふうに私は思うわけですが、本地域活性化事業については、ご承知のように、まだ施設の内容、規模、経営分析、経営の見通しについて協議を重ねてきたけれども、できていないという状況の中で、これからアンケート調査に基づいて設立委員会、あるいはコンサル等がその経営規模というか、経営分析や、その見通しを明らかにし、施設の規模や内容について決めていく、こういう段階であるということが答弁で行われました。

私はその中で、農林課にしても、都市整備部にしても、たくさんの事業を抱えて本当に大変だと。率直に言って、コンサルに委託をして経営分析、見通しを行ってはっきりすべきじゃないかということをお申しました。しかし、予算上はどんどん進んでいっているんですね。新年度の予算で6億7,732万円、これは当然工事費や公有財産購入費、補償補てん費等がもろもろ計上されている。その上に、この3月の定例会に、7号の補正において5億4,000万円が繰り越しをされた。されているということでもあります。合わせて12億円を超える事業費になっている。しかし、実際、事業の内容、具体的な規模、経営分析ができていないにもかかわらず、予算だけはどんどんつけていっていると、こういう状況にあるんですね。これはどのように考えたって、おかしい話なんです。これを議会が認めていくということも、本来おかしい話なんです。

どうでしょうか。こういう形で、また新年度で6億7,000万円という予算が計上されて、これは人件費なんか、これは当然のことですけれども、もう具体的な事業に係る委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償補てん費等々、どうしてやっていくんですか。図面がない。それでも、確かに答弁では、決まってからちゃんと事業費も決めて、今18億円の計画を圧縮をしてやっていきますと言っている。それはそれとして、私は受けとめたいと思っている。しかし、用地についても、これは事業の規模が小さくなる。内容が変わる。こんな中で3万3,000平方メートル、変わらないと言うんでは、全く理解できない、整合性のない話になる。こういう話をいたしました。この点は、私はなかなか譲れないところだと。

予算審査をする中で、そういう根拠がない。しかも、繰り越し明許をされるという形で予算が先送りされるということです。これは申すまでもなく、この予算は本当に、ここで率直

に言っ、できますのかと、部長、どうでしょう。

それから、飛びまして93ページ、吸収源対策公園緑地事業費についてであります。これについても、一般質問初め折々に議論をしてまいりました。一般質問の中では、寄附金に対する法的根拠の問題については、前回の一般質問と同様の所見が述べられました。私はあの質問の中で、市民の中からこういうご意見が出ていますということのご紹介をしました。何で忍海や柿本では寄附金がないのか。市長は、もう忍海、柿本については既に他の事業で取得をして、用地は確保できているから、必要は、当然ないんだという話でありました。

これは事実ですから、私はそのまま受け流しましたけれども、市民の皆さんはそういう視点では言うてないんですね。同じ公園という吸収源対策公園緑地整備事業、まさに温室効果ガスを削減をする。こういう目的のために実施される事業で、一方で、強い要望があるから、喜んで、感謝をして寄附をしたいと言ってくれてるからもらうんだということで寄附金を徴収する。一方では、欲しくも何もない。何も言うてないのに、公園がつくられる。

この議論の当初、副市長は平等性の確保という言葉が言われました。つくるところとつくらないところの平等性を確保するために、負担をもらうんだと。あるいは何ぼでも、要望があって受けたら財源がない。ハードルが必要なんだ。このようにも申しました。どこにその平等性の根拠があるのか。何でハードルをつくるために、国の補助金を除いた額の2分の1を寄附金として徴収しなきゃならない。全くこのような副市長が言ってきた理由、理解できない。その上に、私は、行政や議会というのは、地方自治法や地方財政法、地方にかかわる法や条例や規則、制度、計画にのっとして進めるべく、これは当然の話なんです。地方財政法第4条の5のできた、そのいきさつ、理由は何なんやということまで言わないと、全く、どういうんでしょうか、相手にしてくれない。どうなんでしょうね。幾らでも議論できます。

そうでしょう。緑の基本計画に基づいて、たまたま民主党政権の中で吸収源対策、公園整備、公園緑化整備するんです。その前には、自民政権の中で緑化重点地区整備事業、まちづくり交付金事業やっけてきているんです。6カ所もやっけてきているんです。この事業に地元から寄附金の名目、分担金の名目で負担、徴収しましたか。部長は「一切ありません」、明言しているじゃないですか。何でこの吸収源対策公園整備事業だけ、他の設置できない大字との平等性を確保するために必要なんだと、どんどん言うてきたら、かなわんさかいに、ハードルつくらんなんねん、たまたま葛城市の大字や土地改良区が行う公共事業に対して市が用地取得で補助をする、助成する、そのためにつくった徴収金条例、これでやるんだという話なんです。全く理屈に合わない。去年のこの予算委員会がこの議論のスタートでした。しかし、残念ながら、この3月定例議会の一般質問では、市長が1年前には十分吟味検討して、考えて結論出します。こう言っ、私が最高責任者なんです、と。

ところが、この責任者も、もう全く当たり前のように寄附金もらう。こういう内容でした。もう今さら答弁しろと言っ、答弁同じことになるでしょうから。私は議会の一員として、本予算委員会に参加する委員として、こういうことは当然のこととして認められない。住民の負担が大きくなる、重たくなるからということで私たち、春木議員と一緒に、この徴収金条例の規定の中にある国、県、または国が補助をする事業に対しては、ただし書きであ

るんです。その国や県の補助金の額を除いた額の2分の1を分担金として徴収しますという条例も、私はこんなのがなくすべきだと言うて議員提案しました。2人でしたんです。ところが、議会は、これをなくすと、確かに大字や土地改良区が主体となって行う事業においては、大字や土地改良区が行う事業に対して国が補助金を出すと。万万が一がない、そういう事業においては確かに軽減される。負担軽減されるんです。だから、私たちの提案に反対。こう言うんですよ。負担が重くなるから反対だ。議会ではそういう結論を出した。しかし、これは2,300万円疋田、負担なんですよ。違いますか。大きな負担ですよ。こういうことを見過ごしてどうするか。ご所見あるんでしたら、述べていただきたい。

中川副委員長 杉岡副市長。

杉岡副市長 まず、近鉄の最初の無人化につきましての経過について、改めて説明させていただきます。

昨年の9月ごろでございました。夏、9月前でした。近鉄の方からお越しになりまして、平成20年から5年計画で、利用の少ないところにつきましては、国交省との協議の中で既に計画的に無人化を実施しているというような報告がございまして、既に4年目に当たりますところに、葛城市が平成24年度に実施されるということでございました。その件につきましては、葛城市の同意どうのこうのという部分にも、我々、腑に落ちん部分があったので、ちょうど平成20年に、国交省のところ、我々に何の話もなかったということも苦情、苦言を申しておったわけでございますが、既に経営者側との国、県につきましての申請が終わり、既にもう3年間実施しているというような状況でございましたので、撤回と至らなかったというのが現実でございます。12月に実施されまして、その後、寄せられております苦情につきましては、直接何も聞いていないというのが現状でございます。

以上でございます。

中川副委員長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間です。よろしく申し上げます。

地域活性化事業につきましては、一般質問でも、産業観光部の方がご説明してまますとおり、現在、経営分析等を進める段取りで動いております。ただ、私どもの建設課所管分につきましては、先ほどおっしゃっていた区域の話だと思うんですけども、区域3.3ヘクタールということにつきましては、道の駅としての機能である駐車場とか、休憩場とか、道路情報施設のほか、イベントとか、また非常時などにも活用できる広場等を整備するために必要な面積と考えておりますので、一般質問でもお答えしておりますとおり、我々建設課で考えています3.3ヘクタールで土地買収等を進めていきたいと思っております。

以上です。

中川副委員長 白石委員。

白石委員 まず、近鉄新庄駅の無人化の問題であります。副市長の方から、簡単に経過をご説明いただきました。9月の前ですね。それこそ本当に直前なんですね。我々も11月だったと思うんですが、全員協議会で説明をされ、もう12月からということで二の句もつけない。そういう状況の中で、この無人化が進められた、実施された。20年かけて街路事業、近鉄駅前通り線

が平成25年度で完成という運びになりました。旧新庄町では、まさにまちの中心街として、この近鉄新庄駅を中心に、これは発展を展望して計画をされてきたものであります。そういう事業がめでたく竣工するという中で無人化になる。本当に胸が締めつけられる。先人たちの事業や思いが本当に踏みにじられる。そういう思いであります。

そこで、私は確かに、もう5年も前から、そういうことが近鉄と国交省、県も含めてでしょうか、計画が決められて、どういう基準なんでしょう。乗降客なんでしょう。基づいて無人化にしていく。全く機械的、形式的やり方ですね。その町がどういうまちづくりを目指して事業をやっている。当たり前の話じゃないですか。ただハコモノつくる、道路つくる、駅前整備する、こんなんでもやるんじゃないでしょう。この道路によって、この駅前整備によって、地域活性化事業によって、まちをどうしていくんだという目的を持ってやっているわけじゃないですか。その目的に照らして、こんなこと簡単に受けられないじゃないですか。ぜひ市長、先頭に立って無人化の中止、要求していただきたい。そんな全く相談も受けてない。これはぜひ無人化を、JRも言われたら、そうでしょうけれども、そこは私も辛抱します。しかし、この近鉄新庄駅、ぜひ駅員を置いていただけるようお願いをしていただきたい。私たちも、また利用者の人たち、市民含めて応援をしたいし、また、先頭に立てと言うなら立っていききたい。いかがでしょうか。

吸収源については、もう議論は尽くされていると思いますから、言及はしませんけれども、地域活性化事業については、私はこの1年半ぐらい、これが提案されてからずっと議論をしてまいりました。合併時につくられた新市の建設計画に基づいて、この地域活性化事業をどのようにしていくんだという形で、平成17年11月10日、わざわざ臨時会の中でまちづくり特別委員会を設置し、調査事項の1つとして、この地域活性化事業が調査事項として提案され、議論をしてきた。この地域活性化事業、道の駅の予定地は地場産業振興ゾーンということで、6億円弱の予定で計画されておりました。そのときは、道の駅という事業手法はありませんでした。

しかし、直売所や加工所、販売所、住民の皆さんへの交通情報の提供、地域の観光案内、あるいは多目的広場では遠来からお越しいただいた方々と交流できる交流広場、こういうものが計画をされておりました。それが道の駅事業として変わってきた。もう既に都市再生整備事業で、まちづくり交付金事業を使って、補助事業を使ってやれますというところまで行っていた。それが今日では道の駅事業になって、もう提案されたときには、どれだけの計画になっているのかと思いましたが、もう用地も決まっていた、場所も決まっていた。議会、全く承知しない。承知してない。そういう計画が出された。

そして、今、議会に提案されている、委員会に提案されている予算、執行できるんですか。できるような状況にないじゃないですか。確かに矢間部長が、部長の所管の仕事というのは当然、測量や設計、用地買収、こういうことが中心になってきますから、それはそういう答弁しかできないわけで、これは、部長としてはやむを得ない答弁だと思いますけれども、私からすれば、この面積含めて全体をきちんと見直してやるべきだと。でも、そうでしょう。何も、ちゃんとした図面もない。まだ規模も何も決まってない。予算だけはどんどん決まる。

おかしいじゃないですか。

以上です。

中川副委員長 山下市長。

山下市長 まず、近鉄の新庄駅について、白石委員の方から、近鉄本社に対して申し入れをしていくべきであろうと。もちろん副市長も、こちらの方に担当者が来られたときには強く、きつく言いましたし、できるだけ有人駅で延ばしてほしいという嘆願をさせていただいて、それでも去年の12月末までしか、有人が実現できなかった現状でございます。

しかし、そうは言っても、葛城市の中心地、中心駅でございますから、今後、有人化に向けて、議会議員の皆さん方にも、また、市民の皆さん方にもご要望、ご要請いただくのであれば、しっかりとまた近鉄本社の方に申し入れさせていただくようお願いしていきたいと思えます。

同じように郵便局も、集配業務が高田に集約をされてしまいました。同じように何度も申し入れはさせていただいておりますけれども、全国レベルの組織の中で、これは大変に難しい問題であるということで、何度かかけ合いをさせていただきましたけれども、これもいまだ実現していない。力不足を感じるところでございますけれども、これも引き続き要請、要望してまいりたいと思えます。

道の駅等のことにつきましては、プロジェクトチームを4月から編成をいたしまして、農林、また土木をあわせ持ったプロジェクトチームで推進していけるように、また、先ほど白石委員が農林のところでおっしゃっていただいたように、農業に携わる方々が流通の出口の1つとして新しい直売所、新道の駅、こういうものをしっかりと活用できるように、行政としてもできるだけ早く枠組みを整え、議会議員の皆さん方に開陳できるように努力をしましてまいりたいと思えますので、ぜひご理解、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

中川副委員長 ほかにございせんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、次に、88ページ、国鉄・坊城線、これも事業費、手持ちでないと思うんで、また後で教えてもろうて結構やと思えます。一応委託料、工事請負、購入財産ということで掲げられておるわけですが、明細を教えてくださいのと、それから、特に使用料の中で土地の借上料、今年182万円になつとるわけやけど、継続費の中では460万円ほど出ておつたと思うわけですが、初めは高いなと思つとったわけやけど、立派な仮設道路ができて、私も仮設道路、ちょっと認識なかったんで、何でこのくらい大きな使用料が要るんかなと思つとったわけやけど、仮設道路できてある。

その中で、今、仮設道路、途中でとまってると思うんですが、なかなか用地が難航してるんやないかなと思えます。今、JR敷地を挟んで西側、東側、いわゆるJRの工事のできる範囲といいますか、区域といいますか、その分について、いわゆる用地の見通しがついてるのかどうか。そうしないと、これ、3年継続で事業をやっていくわけですが、なかなか工事を請負はしたけども、現場が施工できないということになってきたら、思うようには行かん。努力はしてもろうてますけども、その辺の状況も聞かせていただきたいと思えます。

その次に、90ページ、地域連携推進事業という形で今、上がってきとるわけですけども、平成23年度にも上がとったと思います。このときには震災の関係で、橋りょうの調査ということで調査をされたと思うんですが、今年の平成25年度も委託料と需用費で上がってきておるといふことで、恐らくまた調査というんか、そういうようなことをされるんかと思えますけども、国の方で今、内閣もかわって、きょうもテレビを見ていたら、いわゆる市町村でなかなか財源ついていかん。国がしっかり応援しますといふことで、特に老朽化した橋には力を入れていくといふこともテレビで報道されておるわけですけども、今年の平成25年度の見通しとして、今まだ平成25年度は始まってませんけども、いわゆる国の考え方、そういうことを政府の方が打ち出しているといふことになってきたら、補正といひますか、そんな中で、矢間部長、これは途中ででも、予算措置をしてふえてくる可能性があるのか、ないのかといふことをお聞きしたいと思ひます。

とりあえず、2点。

中川副委員長 石田建設課長。

石田建設課長 国鉄・坊城線に係りますご質問でございますけれども、仮設道路につきましては、今、仮設道路完成の東側につきましては、JRの受託会社であります大鉄の方が作業ヤードとして借りる予定をさせていただいておるところでございます。その部分につきましては、まだ契約はさせていただいておらないんですけども、今、協議をさせていただいておるところでございます。

あと、用地費につきましては、平成23年度から繰り越しの部分と、平成24年度につきましては7件8名の地権者の方と契約をさせていただいたところでございます。したがって、5,331万円ほどの執行をさせていただきましたけれども、残りは未執行といふような形になっておるところでございます。平成24年度の部分につきましては、イムラ封筒等の部分を予定しておりましたけれども、全額を繰り越しをさせていただいているところでございますけれども、今後、その辺の交渉につきましては鋭意努力をさせていただくといふところで考えているところでございます。

地域連携の部分につきましては、橋りょうの長寿命化修繕計画といふような形で平成23年度に策定をさせていただいたところでございますけれども、全橋りょうの227橋のうち、36橋につきましては、その対策を策定させていただいたところでございますけれども、その中で主桁の損傷といふような部分が見受けられたといふような形で報告が届いておりますけれども、その中の部分で、平成25年度につきましては2つの橋、安位川大橋、乾橋の設計の費用につきましては計上させていただいておるところでございます。

以上です。

中川副委員長 岡本委員。

岡本委員 国鉄・坊城線のことについて、説明願ったわけですけども、今、残っているのはJRの下請会社の借地が残っているといふことやねけども、実際、今言うてるJRが工事をする、いわゆる影響するといふんか、その土地の買収については、市が買収を行っていくという前提に立つとると思ひますが、今言うとる借地料については大鉄が借りている分の借地料を

払うてるわけ。そやなしに、うちが仮設道路とか、その分やろ。大鉄の分を払うてるわけ。仮設の分やな。そんなことを聞いてるわけやけど、今言うたように、線路挟んで西側、東側、これが、いわゆるJRが工事する中でスムーズに工事できるような形で用地買収ができるんかということちょっと聞いてるわけで、その辺の見通しを教えてもらいたいということと、それから、橋の工事については、今、言われた2カ所ということが東室と安位川言うたかな。東室いうたら、お地蔵さんのとこの橋や。それは今年、設計して、平成26年度、かけかえるという前提の設計になっていくわけかな。そういうことやな。

中川副委員長 石田建設課長。

石田建設課長 建設課、石田でございます。

先ほど申し上げましたように、橋りょう部分の長寿命化というような形の中で、点検によって現状の把握と計画、また予防的な修繕によって橋りょうの長寿命化を図ることが目的でございますので、かけかえということではなくして、あくまでも長寿命化を図るという目的のために設計の詳細を詰めていくというところでございます。

なお、平成25年度につきましては、2つの橋、先ほど申し上げました安位川大橋と乾橋というところの計画をしておるというところでございます。

以上です。

中川副委員長 岡本委員。

岡本委員 今の課長の話では、いわゆる長寿命化のことで調査するだけで、かけかえは考えてないと、こういうこと。それは今言うてる東室の橋なんかやったら、お地蔵さんのところのことを言うとするわけやろ、乾橋言うたら。そういう解釈をしたらあかんわけか。

中川副委員長 市長。

山下市長 今回、平成23年度から227橋のうち36橋がその対象になるということで、調査を国、県の方から補助金をつけていただきながら進めてまいったところでございます。その中で特に損傷の激しい橋、今、2つ、安位川大橋と乾橋、この2つにつきましては、橋のつけかえということになると莫大な費用がかかりますので、葛城市の予算の範囲内でその橋の長寿命化、もたせていくためにどこの部分を補強すればいいのか、どこの部分の基礎の入れかえをすればいいのかということを設計の段階で詰めていきます。それで、全体像というか、橋1つ1つについての全体像で、この橋やったら3,000万円の工事でいける、この橋やったら5,000万円の工事でいけるということにくくった上で、次年度以降、その補強工事に入らせていただくというのが今の方針でございます。

先ほどから岡本委員が防災・減災ニューディールとか、その補助金と、また元気交付金等を使って、地域の補助金が出てきたら、それを使えるんかというお話ですけれども、既にその時点でその2つの橋でも、設計がくくれてたら、その分、前倒しをしてさせていただきますけれども、今回、特に我々も、当初は勘違いをしたんですけども、何でも使えるという形でたくさんの補助金が入ってくるんだという思いしておりましたけれども、市町村において前々から計画をして、なおかつ、基礎設計や実施設計までくくれている事業でないと予算計上ができないということがわかってまいりました。葛城市の場合でしたら、道路とか、駅

前広場とか、あらかじめ大体くくってある枠組みが幾らぐらいだということを把握した上でないと、国、県の方に計上できないということがありますので、実施設計までくれた事業について国の方に予算の前倒しをお願いしていくことができるかもしれへんという可能性があるということだけご理解いただきたいと思います。

中川副委員長 岡本委員。

岡本委員 市長から説明もらって、中身はわかりますけども、そういうことで国の方が受け入れてくれるとしたら、例えば平成25年度で二十何カ所ですか、三十何カ所ですか、二百何ぼのうちで、それだけが危険とかまで行かへんのか知らんけど、危険、かけかえなさいよということになっておるとしたら、それは長寿命化を図るけど、それが10年もつんか、20年もつんかということになってくるわけやから、もし今の国の事業として、予算がそういう橋の老朽化に伴うて予算を計上すると国が言うてるわけやから、それに乗っていこうと思うたら、もちろんおっしゃるように、前年度である程度の実施設計をしていかないと金額わからんわけやから、要望出されへん。

だから、平成25年度でも、もしそういうことで、予算というのは今年の5月、6月で大体わかるわけやから、そこまで出しておこな、次に行けないわけやから、そこらをよく調査するというんか、矢間部長、建設省から来てくれてはるんやから、そんなのすぐわかりまんがな、どんな事業かということ。だから、部長の方から答えてもうてでっせ、もし平成25年度補正でもして、たとえ1つでも2つでも設計したら、実施設計まで上がったら行けますよというんであったら、1年でも早うかかっていった方が、一遍にできへんねから。そういうことの努力をするような格好でもらえたらなと思いますわ。そこらはどうですか。

中川副委員長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。

国の、国交省の交付金で今、社会資本整備総合交付金というのがあるんですけども、来年度から防災・減災に関する交付金というのが新たにできております。今後、そういったインフラ整備の老朽化対策についてはそちらの方で要求していきなさいと言われておりますので、きちんとどういった橋りょう、平成23年度で橋りょう長寿命化計画を策定していますので、計画的にそれを修繕していくということで、防災・減災に関する交付金で来年以降、岡本委員がおっしゃるように計画的に要求していきたいと思っています。

以上です。

中川副委員長 ほかに何か。

白石委員。

白石委員 94ページの5項の住宅費、住宅管理費であります。1つは、3節委託料の公営住宅長寿命化計画策定委託料450万円、これははやりみたいなので、計上されているわけですが、これらの対象、どのような作業なのか、ご説明いただきたいということです。

それから、受信障害調査委託料いう形で39万5,000円が計上されています。これは観音寺田団地の影響で電波障害でも起こっているのかなと思うわけですが、その内容についてお伺いしておきたい。

更に工事請負費で400万円であります。これは400万円ということであれば、その財源の内訳を見てみますと、ちょうど国庫支出金の400万円がわかるわけでありましてけれども、工事の内容とその財源を確認をしておきたい。このように思います。

中川副委員長 石田建設課長。

石田建設課長 ただいまのご質問、公営住宅関連のご質問でございますけれども、これにつきましては公営住宅の長寿命化計画というような形の中で、その計画の策定の委託料でございます。橋りょうと同じように、長寿命化を図る動きの中で既存施設の経費の削減に配慮して、点検、予防的な修繕、また、耐久性の向上を図る改善事業を計画的に実施するために計画作成をさせていただくものでございます。

これにつきましては、平成26年度以降につきましては、この計画に基づく事業以外は助成対象としないというような形になりますので、平成25年度におきましてこの計画を策定するものでございます。

対象の団地といたしましては、八川住宅と観音寺田団地の部分をおおむね10年の計画策定を行うというところで、今後、屋根、壁等の計画的な改善を図っていくこととしております。また、平成25年の工事請負費でございますけれども、これに先立ちまして、平成25年度につきましては、八川住宅のふろがま等の入れかえ作業をこの事業の関連で実施させていただきたいということで取り組むところでございます。

補助事業でございますので、約50%の補助をいただきながら、計画とともに、この入れかえ作業につきましても半額の補助が出るという形の中で事業を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

受信障害につきましては、先ほど白石委員の申し上げてましたように、北側の住宅に関する受信障害に対する部分がございますので、今、もう一度、再度確認させていただいた中で、場所につきましては、林堂の観音寺田団地。北側の部分に係ります部分でございます。それに係る受信障害というような形の確認をさせていただきながら、今、関電柱に共架しておりますその部分の確認をさせていただくというような形で計画をさせていただいておるところでございます。

以上です。

中川副委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁をいただきました。それぞれ必要な事業だと、こういうふうに思います。対象が八川の住宅と観音寺田団地、現状を見れば、長寿命化というかを考えればその範囲かなと認識はしているわけでありましてけれども、問題は、林堂の北住宅というんですか、あるいは屋敷山とか、もう西室の方は全部更地になりましたけれども、本当に耐用年数をはるかに過ぎた公営住宅が存在をし、その住宅にお住まいをされているということでもあります。

今後のこれらまさに長寿命化の計画設計の範囲に入らない公営住宅について、どのような方針を持って、計画を持って進めるのか。観音寺田団地については相当な議論もしてまいりました。それは台風何号でしたか、15号台風でしたか。ちょうど9月で決算特別委員会の最中に未曾有の台風が訪れて、観音寺田団地、いわゆる南住宅が屋根が飛ぶ本当に大変な状況

になって、そういうことになって初めて建てかえを検討し始める。これはこれで、私にとっては幸いだったと思うわけでありますけれども、これでは困るわけですね。やはりちゃんとした長寿命計画と同様に、これらの老朽化をした市営住宅を維持管理していく、あるいは建てかえをしていくのかという計画も含めて、これは多分あの計画に入ってんかな、緊急雇用対策。入ってないのかな。まあまあ、わかりませんが、これは住に関することから、そんな対象に入るわけがないと思います。そういう方針、計画を持っていただきたい。でないともたまた同じことを繰り返すことになるということを述べておきたいと思います。

中川副委員長 ここで暫時休憩させていただきます。

休 憩 午後2時26分

再 開 午後2時35分

西川委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁だけ。

市長。

山下市長 公営住宅等に関する考え方、最近では、他の自治体でもいろんな動きが出ております。長年住まれておられる方に買い取りをしていただくというような制度を考えておられる自治体もございますし、行政としても葛城市内、そんなにたくさんあるとは言えませんが、公営住宅の今後のあり方ということも含めて、これから他の自治体の動向も含めて検討してまいりたいと思っております。

西川委員長 白石委員。

白石委員 市長から、他の自治体の動向も含めて今後、検討していきたいということでもあります。当然他の市町村においても、老朽化した公営住宅の維持管理、更新等々、今後どうしていくかということは大きな問題になっています。私が申しましたように、旧新庄町における南住宅が台風被害によって建てかえをせざるを得ないという状況になった。私はこの教訓をきちんと生かしていただいて、できるだけ早くこの計画を出して対応していただく。そういうことに着手しておくことこそが行政としての責任を果たしているということではないかと思えます。ほうっておいたというだけでは当然責任を問われるものでありますので、この点はよろしく願いをしておきたいと思えます。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑。

岡本委員。

岡本委員 93ページ、吸収源対策について、これは補助事業ですので、補助と単独、内訳を教えてください。それから役務、委託料、場所ですね。それから、工事請負の場所、それから、公有財産の場所と筆数と面積、それから、街路事業、今年220万円計上されているわけやけども、需用費と工事請負費、工事請負費やから、どこか工事をすることになるかもわかりませんが、その辺、どの辺を工事されるんか教えていただきたい、そのように思えます。

西川委員長 どうぞ、都市計画課長。

松村都市計画課長 都市計画課の松村です。よろしくお願ひします。

吸収源対策事業ですねけれども、まず委託料ですねけれども、箇所といたしましては、今在家、林堂、忍海の3カ所で合計1,300万円の予定をしております。

工事請負費につきましては、兵家、木戸の2カ所で9,200万円を予定しております。

公有財産購入費につきましては、兵家800平方メートル、木戸1,450平方メートルの2カ所で7,300万円を予定しております。

それと街路事業の工事請負費210万円につきましては、一通り終わりました、もうやり始めてから20年近くたっておりますので、インターロッキング等、ちょっと補修いたしたいと思ひますので、インターロッキング補修、点字ブロックの補修、植栽、あるいは車どめの補修、合わせまして210万円を予定しております。

それと、吸収源の補助の内訳ですねけれども、工事費につきましては2分の1国費、地方債につきましては裏負担の90%、それと一般財源。それと、用地費につきましては国費3分の1、地方債につきましては裏負担の90%。

以上です。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 今言うてるように、それぞれに、例えば委託で何ぼ補助乗せて、何ぼ単費とかあるやん。それ、ちょっと教えてほしい。

西川委員長 都市計画課長。

松村都市計画課長 委託料につきましては、2分の1の補助で、残り裏負担で、地方債と一般財源を充てております。オール補助です。

工事費につきましても2分の1の補助と地方債ということで、工事費につきましては8,800万円の補助対象、400万円の単独、計、合わせまして9,200万円。委託料につきましては1,300万円全額補助対象、公有財産につきましても7,300万円全額補助対象で、単独費はなしです。

以上です。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 今聞いたように、委託料と工事請負と用地が補助対象事業になつとるわけやな。

松村都市計画課長 はい。

岡本委員 それ以外については全部単費やと、こういうことでええわけですね。わかりました。おきに。

西川委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

西川委員長 そうしたら、これで5、6款終わらせてもろてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

西川委員長 それでは、これで5、6款終わらせていただいて、7、8款の説明をお願いします。

総務部長。

河合総務部長 それでは、7款の消防費、また、8款の教育費につきまして説明申し上げます。7款

の消防費につきましては、事項別明細書は95ページになります。

まず、常備消防費でございます。4億3,260万4,000円でございます。職員47人の人件費と常備消防に要する経費となっております。

次に、97ページでございます。非常備消防費でございます。4,787万2,000円を計上いたしております。消防団員115人の報酬と、工事費では第6分団の屯所の外壁、屋根の改修工事、また、備品購入につきましては、第4分団の消防のポンプ車の更新事業を予定いたしているところでございます。

次に、98ページでございます。消防施設費でございます。470万円の計上となっております。

次に、災害対策費でございます。901万円の計上でございます。災害対策に要する経費でございます。備品購入費では、昨年度、整備をいたしました2カ所の防災倉庫に入れます資機材の購入費を計上いたしております。

次に、99ページの8款教育費でございます。教育委員会費につきましては163万7,000円を計上いたしております。教育委員会に要する経費でございます。

次に、事務局費でございます。6億1,124万円を計上いたしております。教育長及び職員12人の人件費と、委託料では幼稚園、小中学校の英語教育の講師派遣の委託、また、繰出金では学校給食特別会計への繰り出しが主なものとなっております。

次に、102ページでございます。スクールカウンセラー事業費でございます。1,006万2,000円、計上いたしております。スクールカウンセラー事業に要する経費でございます。

次に、小学校費の学校管理費でございます。1億7,007万2,000円でございます。職員7人の人件費と小学校の維持運営に要する経費、また、工事費につきましては、新庄小学校の渡り廊下の改築工事を行うものでございます。また、委託料では、當麻小学校の校舎大規模改造工事に係る実施設計委託、新庄小学校の渡り廊下の管理委託が主なものとなっております。

次に、104ページでございます。教育振興費でございます。3,517万7,000円を計上いたしております。小学校振興に関する経費でございます。扶助費におきましては、要保護、準要保護の児童援助費などが主なものとなっております。

次に、中学校費でございます。学校管理費でございます。8,216万円を計上いたしております。職員7人の人件費と中学校の維持運営に要するものでございまして、工事費につきましては市内中学校の修繕工事でございます。委託料では新庄中学校の屋内プールや、校舎の大規模改造工事に係る実施設計委託となっております。

次に、106ページでございます。教育振興費でございます。3,098万2,000円を計上いたしております。中学校の振興に要する経費でございます。扶助費におきましては要保護、準要保護生徒援助費が主なものとなっております。

次に、幼稚園費の幼稚園管理費でございます。2億3,045万円を計上いたしております。職員26人の人件費と幼稚園の維持運営に要する経費でございます。委託料では、磐城幼稚園の耐震診断の補強基本計画業務委託を予定いたしているところでございます。

次に、108ページでございます。教育振興費でございます。414万1,000円でございます。幼稚園の振興に要する経費でございます。

次に、社会教育総務費でございます。5,574万9,000円を計上いたしております。職員4人の人件費と各種団体への補助金が主なものでございます。負担金では、学校・地域パートナーシップ事業も引き続き実施する予定をいたしているところでございます。

次に、110ページでございます。人権教育推進費でございます。311万9,000円を計上いたしております。人権教育に要する経費でございます。

次に、文化財保護費でございます。1,143万5,000円を計上いたしております。文化財保護に要する経費となっております。

次に、公民館費でございます。7,526万6,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と公民館の運営に要する経費でございます。負担金では、公民館分館等施設設備整備事業の補助金が主なもので、公有財産購入費につきましては、公民館の用地を購入する予定の所要予算を計上いたしているところでございます。

次に、112ページでございます。コミュニティセンター管理運営費でございます。816万9,000円を計上いたしております。コミュニティセンターの維持管理に要する経費でございます。

次に、文化会館費でございます。1億1,748万3,000円を計上いたしております。職員4人の人件費と文化会館の運営に要する経費でございます。今年度につきましては、6事業の自主事業の開催を予定いたしているところでございます。

次に、114ページでございます。図書館費でございます。7,566万5,000円を計上いたしております。職員5人の人件費と図書館運営に要する経費でございます。図書購入費が主なものとなっております。

次に、116ページでございます。歴史博物館費でございます。5,199万9,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と歴史博物館の運営に要する経費でございます。

次に、保健体育総務費でございます。1,477万円を計上いたしております。保健体育に要する経費で、委託料ではスポーツ後援会委託料、負担金補助では各種団体への補助金が主なものとなっております。

次に、118ページでございます。体育施設費でございます。1億5,436万7,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と体力づくりセンターの指定管理に係る運営補てん金、また、平成26年3月末をもちまして指定管理が更新となるため、それに係る体力づくりセンター施設の改修や備品等の更新などが主なものとなっているところでございます。

以上をもちまして、7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

西川委員長 それでは、7、8款、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 農林商工費並びに土木費に引き続いて消防費、あるいは教育委員会費について、質疑を行

ってまいりたい、このように思います。

まずは、定番の質疑を行っておきたい、このように思います。消防施設費です。98ページ、消防施設費であります。3目の消防施設費の委託料、13節の委託料410万円、そして19節負担金補助及び交付金60万円について、まずお伺いをしておきたい。

それから、3つですから、99ページの委託料78万3,000円のうち、既存木造住宅耐震診断事業委託料58万5,000円。これは後の19節負担金補助及び交付金の改修工事の補助金にもかかわることとしてお答えいただければありがたい、このように思います。

西川委員長 警防課長。

伏見警防課長 消防本部警防課、伏見です。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまご質問いただきましたことにつきまして、ご説明を申し上げます。まず、消防施設費の委託料でございます。410万円の内訳でございますが、これは消火栓の新設工事に伴います委託料でございます。新設につきましては4基を計画しております。大字につきましては西室、木戸、葛木、勝根。1基90万円で、4基で360万円。

それから、消火栓の補修工事といたしまして1基50万円、計410万円を計上させていただいたものでございます。

以上です。

西川委員長 どうぞ。

中田総務課長 消防本部総務課の中田です。

ただいまの消防施設整備補助金につきまして、ご説明させていただきます。消防施設整備補助に係る整備補助対象といたしましては、消火栓器具の格納箱、消防用ホース、筒先、スタンドパイプ、消火栓キーであります。その整備にかかる費用の3分の1を補助金として支給させていただいております。

以上でございます。

西川委員長 どうぞ、生活安全課長。

菊江生活安全課長 失礼いたします。生活安全課、菊江でございます。

ただいまご質問の災害対策費の中での委託料でございます。78万3,000円、これにつきましては、設備補助点検委託料といたしまして、峯阪池、葛城市長尾にございますけれども、ここに設置しております防災用のポンプの点検料19万8,000円と、それから既存木造住宅耐震診断事業委託ということで、1件4万5,000円、13件の58万5,000円でございます。

続きまして、19節の負担金補助及び交付金の中の既存木造住宅耐震改修工事補助金でございます。これにつきましては、耐震診断を受けられた建築物の構造評点が1未満となるものに対して1以上となるように改修するための補助事業でございます。1件30万円、掛ける3件を計上させていただいております。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 ご答弁をいただきました。この消火栓新設等工事委託料410万円の内訳が説明をされたわけではありますが、消火栓の新設が1基90万円で4基、360万円ですね。そして、補修が50万

円の何基。1基ですか。これが50万円に合わせて410万円、こういうことですね。この財源の内訳について、3分の1と言われたのは、この負担金補助及び交付金の分ですね。そうですね。はい。この消火栓の新設並びに補修における財源の内訳について、改めてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、既存木造の住宅耐震診断事業、あるいは工事に対する補助ということは、これは前年度とそれぞれ同額が計上されているということでもあります。いつでしたでしょうか。3月19日でしたか、だから、18日に国の有識者会議が開催されて、マグニチュード9.1、最悪クラスの南海トラフで起きる最も大きな地震の被害額が公表されました。全国的には220兆円を超える被害、奈良県内では3.4兆円の被害を受けると、こういう発表がありました。そんな中で、我々は地域防災計画の新たな作成とあわせて、事前の対策、住民の安全・安心を確保していくという責務があるわけでありましてけれども、そういうことからしたら、既存木造住宅の耐震化が、これはもう、地震のときの揺れによって起こる死亡、重傷者のほとんどが家屋の倒壊によるものが想定される。とりわけ奈良県は津波のおそれがないわけでありましてから、地震による倒壊が予想をされるわけで、しかも奈良県は南海トラフで起こる地震の影響よりも、中央構造帯断層の影響の方が更に大きな被害を受ける。これは確率から言えばうんと低いわけですがけれども、相当な被害を受けるといことがわかっております。

私は、そういう意味で新年度予算において、この既存の木造住宅の耐震化を進めるための特別の配慮が必要ではないのかと考えたわけでありましてけれども、当然予算は予算、これはこの耐震化の周知徹底、これは区長会初め各種団体のご協力を得て、負担のあることでもありますので、このご協力をいただくということで進めていくべきだと思っております。

新年度の取り組みに当たっての所信というか、あるいは新たにこういう計画、東日本大震災が起こった教訓を生かしていくという点で計画的に進める必要があると思うんですが、いかがでしょうか。改めてお伺いをしておきたい、このように思います。

2点につきよろしく申し上げます。

西川委員長 警防課長。

伏見警防課長 消防本部警防課、伏見です。

ただいまご質問いただきました件につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。まず、新設消火栓4基、90万円掛ける4基で410万円の財源内訳でございますが、補助金はなしでございまして、一般財源によるものでございます。なお、そのほかに、大字からの地元寄附金といたしまして工事費の1割をご負担いただくものでございます。

それから、消火栓の補修工事1件、50万円につきまして、これは一般財源によるものでございます。

以上でございます。

西川委員長 生活安全課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。

先ほど白石委員の方から、南海トラフの被害想定などについてのお話がありました。私もニュースなどを聞きましたところ、減災対応が非常に大事であるということで、既存の木

造住宅などについては、耐震化を進めることで被害額が半減するであろう。そうした報道もされておる中でございます。そうした中で、生活安全課といたしましては、耐震診断の申し込みの受け付け期間を倍に延長させていただきまして、また、改修の受け付けにつきましても倍ということで、耐震診断につきましては約4カ月間の受け付けをさせていただこうと。また、改修については、その年内における改修工事が完成しなくてはなりませんので、前もってということで2カ月間、以前は1カ月でしたけれども、倍の2カ月にさせていただいて受け入れをさせていただこうと、こういう計画を持っておるところでございます。

昨年の実情を申しますと、耐震診断につきましては2件、改修につきましては1件ということで、非常に関心が薄れているのかなという気もいたしました。今年は、また広報誌にも掲載いたしまして、また有線、無線などによる市民の方への呼びかけもいたしまして、できるだけ多くの方に診断を受けていただき、また、改修をしていただきたいと、このように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ的確なご答弁をいただきました。消火栓の新設等工事委託料、消火栓の新設については、一般財源と地元の負担が1割と。これは負担金条例が、分担金条例がありませんので、自主的、自発的な寄附金によるものだと理解をしております。これは吸収源と同様に、消火栓、あるいは防火水槽、これらの基本的な初期消火に必要な消火施設・設備については全額市費をもって整備をすべきだ、このように思います。これは消火栓の場合は、それでも90万円ですから、90万円の1割ですから9万円の地元寄附金ということになります。これが防火水槽ですと1,000万円はするわけですから、これは地元からの、いわゆる寄附金が100万円ということになるわけでありまして。葛城市は、幸いにして地元大字や地元住民のご理解を得て防火水槽の設置、消火栓の設置が進んでいるわけでありましてけれども、やはり小さな大字、いわゆる財源確保が困難なところでは100万円の負担、あるいは用地の確保等が大きな懸案になっているわけでありまして。私は、用地の確保も含めて市が率先をして進めていくということが必要ではないのかと思っております。これはいつも議論をされているところであります。

ぜひ、やはりちゃんとした法と条例に基づいた予算執行をしていくということが求められるし、地方財政法第4条の5に規定されている、単なる割り当て寄附金の禁止ということではなくて、その法の趣旨である国民の税負担以外の負担を根絶していこうという趣旨でこの法律がつけられたということを十分理解をし、行政としてそれを率先して実行していくということを最後に求めておきたい、このように思います。

それから、耐震診断なり、耐震工事の現状、平成24年度の現状は、耐震診断が2件、耐震工事が1件。これは県の補助に基づいてやられているわけでありまして。これは、耐震診断までは一度してみようかということになっても、なかなか工事までは、また耐震診断をしたら、これは工事をしなきゃならないというきっかけになるわけですから、なかなか手をつけにくいというのはあります。私は、県の補助だけでは耐震診断は非常に進みにくいだろう、こう

いうふうに思います。

何年でしたか忘れましたが、仙台沖の地震で大きな被害を受けた宮城県は、あるいは市町村は耐震化を進めるということで独自の補助事業を実施されているところがたくさんあります。ぜひこのようなことを考えていただく。住宅リフォーム制度なども想定して、県とあわせて市の独自の補助事業を考えていくべきじゃないかということを書いておきたい、このように思います。

西川委員長 ほかに質疑。

赤井委員。

赤井委員 99ページの災害対策費の18節の備品購入費についての内訳、よろしくをお願いします。

西川委員長 生活安全課長。

菊江生活安全課長 災害対策費の備品購入費についてを説明申し上げます。この備品購入につきましては、平成24年度で緊急防災・減災事業によります山麓地域の防災倉庫2カ所を建築させていただきます。この倉庫に備えるべき防災資機材でございまして、発電機、コードリール、ハロゲン投光機、剣先スコップ、角スコップ、バール、カケヤ、ハンマー等々でございまして、整備に際しましては、係る防災倉庫を設置いたしました大字の区長ともご相談した上で整備を進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

西川委員長 ほかに。

川西委員。

川西委員 今、赤井委員のおっしゃいました防災資機材の件に関しましても、何度も質問をさせていただいていますが、各大字にしっかりと設置をしていただきたいと思いますので、お願い申し上げます。

それともう1点、予算には、これは直接関係のないこととなりますので、消防長にお伺いをしたいと思うんですが、実は緊急車両の通行に関する事なんですけども、特にこれは救急車が多いと思うんですけど、道を走っていると、後ろから救急車が走ってきて、道路の端に寄ってくださいということを言われます。当然交通規則からいくと当たり前のことなんです。また、救急車にしても少しでも早く病院に着かなあかんという緊急性がありますので、当然私たち道路を走っている者としては当たり前のことなんですけれども、ただ、端に寄ったときにも、黙って通っていきはる、何も言わずに通っていきはると。せめて協力したことに対するお礼ぐらい一言、言葉にして、「ご協力ありがとうございました。」ぐらいのことを救急車の中で助手席の方が言えないか、どうかということをお尋ねしたいと思います。

西川委員長 消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。

緊急車両の運行につきましては、最近、搬送中の事故が多いものでありまして、機関員、また、隊長がおるわけでありまして、逐次、隊長の方から緊急通行時の注意を適時、マイクを使って併用してやっておりますが、緊急時の際には事故防止ということで、我々は必要最小限の緊急を知らせるということで事故防止に努めておりますので、委員のおっしゃ

っていただいていることはよく理解できるわけでありますけれども、緊急の通行時においては必要最小限の発言と言うたらいいんですか、知らせる、必要最小限度で運行をしているというのが現実であります。

西川委員長 川西委員。

川西委員 もちろん今、消防長がおっしゃったことはよく理解できます。1分、1秒でも早く着けるということは理解できるんですけども、なぜこういうことを言うかということ、既にやっているところもあるんです。それと、子どもの教育ということから言いましても、やはり「ありがとう。」という言葉ぐらい出ますので、せめて「ありがとうございます。」の一言ぐらい言っていただくということは、また、よけた人がそこまで言うてくれてはるのかという気持ちで、すっすつとよける方向になってくると思います。最近のドライバーで余り左の端に寄らない人が多いように私は思うて、特に気になりますので、こっちから積極的にそういう話を、お礼を言うていくことがそういった方向にもっと啓発できるんじゃないかとも思いますので、一度考えてみてください。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 本題に入る前に、個々の問題でいろいろお伺いしておきたいと思います。昨年の救急出動が全国で580万件を超え、3年連続で最多を更新した、こういう状況であります。これは救急出動だけなんですけど、火災はそんなにたくさんあるわけじゃないわけなんですけども、本市における救急出動、昨年、一昨年、それぞれ全国の統計と本市とではどのような状況になっているか、お伺いをしたい。また、火災による出動はどのような状況であったか、お伺いしておきたい。

また、救急出動が全国では3年連続をして最多という状況でありますから、これは当然内容はともあれ、その職員は限られた要員で対応せざるを得ないという状況になるわけで、これもいつもお伺いをしているわけでありますけれども、平成24年度における非常招集の日数並びに人員についてお伺いしておきたい、このように思います。

さらに、搬送時間の短縮の問題で、県は真剣にこの問題を取り組むということで、県救急医療管制システム導入に向けて取り組んでおられるということでありますけれども、私どもが本当に救急で病院に搬送される状況によく接するわけであります。ところが、ここでも何回も議論されておりますけれども、救急車は早く来るんです。それこそすぐに来てくれるんです。ところが、そこから救急車が動かないというのが本人と家族にとって大変苦痛な時間になるわけです。私も、何とかしてくれということで、救急車の中からはできませんけれども、救急車の外に出て病院を探してくれということで、連絡が何度もあるんですね。そして、救急車と一緒に、消防署と一緒に搬入先を探してしなきゃならんというのが現実なんですね。これは深刻な事態だと思います。

これらについて、これは消防署としてどう対応しようがないわけで、これはしかるべき機関がちゃんとした体制を病院と相談して整備をすることが求められるわけなんですけれども、

そういう今、取り組みがどのように進んでおられるのか、その中で消防がどのようにかかわっているのか、この点をお伺いしたいと思います。

西川委員長 消防司令課長。

河井消防司令課長 消防司令課の河井章でございます。よろしくお願いします。

先ほどのご質問についてお答えいたします。葛城市の救急の現状につきましては、近年、救急出動の増加に関してですが、高齢者の急病の出動が多い傾向にございます。平成21年度以降の高齢者の急病が増加の傾向にあり、平成23年度中の救急出動は1,430件中、急病は906件でございます。全体の約63%を占めております。そして、平成21年度から急病は約13%の増加をしております。そのうち、65歳以上の搬送は約51%となっているのが現状でございます。51%が65歳以上の高齢者の救急搬送となっております。

反面、交通事故につきましては、交通違反の厳しい取り締まりに伴いまして、昨年と比べて約13%の減少となっております。これは皆様方、もちろん各安全運転に浸透してきたからだと思っております。その他の救急事案につきましては、ほぼ横ばい状態でございます。

そして、先ほど白石委員がおっしゃっていましたが救急車が着くのは着いたけれども、なかなか出発しないのかということについてお答えさせていただきます。医療機関に搬送せずにとまっていますのは、救急救命士のバイタルサインといいまして、心電図、脈拍、呼吸数、血圧、血中酸素濃度等を示します初期観察、全身観察や傷病者の必要な応急処置を行っており、その処置している間は停止していないと正確な数値がはかれない。こういう現状があります。その処置員の傍ら、救急隊長は i P a d を使用して病院を同時に手配している。これが救急車の中の現状でございます。なお、このバイタルサインにつきましては、医者の方から、どういう現状を求められる。今、血圧は何ぼやとか、体温は何ぼやとか、そういうように病院側から求められるものでありまして、バイタルサインを測定しないわけにはいかない。これが現状でございます。

そして、その辺も病院へ行くまでにちょっと車がとまっているというのは、そういうのが現実でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

先ほど言われました奈良県緊急医療管制システム、これは e-MATC H 事業と言うんですけれども、平成24年4月1日より、実際に i P a d を使用して運用をいたしております。県内でリストアップされました約60病院の資料がその i P a d の中に含まれておりまして、この病院は、きょうは内科と外科ですとか、この病院は脳外科ですとかというような資料が i P a d の中に組み込まれております。そして、その資料をもとにして救急隊長が病院と交渉し、運ぶシステムになっております。ただ、i P a d の方から、外科はこの病院だ、内科はこの病院だということで指定してくるものでありますから、今まで例えば葛城市から近い高田市立病院とか、済生会御所とか、吉本病院とか、近いところから当たっていたというのが現実だったんですけれども、i P a d を導入したことによりまして入力された病院しか当たっていけない。そういうので若干病院が遠くなったりする可能性はあります。

病院につきましては、県が病院に、きょうは何の科目ですかというのを調べまして、県がそれを入力していただいて、消防署の方にそれで検索していくという形をとっておりますの

で、先ほど委員もおっしゃっておられましたが、病院側の体制も更に確立できていければ、素早い救急搬送ができていくのではないかと思慮いたします。

以上でございます。

(「非常招集は」の声あり)

西川委員長 総務課長。

中田総務課長 消防本部総務課の中田です。

非常招集につきましては、平成23年度中でございますねけども、329人、非常招集をさせていただいております。

以上でございます。

西川委員長 警防課長。

伏見警防課長 平成24年中の火災件数についてなんですけれども、火災発生につきましては、5件発生しております。内訳は、建物火災1件、その他火災4件、計5件でございます。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ所管の課長からの確なご答弁をいただきました。1つは、救急出動がふえてきているということでありまして、全体としては、先ほどのご紹介では、平成24年度は、高齢者が13%ふえている。交通事故については逆に13%減っているということだったんですが、全体としてはちょっと聞き漏らしたんですが、平成23年度と比較してどの程度救急出動がふえているか、ちょっと教えていただきたい、このように思います。

それとあわせて、救急出動については、若干これまで私が決算や予算委員会でお伺いしてきた内容と異なるんですが、平成22年度では109日間で410人、平成23年度は決算のときでしょうか、予算のときでしょうか、118日で491人と数字を持っているわけでありましてけれども、今お答えになられた数字は、日にちはなかったですけれども、329人、これは1年間ということなんでしょうか。1年間で329人。

(「平成23年中」の声あり)

白石委員 ということは、前年比では相当減っていると。491人とか、410人という数字を持っているんです。

西川委員長 消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。

今、手元に資料を持っておりますけれども、昨年、平成24年中でありますけれども、延べ147回、438人の職員を非常招集しております。

以上であります。

西川委員長 ついでに何か答えておいてよ。緊急の全部の数を言うたんやろ。

消防司令課長。

河井消防司令課長 火災救急統計に関しまして、救急につきましては29件の増、搬送につきましては27名の増になっております。総数につきましては、平成24年中は1,435件、平成23年中は1,406件でございます。先ほど言いました急病につきましても、前年より40名増加している

のが現状でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 ありがとうございます。この後の議論につなげたいわけでありませぬけれども、平成24年度の非常招集については延べ147回。私の持っている資料ですれば、平成23年度は118回、人数がちょっと乖離しているんですが、491人。今、消防長がお答えいただいた平成24年度では。

(「平成24年中や」の声あり)

白石委員 平成24年中やろ。僕が言うたのは、前回の平成23年のを言うてるわけやから、平成24年で147回で、延べ438人、非常招集をされているということであります。これは当然、答弁をいただいたように、全国の傾向と同じように救急出動がふえている。その主な要因は、総務省消防庁の速報では、高齢化が進み、急病の年寄りの搬送が増加している。これらも一致をしているということであります。まさに、火災はそんなにたびたびあるわけじゃないですけれども、今は、消防の業務は救急出動が中心みたいな形になって、それこそ全署員が動員されるみたいな状況になっているということだと思います。

さらに、救急搬送の時間短縮の問題では、私どもが知り得なかった現場の内容がよく理解をできました。バイタルサインをきちんと救急車の中で救急救命士によって把握をし、それを持って病院の医師と連絡調整をし、到着すれば直ちに適切な処置を行えるという点では、これは必要な時間だと理解をいたします。

しかし、そのことによって一定の時間がかかったとしても、非常に長いというのは事実です。これは、1つに、消防署の責任だけではありません。私たち市民がかかりつけのお医者さんとの緊密なつながりにおいて、かかりつけを通じて救急に対応できる病院も用意をしておくということも必要だと思います。

しかし、今のお話からすれば i P a d が優先をされるということですね。ですから、近い、高田市民病院がある、済生会がある、だれか家族と一緒についていかないかんのだけれども、遠いところに行ってもうたら大変やということになるわけで、これは、中南和では大体 i P a d で検索をするとしても、中南和でこの範囲を決めていくのか、奈良全体でそうなのか、この点はどうなんでしょうか。

西川委員長 消防司令課長。

河井消防司令課長 ただいまのご質問についてご説明申し上げます。これは奈良県医療システムで、奈良県全体であります。先ほど i P a d を基本的にとっていますけれども、例えばその患者が、私、高田市立病院がかかりつけですとか、そういう情報を得ることができたら、I D 番号とか、そういうのを病院の方に言ったら、とっていただけることもございます。

それともう一つなんですけれども、i P a d どおりに行かなくて、例えば高田市立病院が脳外科が入ってないのに脳外科に電話したとします。そうしたら、後でその病院の方から県の方に、i P a d を守ってない消防本部がありますというようなことで報告が行きまして、僕もその会議に行ったことあるんですけれども、もちろん葛城市だけじゃないんですけれども、何十件あったうち、葛城市、この1件に関しましては、ここは内科しかとってないんで

すけれども、平成記念病院の件でそういうのもあって、何で脳外科で電話しはったんですかということで、県の会議でちょっとその事情説明をさせてもらったというようなこともあります。そういう会議がまた設けられていますんで。ですから、安易に電話もできない状態。そのときは、この方が橿原の住民なので、平成記念病院にかかりつけだということで、病院と県の方にはご理解していただきました。そういう案件もありますので、ちょっと安易に近くからとっていくというのは難しいところもありますのでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

西川委員長 市長。

山下市長 私もヒアリングとか、予算算定をする中でそういう話を聞きまして、これは今までよりも搬送時間が長くなっているとか、これ、どないなっとるんやということを確認をいたしましたら、今言ったような県の知事の肝入りで始めた救急医療体制システムで、iPadに載っている病院から順番にでないで連絡ができないんだということを言ったんで、これはおかしいやないかと、近くに診てくれる病院があるのに、わざわざ遠いところまで運ばなきゃいけないということ自体がおかしい。いろいろな事情を聞いていきました。

そうしたら、例えばですけれども、関谷先生、今まで葛城市単独の場合やったら、ちょっとしたげとかやったら、すぐとっていただいて診ていただきましたけれども、関谷先生も、葛城市民だけやったら救急で来たときも診てあげるけど、県全体から押し寄せられたら、とてもとてもそんな診られへんから、登録はしませんよということで、60の病院の中に登録はされてない。そうすると、搬送のときにiPadの中に関谷先生のところは入ってないんで、関谷先生のところを抜いた、どこか遠いところに搬送しなきゃならないということがあられるらしいです。それを県の方に問いただしました、おかしいのと違うかと。今まで診てくれる病院があるんだったら、そこで診てもらったらいいんじゃないかということをお話をしたら、そうしたら、それはそれで理解できますと。うちの、消防長の方も、関谷先生の方とか、近隣のお医者さんで診てあげてもええよというところ幾つか交渉して、そこに運べるように、また県の許可というか、そういう形にしますということも得た中でさせていただいておりますので、まだ奈良県の救急医療体制というのは今のところ、過渡期だと思いますので、これをどういう形で構築をしていくのかというのは、あと数年はかかるんだろうとは思っています。その中で、葛城市の市民にとって使いやすい方法を行政も含めて県と協議をしていながら構築をしていくように努力をしてまいりたいと思います。

白石委員 はい。とりあえずここで。

西川委員長 ほかに質疑。

どうぞ。

中川副委員長 ただいまの話で、救急体制について、1つ、ご提案というか、提案させてもらいたいのが1つございます。皆さんご存じのとおり、私も昨年秋に、葛城市消防本部にお世話になった経験持っております。このときに、今おっしゃっている病院の手配、これについては消防本部の責任、医療機関の責任じゃないです。1つは、事故を起こした、また、急病を発生した本人にも平常心であるときの心構え、これは大きいと思います。私、自分の経験から、

退院した後、今現在、自分が手元に持っているのは国民健康保険証。これは皆さん、社会保険に入っておられる方はわからないと思うんですけども、国民健康保険証の裏側に臓器提供同意文書というのがあるはずです。本人の署名と同居の家族の署名が要る。この署名があれば、事故等の現場において、その保険証を提示する、あるいはまた身元確認として出した場合、裏に署名があれば、脳死判定等があった場合、臓器提供に同意するという文書が書かれていました。これと同じように、自分の今現在の持っている持病、またはかかっている医療機関、これらのことについて、よく消防署の方で、火災のときの通報、自分の自宅とか、事務所の壁に張る案内板がよく配られるんですけども、それに伴って、火災も大きな災害の1つ、火災は特に近隣へも影響を及ぼします。ところが、救急になれば自分1人の命。一番大切な命を守るためであれば、その自分自身を他人に、自分に事が起これば他人に物言えませぬ。変な言い方ですが、経験しました。そのときに、自分のことを伝えられるものを、保険証と、あるいは身分証明証と一緒に持つような文書というか、そういう広報体制についても、消防本部の方で救急救命の関係の方で一度、ご検討願いたい。

いろいろここに予算項目を上げておられますが、火災予防週間における小中学校、幼稚園の防火ポスターの募集もいいですけど、逆に広報体制の1つに、自分自身の財産、命守るための広報体制、これの方も強化していただき、住民からの防災、自分自身の防災から考えていただくような検討をお願いしたい。これは今、お話を聞いていて、先ほどの川西委員がおっしゃった救急車の変な言い方です。そこらのことで、礼の言葉、これは実際乗った者、わかります。礼を言いたいのは自分本人です。走ってる、ハンドル持ってる救急隊員にそんな余裕ないです。助手席に乗っている救急隊員、そんな余裕ないです。前をあけてくれ、これだけです。よほど余裕を持った者が礼を言いますわ。ストレッチャーに乗っている本人は、本人こそ、あけてもらって前へ行く。放送がなくなったら、前があいてるということを自覚しました。特にそのときに思ったのは、今おっしゃったような、それもあってもいいけれど、特に自分自身のことを外へ言える、知らしめる。特にそのとき、起こったとき、皆さんも同じと思います。そのときになったときはしゃべれません。自分の状態を言えませぬ。かかりつけも言えませぬ。それが今言うてる救急搬送のレスポンスですかね。その短縮にもつながってくると思うんです。

この予算特別委員会において言うべきことかどうかわかりませぬ。1つの提案として、そういうことも今後、消防本部において広報活動の1つとしてお願いしたいと思います。

以上です。

西川委員長 市長、どうぞ。

山下市長 今のご提案、この4月からバイタルサインをさせていただきます。200名ほど抽出をさせていただく中で、できるか、できないかというのは検討項目の1つにしながら、各種、それぞれ各人の既往症であるとか、どういう薬を飲んでいるとか、アレルギーは何があるとかというようなことも含めて、それぞれの人がどういう形で携帯をして、万が一病気になったときに、救急搬送されたときにどうしたらいいのかということも、すぐできるとは言いませんけれども、これからの大きな流れの中の1つの検討項目として取り上げさせていただきたい

と思います。

西川委員長 どうぞ。

中川副委員長 ありがとうございます。まさか市長の方からご答弁というか、今後の検討課題としての発言をいただきまして、ありがとうございます。それでも、私が思ったのは、自分に事が起こったり、周りで事が起こったとき、対応するのを考えるのは平常時です。実際、自分自身に災害が起こった場合は、咄嗟のことで考えられません。頭の中、白紙です。また、自分の状態を告げることはできません。それを念頭に置いて、今後、いろいろなことを検討していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 次に進みたい、このように思います。この間、大変な救急出動の動向ですね。それを支える職員の充足率等、議論をしてみました。この議論にお答えいただいて、市長はこの間、消防職員を採用させていただいたわけでありすけれども、このことによって本市消防署の職員の充足率がどの程度になったか、まずお伺いしておきたい、このように思います。

西川委員長 総務課長。

中田総務課長 消防本部総務課の中田でございます。

充足率でございますが、充足率は69.23%でございます。実員が平成25年度、3名採用されまして47名という形になります。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 47名で69.23%ではないよね。そうだったかな。45人で69.23%になるんだけど。

西川委員長 消防次長。

高橋消防本部長 消防本部長の高橋でございます。

ただいま総務課長、申しあげましたのは、この3月現在では45名で充足率が69.23%で、4月に新たに3名採用されまして、1名が退職するわけでございます。差し引き47名となるわけで、充足率が72.3%となるわけでございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 消防署の仕事は、機械がするわけではありませんし、情報ネットワークでするわけじゃありません。やはり生身の人がまさに体を張って行う仕事であります。日常の救急搬送なり、あるいは火災においても当然でありますけれども、災害時、とりわけ大規模災害時には、それこそ命を賭してということも考えられる。そういう職責であります。私は、そういうことからしたら、消防力、職員の充足率というのは100%であって当然だと思うんです。一応基準では70人、条例では50人でしたかね。ちょっと記憶がさだかありませんけれども、これは当然、70人の基準が基準であります。市長はこの間、一般職員は採用を中断しても、消防職員や保育士を採用させていただいて、市民に対する安全・安心を確保するという取り組みを

していただいていると思います。

どこで切ったらいいか、ようわからんようになったんですが、広域の方に入りたいんですが、委員長、どないでしょうか。1回切ってしょうか。

西川委員長 いや、切らんでも、まだ、今のは答弁としては1回です。

白石委員 1回だけだから。

西川委員長 入って、あと2ついけるわ、あと2つ。

白石委員 そうしたら、あわせて広域化の問題も含めてお伺いをしてまいりたいと思います。私は広域化によって、本当に大変な状況の中で、市民の安全・安心を確保するために頑張っている人たちが本当に広域化によって、少しは時間ができて、非常招集が激減をする。こういうような状況ができるのではないかと。また、消防長なんかは、大いにそれを期待しているというふうな節があるわけです。本当にこの広域化によって、それが実現をするのかというのは、私は非常に疑問に思っているわけです。

広域化の大きなメリットというのは、1つは、消防長が常々言われるように、市民サービスを向上するんだと。これは大災害が起こったときにちゃんとした対応ができるようになるんだと、そういうことですね。より以上に市民サービスが向上するんだ。これには確信を持っている。こういう発言でありますけれども、実際にこの計画では、総務部門というか、管理部門の統合によって大体200人ぐらい人員が削減できる。そのうち130人を現場の方に回せるんだ。そして、そのことによって、それぞれの署所、現状はそのまま署所残していくというわけですから、そこへ人員配置され、当然、一定の余裕をもってこの職務に専念できるという環境ができるということなんです。具体的に今、広域化を目指している署所の人員、そして、その規模に基づく充足率はどうなっているのか。これは平均60%の前半ぐらいと違いますか。全体ですよ。全体でね。その辺がどうなっているのかということを知りたいわけです。ありますけれども、ちょっとわかりませんか。ちょっと調べておいて。

次、行きます。それと、私どもは葛城市民に責任を負う議会議員、あるいは市長以下行政に携わる者として、本当にこの地域に根差した、地域の実情に精通をした職員の方々が本当に市民の財産・生命を守っていただいているという安心というか、そこは、私どもは求めているわけです。当面の方針としては、今ある署所については現状維持でいきますという運営計画になっているんですね。だから、消防署所の再編、統廃合ということですが、新組織の設立に際しては消防署所の再編は行わない、このように明記され、断言をされているわけです。消防長もこの間、他の市町村と違い、葛城市は全員協議会という場であるけれども、常々、ご報告をいただいていたということがありますが、それが本当に確保されるのかというのは、私は懸念を持っているわけでありまして。

それは、今の協議会の向井さんという事務局長さんがいるんですか。

(「はい」の声あり)

白石委員 この方は事務局長さん、間違いありません。この方が冒頭には、広域化に伴う署所の統廃合は行わないと言っていますけれども、新組織設立後に再編計画を作成すると説明をしている。ですから、この7月に協定書を結び、9月でしたか、設立というスケジュールを見てこ

のように言っているのかわかりませんが、そういう署所の統廃合についての議論もさけていると私は見ているわけです。それはなぜかと言ったら、最初言ったとおりです。まさに、統廃合、広域化のメリットというのは、先ほどはいいことばかり言いましたけども、根本は人員の削減、経費の削減、これは自治体の合併含めてそういうことなんです、現実はね。だから、うがった見方をして、皆さん真剣に取り組まれているのに申しわけありませんが、私はそういう広域化、合併について、そういう視点も必要なんだということで望んでまいりました。サービスは高く、負担は低く、合併をすれば、財政基盤が強化されて、住民サービスは向上しますと、こういうふうに本当に耳にたこができるぐらい説明されてきた。それと同じようなことが今、行われているわけですが、この新組織が設立後にこの再編をしない、こう断言をできるのかというところをお伺いをまずしたいと思います。

西川委員長 消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。

ただいま白石委員からの話でありますけれども、要するに署所の再編につきましては、基本的に国の消防整備指針というのがございまして、まちの地域の街区とか、市街地とか、いろいろなそういうまちの体系によって本来決定されますので、今後におきまして消防需要の多い、いわゆる先ほどからおっしゃっていますように、救急需要が多い地域とか、また、そういうようなものを勘案して、当然将来的には民意が反映されまして、再編は起こり得るということであります。

以上であります。

西川委員長 総務課長。

中田総務課長 消防本部総務課の中田です。

今、手元に資料がございません。また後日、準備させていただきまして、お渡しさせていただきますと思います。

西川委員長 白石委員、それでお願いします。どうぞ。

白石委員 消防長の方から、正直にというか、それが私は当然だろうし、このことを隠してやったんでは、必ず問題が起こるわけでありまして。しかし、基本的には、運営計画の中では新組織の設立に際しては、消防署所の再編は行わない。際してはとうまいことを言うね。設立に際しては行わない。設立後はわからへんと、こうなっておるわけです。いうことは、多分葛城市の消防署はなくならないにしても、消防長がお答えになったように、当然、都市化が進むところと、過疎化が進むところとか、いろいろまちづくりによって商業地が拡大してくるとか、いろいろな条件によって、当然これらは変わるべきものである。それを変わらないと言ったら、これはまたおかしい話なんです。

しかし、この署所の統廃合によって、これは基本的には過疎地、本当に必要であるにもかかわらず、過疎だからといって、これは統廃合されて、町場の方へ統合されるということはあることではあります。そういうことではあります。広域化、そうでしょう。だから、そういう意味で、私は心配をしているわけです。

それと、この充足率の問題です。今資料がないということではあります。私は全体の資料は

持っています、奈良市と生駒市がかけましたから、その分を除いた資料を持ち合わせていないわけなので、お聞きをしたわけでありませうけれども、この消防職員充足率、これはちょっと古い資料ですけれども、平成21年度でありますけれども、奈良県全体の消防職員の充足率は62.64%なんです。こういう状況の中で、広域化するわけです。この中に奈良市とか、生駒市が入っているわけです。生駒市の場合は85.37%ですね。奈良市はちょっと低いですね。奈良市は68.06%ですね。いずれにしても吉野郡等の山間地域は、充足率は大変低い状況です。だから、現状そのものが62%台という状況にある。ここにおいて200人減って、130人は現場に配置されるけれども、70人は減るのは間違いない。そうすると、これは本当に今、葛城市の充足率、市長、頑張ってください72%と言われましたか。69.9%から引き上げていただいた。これが本当に維持できるのか。これは吉野郡の小さな町にも、村にも当然広域の恩恵を得られるのは当然のことですから、それは何かと云ったら、人員の充足です。そうしたら、現状の中で本当に広域によって消防長と言われるような住民に対するサービスが向上するんだと。確かに大規模な災害が起こったときには、それこそ命令下、組織が動くという点では大きなメリットがある。

しかし、ほとんどが今、議論をされたように、救急搬送というか、救急出動が業務の中心になってしまっている。年々それがふえてきている。そういう状況なんですね。そういう状況の中で本当に合併によって、さっき私は数字をいろいろ示しましたがけれども、具体的な数値として出てくるのか。そして、署所の統廃合によって当然廃止される場所も出てくるでしょう。こういうことになるわけですから、これは、我々は少なくとも消防長初め本当に議会に対して説明責任を果たしていただいている。市民の皆さんにも説明責任を果たしていただいていると思っておりますけれども、しかし、それが本当に消防長が思っているような、職員が本当に非常招集が減って、救急出動や緊急の出動で余裕を持って対応できることとなるのかということが、本当に大変だと。財政の面でも、ほんまに先が見えない。資料ではいろいろ増嵩するもの、減るもの、お示しをいただいたけれども、なかなかこれは判断しにくいというのがあります。

そういう点で、なかなか議論をしても、このレールに乗ってどんどん進んでいっているというような状況ですけれども、そこは十分考慮していただいて、協議会の中で市長を先頭に、本当に私が今、提起した問題が改善され、あるいは署所の廃合が、私としては行われないうように、設立の段階だけの約束ではなくて、設立後も署所の統廃合は行わないで維持してほしいということをお願いしたいし、広域化によって職員の充足率が70%に上がるんだと。いやいや、それどころじゃない、75%に上がるんだという具体的な資料をお示ししていただきたいということを述べて、委員長、質問を終わっておきたいと思っております。

西川委員長 ほかに。もう7、8款やから。

どうぞ。

川西委員 今年も去年と同じように非常に暑い夏が予測をされます。一般質問等でも要望させていただいておりますが、ミストシャワーの予算はどこに計上されているのか教えていただきたいと思っております。

それともう1点、平成24年度の款の中にはありました学校管理費の中での生ごみ処理装置の賃借料37万8,000円が計上されておるんですけども、平成25年度は計上されておらないんですけども、その辺の点もどうかお尋ねしたいと思います。

それともう1点、これは101ページなんですけれども、その中の負担金及び交付金の中で、夜間中学校の教育費負担金、50万円上がっております。これは何名かお伺いしたいと思います。

以上です。

西川委員長 学校教育課長。

井上学校教育課長 失礼いたします。学校教育課の井上でございます。

まずミストシャワーの件、以前に一般質問の方でご提案をいただいて、その後、私どもの方でかなり検討を重ねさせていただいたんですけども、その上で判断いたしましたのは、1カ所にミストシャワーを置くといいましても、これは休み時間とかだけの利用にとどまってしまうこととなります。授業中、教室にミストシャワーをというような設備は考えておりませんので、昇降口等において、子どもたちが外の体育とかから帰ってきたときとか、遊歩時間の終わりに浴びるという程度でございます。そうになりましたときに、ずっと浴び続けるわけにもいきませんので、ごくわずかの短時間の間にミストシャワーを浴びることになります。その分考えますと、なかなか十分にひんやりするということまで行きがたいのではないのかという判断をいたしまして、今回ちょっと見合せさせていただいたところでございます。

それから、夜間中学校の件、お尋ねがございました。これは畝傍の夜間中学校の方を指しておりまして、当初2人の生徒が在籍しておられましたが、去年の秋から新たに2名ふえられて4名となりました。ホンジュラスの方から来られた方と中国から帰ってこられた方が2名ふえて4名となりましたので、その分、負担金等がふえますので、増額をさせていただいたところでございます。

西川委員長 教育総務課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いたします。

生ごみ処理機のことでございます。これは5年間のリース事業でございまして、去年の12月に終了しております。一定の生ごみの処理で教育効果があったということで理解をさせてもらって、また、他の方の教育の方ということで、新しく生ごみ処理機の方は予算計上いたしておりません。

以上でございます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 ミストシャワーの件につきましてもご答弁をいただきました。熱中症等もあるということで、前回は、市民体育祭の折にも試しにということでつけてもいただきました。子どもたちの健康を考えると、あちこちの学校でミストシャワーというのはつけておられます。また、五條の方ですと既に教室にクーラーをつけております。そういう点で、もう少しあくまで前向きにやってくれはるという感じで、もう一度、一般質問の答弁を見直したいと思うんです。

が、今年は無理やけれども、来年の夏からはつけるというお話をいただいております。この辺をもう一度、再度、市長、どうなっておるのかお尋ねをしたいと思います。

それと生ごみ処理機の件ですけれども、期限が5年間で終わったから、やめたんだということのようだったんですけれども、今、葛城市として新しい焼却炉を建てるという段階で、一番ごみを減らさないかんということ、これを行政が率先してやっていくべき時期にあります。こういうときに、こういったものを外してしまうというのは、私はいかがなものかなと思います。この辺を再答弁いただきたいと思います。

西川委員長 教育総務課長。

西川教育総務課長 教育総務課長の西川でございます。よろしく申し上げます。

ごみを処理するという観点から申しまして、生ごみ処理機の方は時間がものすごくかかります。だから、ごみを減らすという観点から言えば、生ごみ処理機の方としては不足しているんじゃないかなという判断をいたさせていただきました。

以上でございます。

西川委員長 市長。

山下市長 学校給食の残渣等につきましては、昨年度からだと思っておりますけれども、堆肥化の方に振りかえさせていただいている部分が小学校、中学校、給食の分についての残渣は堆肥化の方に回らせていただいているというところで、葛城市としてはトータルでごみを少なくするという形で動かさせていただいている。そういうこともありまして、生ごみ処理機というよりも、全体で堆肥化にするという形に移行しているのとらえていただけたらと思います。

それとミストシャワーの件でございますけれども、昨年夏、8月の後半、絶対に熱中症を葛城市から出さないというような形で教育委員会の方へずっとお願いをしてまいりました。実質動くのは教育委員会でございます。今、教育長はほかの用事で席を外しておられますけれども、その中で行き帰りの子どもたちの水分補給であったりとか、来途中で水分がなくなってしまった子に対して湯冷ましの水を渡して、帰りまで熱中症にかからないようにしていくとか、いろいろな取り組みを学校全体で先生方と一緒に考えていただいたようでございます。

昨年の状況で問題がないというような判断をされたんだと思います。その続く中で今年も実際、水筒を持ってきて授業を受けていくという中で子どもたちに対してのフォローも含めて考えていきたいという教育委員会からの予算査定しているときにそういう話があったので、教育委員会として学校現場も含めて検討した結果であるならば、それは尊重させていただきますという形で、今回のミストシャワー導入というのは見送らせていただいたわけでございます。

これからもずっと学校現場は続いていくわけでございます。状況を見ながら適切なる方法というのはどういうものかということ、また時代の流れによっても変わってくるころもでございます。現在、近畿各地域で滋賀県、大阪府、京都府等々大体50%前後の小学校、中学校が8月の後半から、葛城市と同じように1週間程度早めて2学期を始められているようでございます。その流れの中で文部科学省等、どういう補助金が出てくるのか、また、各学校ど

ういう手立てをされるのかということをしかりと注視をしながら、子どもたちが健康で授業が受けられる体制をとっていけるように、行政としてもフォローしてまいりたいと思います。

西川委員長 川西委員。

川西委員 先ほどの生ごみの件でございますけれども、いろいろな新しい機械も出ておりますので、またこれも検討の材料にさせていただきたいと思います。

それと、ミストシャワーに関しましては、前向きなご答弁はしていただいている中で、予算査定の中でいろいろと検討した結果、もう少し見送ろうというような形の結論が出たということになったようですけれども、ここで質問しなかったら、そのままの状態で行ってしまうということになりますね。だから、私たち、市民の人からいろんな話を聞いて、その上で子どもの命を守らないかん。これだけ熱中症がふえてきているんだから、何らかの形の対策をとっていかないかんのではないですかという意味で一般質問もさせていただいているわけですから、何か全く無視をされたという感じを私は受け取りました。もう一度、よくこのときの答弁、見直してみて、再度また教育長にお願いいたしたいと思いますので、ひとつその点はよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

西川委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後4時14分

再 開 午後4時30分

西川委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、7、8款、質疑から入ります。どうぞ。

川辺委員。

川辺委員 簡単な質問やけど、101ページの13節の委託料、小中学校英語講師派遣と幼稚園英語講師派遣という問題で、これは先生何人ぐらいいてはるのか知らんけど、幼稚園、小学校、中学校、週にどのぐらい教えたはるか、そこらを聞きたい。それと、今、全国的に体罰とか、いじめとか、いろいろございまして、自殺者も出ているということで葛城市では異常ないか、その点、詳しく聞かせていただきたいと思います。

以上です。

西川委員長 学校教育課長。

井上学校教育課長 学校教育課の井上でございます。

まず、幼稚園、それから、小中学校の英語につきまして、ご説明をいたします。まず、小学校の方でございますが、2人の外国人の方が5つの小学校を回ってくださっております。授業は2週間に1時間ずつという割り振りになっております。5、6年生につきましては、毎週、外国語の時間がございますので、講師の来られない日は、日本人の先生が外国語、英語の指導をしております。

幼稚園につきましては、年中組、4歳組と5歳組につきまして、年間30回程度、毎週ご指導をいただいております。中学校につきましては、先生がそれぞれの中学校に1人ずつ常駐してくださっておりますので、英語の時間であったり、その他さまざまな活

動の折に、子どもたちに英語での会話を展開してくれておるところでございます。

続きまして、今お尋ねありました体罰につきましてですけれども、先般2月19日と20日に市内の全小中学校の子どもたちを対象に調査をいたしました。本市におきましては、体罰と呼ばれるものはございませんでしたが、行き過ぎた指導であると言われるものが3例ございまして、それについては、教育委員会といたしまして十分に注意を促し、今後こういうことのないようにという指導をさせていただきたいと考えております。

もう一つのいじめでございますが、いじめにつきましては2学期の初めに調査をさせていただきました。その際の数値が、小学校におきましていじめを受けたかという尋ねに対して、子どもたちのうち187のそういうことがあったというふうに子どもは答えました。ただし、その187をその後、精査してずっといきますと、中にはそれはいじめには当たらないと言えるようなものも含まれておりまして、その後、各校におきまして指導をいたしまして、9月10日に187という数字が出ましたけれども、全て解消して、現時点では、いじめは懸念されるようなものはございません。

中学校につきましても何例か上がってまいりましたけれども、現時点で重篤ないじめ、あるいはたとえ軽微ではあっても、子どもたちの成長・発達に心配されるといういじめは存在していないと考えておるところでございます。

西川委員長 川辺委員。

川辺委員 今お答えいただきましたが、英語というのは、今もう日本では当たり前のことであって、おぎゃーと生まれた1歳ぐらいからでも、もう英語を聞いているわけです。おたくもご存じやと思うけど。あの機械、高いらしいでんな、あれ買うの。それで、声だけ聞いてたらいいねんという感じで、もう1歳ぐらいから聞いてはる人が多いね。そやから、この週、何回かな、これ小学校で。高学年はあれやけど、できるだけ時間をふやして教えるようにしてやっていただいたらありがたいと思います。

それで、いじめ、体罰等ないいうことでございますが、聞くところによりますとあつたいうことです、私がね。今出さないけどね。そやから聞いているわけですわ。そやから、学校の生徒だけじゃなしに、先生もおるわけよ、いじめに。いじめ、体罰がな。俺も知つとるわけや。言わへんだけのことでね。やっぱり先生も気をつけていただかんあかんということ。生徒同士だけじゃなしでね。それも事実ありまんねんで。そやから、教育委員会とか、そういう人が先生に対してもしっかりと指導していただいて、子ども同士のけんかとかは、そんなんしょっちゅうあるけど、いじめになったら、子どもの方がこのごろしっかりしとる。いじめしてたかて、してないような感じに見せるだけでね。そこら教育委員会の方で指導願います。体罰、いじめないように、できるだけね。ありがとう。

西川委員長 ほかに。

どうぞ、辻村委員。

辻村委員 今、川辺委員の方から、体罰、いじめについてご質問の方あったんですけども、川辺委員が言われたように、いじめは絶対ないとは言いきれませんが、私にも、適応指導教室ございますね。そこには不登校の子どもたちが通うようになっているんですけども、不登校の

理由の1つとして、いじめ、体罰、学校に対しての不満を感じて学校に行けなくなったという理由が多いかと思われまます。

そこでスクールカウンセリングの方を実施していただいていますので、スクールカウンセラーの先生方は各学校に、小学校は回っていただいているのと、中学校は配置していただいていると思いますけれども、全国的にスクールカウンセリング事業を拡充していくと、いじめ、体罰が表ざたになってから国でもそうですし、奈良県でもそういう取り組みをされていると思うんですけれども、時間数の増加とか、日数の増加は考えておられるのでしょうか。

西川委員長 学校教育課長。

井上学校教育課長 すいません。国の方でスクールカウンセラーを増員するというような報道が一部なされておるんですけれども、現時点では、県の教育委員会から連絡を受けておる時数につきましては、特に増加をしますというのはまだ聞いておりません。市単独でということになりますけれども、市単独の方につきましては、市におきましても、県、国の動向を見守りながら、考えさせていただきたいというところで、今はふやしておりません。

西川委員長 辻村委員。

辻村委員 今ご答弁いただきました市単独でということをおっしゃっていただきましたけれども、白鳳中学校は市が事業として展開しているスクールカウンセラーということなので、県の方は平成25年度は増員を考えているかのように募集をされていたと思うんです、この2月に。何名か多分ふやしていただいていると思うんですけれども、スクールカウンセラー事業というか、スクールカウンセラーを設置されていない学校にも、全体的に設置されるんだと私はとらえているんですけれども、葛城市の場合は県の動向を見られて、日数を増加するというのは、新庄中学校のことだと思うんですね。白鳳中学校は市が独自でやっていますので、考えていただきたいと思っております。

それと、適応指導教室と、サポートルームがあるのはもうご存じだと思うんですけれども、そのサポートルームと適応指導教室の職員体制ですね、それをちょっとお聞かせいただきたいんで、よろしくをお願いします。

西川委員長 学校教育課長。

井上学校教育課長 適応指導教室の方につきましては、室長が1名おります。子どもたちの教科の指導であったり、さまざまな活動の指導を行っていただくのに2名の指導員を配置させておっていただきます。この3名で適応指導教室の方はあれですが、それ以外に、巡回相談に出ている先生がまた別途おられますが、それは今、割愛します。

サポートルームの方は、ちょっと私の所管ではないので、別の者がお答えいたします。

西川委員長 生涯学習課長。

吉村生涯学習課長 生涯学習課長の吉村でございます。

辻村委員の質問に答えさせていただきます。今現在、サポートルームでございますけれども、一般職員1名、それと嘱託職員1名、それと臨床心理士として1名、3名体制で、業務内容につきましては、電話相談並びに面談等にかかわる業務に携わっていただいております。

以上でございます。

西川委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。今、先ほどから申し上げますスクールカウンセリング事業と、それから、適応指導教室、サポートルームのこの3つが本当に関係している事業なので、連携をとっていただいて、本当に子どもたちのケアをしていただきたいなと思っておりますので、平成25年度は今まで以上にそれに費やしていただきたいと思います。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

岡本委員。

岡本委員 97ページの常備消防、この中で、いわゆる報償費、消防団員の退職補償金286万4,000円。昨年よりか倍ほどになつとるわけで、6人か7人か退職されるんだろうなと思います。それに伴いまして、旅費とか、需用費、恐らく服装の関係とか、あるいはまた、負担金、消防学校の関係、予算で見てもおられますけども、一応何人くらいやめられるのか。それと4月1日、任命式あると思うんですが、そこまでに不足というんか、退職された人の人数が確保されるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、次の98ページです。消防施設費、先ほど白石委員の質問のように、消火栓、あるいは消防器具ということで載っているわけですけども、防火水槽が平成24年、あるいは平成25年分として予算に計上されておられない。水利は水利で、消防水利の基準というものがあるわけですけども、市内で見ても、消火栓についてはほぼ箇所的にいけてるんやないかなと。ただ、消火栓が口径が細いといったような欠点はあると思いますけれども、消火栓も大事ですけども、まさかのときに防火水槽というのは非常に大事な水利の関係やと思います。前にも、何年か計画で防火水槽を整備していくということになって、恐らくなかなか負担金の問題で、小さい大字になってきたら、今、工事費1カ所1,000万円ぐらいですか。ものによったら1,200万円とかなって、1割、かなり負担金も大きい。もちろんそれは単年度会計ですんで、年間完了と同時に1割負担する。これは基本なんですけれども、もし防火水槽でも、消防署から指導されて、この大字に、この付近につけた方がええんちがうんかというようなことになってきて、負担金で問題があるとしたら、分割というたら、予算とはちょっと合わないかわかりませんが、そういう配慮でももしできるんなら、そういう配慮をしながらでも、毎年、1基ないし2基設置をしていかないと、今、災害とやかましく言われている中で、まさかのとき間に合わなくなっても困るということですので、その辺もあわせてお聞きしたいと思います。

西川委員長 消防総務課長。

中田総務課長 消防本部総務課の中田でございます。

現在、消防団員は条例定数で115名でございます。平成25年、退団者は7名、新入団員8名、なお、条例定数いっぱいの115名という形で推移しております。

以上でございます。

西川委員長 警防課長。

伏見警防課長 消防本部警防課、伏見です。

ただいまのご質問につきまして、ご説明申し上げます。防火水槽が平成24年、平成25年と予算計上されていないというお話でございますけれども、防火水槽の設置につきましては、先ほど委員の方からお話ありましたように、万が一の災害のときには、消火栓が使用できないときには防火水槽というのはご承知のとおりでございます。防火水槽の設置の際には用地が必要になってきます。その用地を確保していただくのは大字の方でお願いをしておるといふ現状でございます。その用地確保ができましたときには、市として予算計上させていただいて、設置を計画を進めるという形をとらせていただいているのが現状でございます。

先ほど委員からおっしゃられました1割負担の件でございますねんけども、その件につきましても、過去の例からも、大字として必要であれば、寄附金として、これはご負担をいただいております。各大字の方から設置の要望が出ましたときには補正予算等でも対応をとらせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 まず団員で一応7名退任されると。新しく8人ということでおっしゃったわけですがけれども、この115人の中で、条例定数の中で副団長が4人になっているの違うかな。今、副団長、1人欠員になってるわけやろ。そのかわりに団員1人ふやすということ。全体で115と解釈になっていくわけかな。そういうことやなしに、団長1人、副団長4人、分団長6人かな。そうなるとんでもない。それは答えてくれたらええのと、それから、防火水槽、伏見君言うてくれたわけやけどね。今、以前は大字の方から要望があったということも事実やけども、やはり中には負担金、あるいはまた用地購入、問題が多いと思うわけやから、ある程度行政の方から、大体消防水利というのは消火栓であったら、消火栓が150メートルとか、1つの決まりがあるわけやからね。その決まりに沿うように、できるだけ大字の方へ交渉していただいて、今はたまたま、言うたら土地については2分の1、市から補助金出しますよ。立派なこともしてもろてるわけやから、以前よりかは土地の確保についてはよくなっているということやから、ある程度年次を決めて大字の方にどうですかというようなことでやっていかないと、おっしゃるように、大字の要望ということになったら、なかなかこれは進んでいかへんと思いますんですね。一遍にいかへんと思いますけれども、ひとつそういう形で努力していただきたいと思います。

西川委員長 総務課長。

中田総務課長 消防団員の件でございますが、現在、団長1名、副団長4名定数がございますが、今現在3名という形で、うち1名、平成24年度で副団長をやめられます。その関係で、副団長2名、平成25年度で上げさせていただいて、4名体制にするという形で現在、進めさせていただいております。

あと、各分団にありましては、1分団から6分団、分団長、副分団長、部長、班長2名、あと残り消防団員という形で115名という形で運営させていただいております。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 今、説明していただきましたけれども、分団、分団で条例定数というんか、例えば1分団16人とか、23とか決まっておるわけやけど、そこにはちゃんとはまっていくわけやな。わかりました。

西川委員長 ほかに。

下村委員 ちょっと了解。この予算書に関する質問じゃないんですけども、ちょっとよろしいか。

西川委員長 はい。下村委員。

下村委員 今言ったとおり、ちょっと予算書とは関係ないんですけども、休憩前から、私、ちょっとおっただいんですけども、今、これは8款で、教育費のところに行っておるんですけども、市長からもちょっとありましたけれども、教育長が席を外されているということなんですけれども、今、ちょうど一番教育費で委員の皆さんが直接教育長に質問されることもあろうと思うんです。のっぴきならん用事で、今、席を外されているとは思うんですけども、その説明もないし、どういうことかなど。特にこの教育費のところでは、そのトップの教育長はこの今の委員会には席を外さないでほしいと。よっぽど大事なことがあると思うんですけども、どういうことか言えなかったらよろしいですけども、ちょっとそれだけ。私の気持ちを言っただけです。

西川委員長 そっちはまた後で説明してくれたらええけども、これは、委員長として了解は、了解した言うたら了解した。了解はしてないけれども、報告は受けました。それで、校長を、去年もそうやった言うた。去年も抜けた言うた。この款のときに。それで、去年も、それで支障なしに来てるんやったら、わしのところでとめるわけにもいけへんし、これが毎年、そういうこととがっちゃんこするんやったら、今、下村委員が言うてはるように、そっちで考えてもらわんと。毎年同じところで、7、8款のところでもいつも教育長が予算のときにおれへんというような形は余りええことないんで、そこらはちょっとどう今後対応。それで言うたのは、教育長に質問、先言うといたらよかったけども、教育長にきちんと答えさせなあかんいうやつは、5時ちょっと過ぎぐらいに帰ってくるから、そのときに言うていただきたいんねけども、今言うてるように、そういうことは毎年、そんな続くいうのは、ちょっと余りええないと思うんで、そこはどう考えてるの。

はい、どうぞ。

中嶋教育部長 教育長が席を外させていただいておりますのは、県の教職員の異動の内示がございまして、そちらの方にどうしても出席しないといけないということで、席を外させていただいております。まことに申しわけございませんけれども、去年につきましても、同じような理由で、県の内示の方にどうしても出席する必要があるということでございまして、席を外すということになっております。申しわけございません。

西川委員長 市長。

山下市長 次年度以降、同じような、内示の時間帯がわかっておるものですから、もし時間が教育委員会の款と重なるようなことがありましたら、時の委員長なり議長なりと相談をさせていただいて、順番を入れかえていただくなりという方法で対処したいと思っております。

西川委員長 そのようにしてください。毎年、突然言われて、前もって言われたわけではないんで。

ちょっと委員の方、すいませんが、ご了承くださいたいと思います。

下村委員。

下村委員 私、別に嫌味で言うてるわけでも何でもないし、先ほど自然的に、休憩前からちょっとおられなくなって、市長が所要で席を外されていると。それはそれぐらいではよかったんですけども、休憩の後、また席を外されているし、今ちょうど8款の教育費ですからね。今聞いたら、昨年度もそういうことがあったということで、これは何とか理事者の方で考えていただかないと、私は別に、質問を教育長にはしませんけれども、もう少し後で、教育長に聞きたいというようなことがあったら、都合がちょっと悪いなど。全然違う7款とか、それまでとか、その場合は、別に席を外されても、それは問題ないと思うんですけども、一番肝心なところで席を外されると、私も目立ちますんで、以後、こういうことに気をつけていただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

辻村委員。

辻村委員 教育長に答えていただかなくても、学校教育課の課長に答えていただこうと思うので、質問させていただきます。

葛城市に、先ほどのスクールカウンセラー事業の中身の相談者が発達障害の相談が多いと聞いております。発達障害の子どもたちへの対応というものは、どういうふうに取り組んでいただいているのかということと、それから、現在、中学校で通級指導教室を設置していただいていると思うんですが、これは特別支援教育を受けている子以外の普通の通常の教室で学習している子どもたちのために、通級指導教室を設置していただいていると思うんですが、その設置なんです、奈良県ではほとんどが小学校なんです。でも、本市は中学校。この学習障害等のそういったLDや、言語、難聴、そういった子どもたちの指導をしていただくために、通級教室を設置していただいていると思うんですが、これはもう少し中学校より小さい年齢のときに指導していただくのもいいかと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えなのかをお聞かせください。

西川委員長 学校教育課長。

井上学校教育課長 学校教育課の井上でございます。

軽度発達障害等にかかわるお尋ねでございますが、まず、本市の発達障害の子どもたちの人数的なものから言いますと、平成17年から平成23年までは、各学校7つの学校の特別支援学級、昔の名前で言いますと障害児学級に入る子が30人台でございました。ところが、平成24年度になりますと66人になりまして、今度の平成25年4月には88人という人数になってまいります。だから、もう倍になってきている。こういうふうに入数がふえておるわけですけども、本市におきましては、まず幼稚園の段階から、臨床発達心理士の女性の先生が各幼稚園を巡回しながら、子どもたちの遊びの様子を見ていたり、先生方の相談を受けたり、あるいはお母さんが園に来ておられるときは、お母さんと接触しながら、どうですか、子育ては楽ですかといったようなこと、おうちの子どもさんは育てやすいといったようなことから入って行って、お母さんとの信頼関係をつくりながら、早いうちに障害を見きわめていくと

いうことをしています。障害受容は早い時期からやる方が、子どもにとってはさまざまな支援が受けられますので、中学、高校になって、障害があるよなんて言われたら、大変なことです。早いうちからしていきます。ただし、お母さん、お父さんの障害受容が一遍にできるというものではありませんので、その辺、信頼関係を結びながらやっていくということでございます。

それ小学校に入りますと、また、別の臨床心理士が巡回しておりまして、引き継ぎをした上で、こんなふうな支援をしてあげてほしい、こんなふうな手立てで助けてあげてほしいという引き継ぎを入念に行いまして、中学へとつなげます。

続きまして、新庄中学校の通級指導教室でございますが、これは新庄中学校内の1つの教室を使って週に8時間以内という法的な縛りがございまして、特別支援学級に入級するほどではないけれども、学習障害があるとか、注意・欠陥多動性障害があったりする子どもさんを教室に呼んで、学習の仕方を教えたり、あるいは友達とのかかわり方を教えたりします。勉強そのものを教えるというよりも、勉強の仕方を教えるという感じでとらえていただくとありがたいです。

この教室を小学校にというご提案でございますが、先々そういう方向も考えておりますけれども、また市内の小学校だけではなしに、市外もというようになっていくやもしれませんが、まずは、中学生、そして、その次のステップとしては、市外の中学生を受け入れてほしいという要請が上がってきていますので、うちの市がお世話になっている香芝市、ここはうちの小学生が4人、言葉の教室という、向こうの通級指導教室へ通わせていただいていますので、今度はそちらの中学生を受け入れていくという方向を何年かのうちに実現し、そして、小学校へと広げていくことにならうと思います。ただ、現在、中学校の担当が小学校を回りまして、中学校へ来て、いきなり通級指導教室へ入るのは大変なハードルがありますので、6年生のうちから親御さんにそういう誘いかけをして、中学校に来てスムーズに通級指導学級に入れるように準備を進めておるところです。

以上です。

西川委員長 辻村委員。

辻村委員 ただいまの井上課長のご答弁の中に、小さいときからそういう指導をしていただくのがいいとお聞きしたんですけれども、今、学校教育課の方で取り組んでいただいている発達障害の子どもたちに対する取り組みというのは本当に大事なことだと思っております。これはまさに市長がいつも言っていただいています、子ども・若者支援センターの1つの事業としてもとらえていただきたいと思うのですが、市長、どのようにお考えか。この子ども・若者育成支援というのは不登校、ニートとなっているんですけれども、発達障害の子どもたちの支援も必要かと思われまして、その支援センターの中にも入れていただきたいと私は考えているのですが、市長はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

西川委員長 市長。

山下市長 辻村委員の質問にお答えをさせていただきます。教育委員会ともよく相談をしていかなければならないですけれども、何よりも、小さいときからいろいろな、その子どもに合った、

軽度であったって障害を持っておられる子どもさんたちに行政としてどういうフォローができるのかということを考えていくことも大事であろうと思います。子どもさんのフォローもそうですし、そのお子さんをお持ちの保護者の方々に対する心のケアというのも大変に大事だと思いますので、そういうことも含めて、子ども・若者というくくりでやる方がいいのかどうかというのはわかりませんが、相談をしていく窓口というのは必要になってくるんだろうと思います。それぞれの課、子ども・若者で、教育委員会であったりとか、また子育て福祉課であったりとか、健康福祉センターであったりとか、いろいろとまたがるところでございますけれども、市民にとっては、行政というのは1つでございますから、相談に行ける窓口をどうやって設置をすればいいのかというのは、こちらが知恵を尽くして考えていかなければならないところだろうと思っております。辻村委員が何をおっしゃろうとしているのかということも十分に承知をいたしておりますので、行政として市民に対してどういう窓口の設置ができるのか、フォローができるのかということをお教育委員会や関係部署と相談をしながら、設けていきたいと考えております。

西川委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。ぜひ考えていただいて、実施していただきたいなと思います。

最後に1つだけ申し上げておきます。発達障害の定義づけられたのは、平成16年に定義づけられて、それから発達障害児が多く、増加してきたと思います。それまでの子どもたちというのは、今、大体二十歳ぐらいの成人が実は社会不適合者、社会に出て、社会をうまく乗り切れないという青年たちがふえてきているという状況があります。だから、これに伴って、その方々が今度、保護者になるとなってくるので、本当に悪循環になっていくのではないかなと考えておりますので、市民の支援というのは市で取り組んでいただくのが一番だと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

岡本委員。

岡本委員 教育費の中で教育総務の事務局費、102ページ、この繰出金4億2,607万1,000円、これは給食センター、学校給食の分ですけれども、いわゆる建設分と通常分とございますか、分けて計上されてると思うんですけども、その内容について教えていただきたいと思います。

それから、小学校費の学校管理費ですけれども、この中で委託料、この中の設計委託料、先ほど総務部長の方から、新庄小学校の渡り廊下の管理ということですけども、それ以外にどの場所をされるんか。あるいは工事請負費5,200万円の中身、それから備品購入費321万2,000円で、この中にたしか扇風機が入っておると思うんですが、平成25年度で扇風機を入れることによって一応解消されるんかどうか。

それから、教育振興費、104ページですけれども、この中の扶助費、要保護、準要保護、児童扶助費、あるいはまた特殊教育の就学奨励費、災害等の児童就学援助費で3項目あるわけですが、それぞれ学校別の人数を教えてくださいたいと思います。

西川委員長 教育総務課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

設計委託料の方の683万円の内訳でございます。これにつきましては、新庄小学校の渡り廊下の工事管理と當麻小学校の南棟の大規模改造工事の実設計費を合わせまして683万円を組んでおります。

工事費でございます。5,200万円でございますけれども、新庄小学校の渡り廊下工事費とその他小中学校の7校につきましの各種修繕工事ということで1,100万円ほど組みまして、合計が5,200万円ということで組ませてもらっております。

以上でございます。

西川委員長 学校教育課長。

井上学校教育課長 学校教育課の井上でございます。

扇風機のことでございます。この扇風機は、もう既に普通教室には全部入っておるんですが、引き続きまして特別教室の方、例えば理科室とか、家庭科室、こういうところへ入れていきたいと考えております。平成25年度で小学校の特別教室は全て入ります。中学校は平成25年度、平成26年度の2カ年で考えたいと思います。各学校に、中学校は優先順位を聞きますと、使わない教室は1カ月に1、2回しか使わないという部屋も出てまいりますので、そちらは来年度回しにして、とりあえず頻度の高い教室から、まず特別教室入れさせていただきたいと考えます。

以上でございます。

西川委員長 4億二千何ぼ、繰出金。

教育総務課長。

西川教育総務課長 すいません。給食費の方の繰出金の明細は資料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

西川委員長 学校教育課長補佐。

吉井学校教育課長補佐 学校教育課の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、準要保護の人数でございますが、まず、小学校から、新庄小学校74人、忍海小学校32人、新庄北小学校24人、磐城小学校78人、當麻小学校31人、合計239人になっております。中学校の準要保護につきましては、新庄中学校が78人、白鳳中学校が75人、合計152人になっております。要保護につきましては、小学校2名、中学校2名の各それぞれ2名ずつになっております。

続きまして特殊教育の就学奨励費ですけれども、小学校から、新庄小学校21名、忍海小学校5名、新庄北小学校5名、磐城小学校12名、當麻小学校8名となっております。次に、中学校におきましては、新庄中学校が8名、白鳳小学校は4名となっております。

以上です。

(「災害の方」の声あり)

吉井学校教育課長補佐 災害につきましては、人数ではありませんで、各校1万円ずつの設定となっております。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 給食の分については後でいただいたら結構やと思います。

それから、学校管理で一応設計委託料、あるいは工事請負費で聞かせていただいたわけですが、この工事請負費の中で、今も忍海小学校繰り越しということで予算措置してもらっておるわけですが、例えば今おっしゃいました市内の各学校の改修ということですが、例えばその中に忍海小学校が入っておるのか。入っておるとしたら、せっかく大規模改修をやっていくわけやから、その工事と一緒にしていくとこちらの経費も要らないというふうなことで、かまうの違うけども、努力をしてもろたら結構やと思います。

それと、いわゆる耐震化率というのか、今、平成25年度で一応学校関係、95%ぐらいですか、完了するという事なんですね。1つの要望として、忍海小学校、今、今年、南側大規模改修やってもらう。北側は新しく建てていただいた。真ん中の中庭です。いわゆる北側するときに仮設の校舎を建てるところがないということで、中の庭を全部取り壊しております。一応今、建物は両方建てしまったということの中で、あと体育館の改修があるかもわかりませんが、1つのめどがついたということで、中庭の整備を市長の方へひとつ要望していきたい。何も来年してくださいということじゃないわけですが、せっかく中庭があったのをやむを得ずつぶしてしまったということですので、緑を残していかな、忍海小学校の緑が非常に少ないということで、ひとつ要望としてお願いをしておきたいと思います。

西川委員長 教育総務課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。

忍海小学校の工事の件でございますが、南棟、おっしゃるとおり、大規模改造工事に入りますけれども、それ以外の部分での修繕工事は、多少は用意はしておりますけれども、大規模工事にかかる工事の部分の校舎につきましては大規模改造でやるということで予定しております。

西川委員長 教育長。

大西教育長 一言おわび申し上げます。この予算特別委員会、大事な審議のときに、昨年度に引き続きまして中座させていただくことになりました。県の学校職員の内示がきょうということが先週の木曜日、県の作業日程で、私ども、きのう、おとつい思うておりましたけれども、きょうにずれ込んだということで、こういうことになりました。今後、このことにつきましては、また議会事務局等とも相談をさせていただきたいと思っています。まづもっておわび申し上げます。お許しいただきたいと思っています。

西川委員長 ちょっと待ってね。それはもう、ほな、避けよう思うたら避けられるの。去年も同じ時間で、同じときと言うてたやろ。

大西教育長 結果的にきょうになってしまったということで、その通知をいただいたのが先週木曜日、県の事務作業の流れの中で、県職員の内示が最後の最後、日を調整を県教育委員会がされて、きょうに決まったという報告をいただいたのが、連絡を受けたのが先週の木曜日でしたということで、これにつきましては、大きな内示、県職員の人事異動でございますので、教育長の責任を持って対応させていただかならんということでこの時間をいただいたということでございます。今後、調整をどういうふうにさせていただけるかという、この辺はまた、私の

一存ではいけない部分もございますので、それはまた局長さんとも、来年度以降、そういうことが起こり得るなら、また相談させていただきたいと思います。

西川委員長 それで質問は。

どうぞ、川西委員。

川西委員 子どもたちの通学の安全対策、通学路の安全対策についてお伺いさせていただきたいと思います。1点、小さな場所なんですけれども、場所は新庄小学校の東門の道路の東側にあります水路にふたをする件なんですございます。保護者の方から、小さな車との接触事故があったということで相談を受けました。そして、すぐに通学路の時間帯に現場に立って、車の通行量であるとか、単車の通行量等も調べて、教育委員長にも、また部長にも報告はさせていただきました。危険だから、早急に建設課と相談してふたをするようにさせていただきたい。こんなご答弁をいただきました。また、建設課にも話をしに行きました。それから約半年がたっておるんですけれども、今回の予算の中にこれが入っておるのか、また、いつごろできるのか、お伺いしたいと思います。

西川委員長 教育部長。

中嶋教育部長 教育部長の中嶋でございます。

ただいまの川西委員のご質問でございますけれども、確かに新庄小学校の前の東側の水路の件でございますけれども、建設課の方でその分につきましては平成25年度にお願いするということで、予算の計上の方も平成25年度でできるということでお願いをしております。

以上でございます。

川西委員 いつごろできるんですか。

中嶋教育部長 工事の時期につきましては、今後、建設課の方で検討いただくということでございますので。

西川委員長 川西委員。

川西委員 子どもたちの通学の安全点検ということをこの前やったんですね。その102カ所の中には入っているんですか、入っていないんですか、この部分は。

西川委員長 学校教育課長。

井上学校教育課長 今、川西委員おっしゃっていただいた分は、通学路点検の際は入っておりません。

P T Aさんからもご指摘がなかった箇所でございます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 その中には入っていないということですが、建設課に要望しておって、やってもらうということのお話でしたが、担当課を呼んでください。間違いなくこの予算が入っているのか、どうかお聞きしたいです。

西川委員長 休憩します。

休 憩 午後5時19分

再 開 午後5時29分

西川委員長 休憩前に引き続いて会議を開きますが、答弁をするときには、委員も一般質問とかして、その答えをもらって、再度の質問をしてはるときに、あんまりそこら、頭に入れやんと答

弁してみたり、今みたいに、あっちでもらってるとか、こっちで予算してもらってるとか、そんな話はないんで、きっちりと、それであれば今どういう状態で、どこまでどういうふうな形にしているか、今後きちんとこういうふうにかたえていこうとするか、それは子どもらの実際にそういうようなことがあってのしてはんねから、余りええかげんな、あっちで予算してもらってまっしゃろ、いや、こうでっしゃろなんて、今おれへん、答弁でける人おれへんのに、そんなあれはないと思いまっせ。しっかり答弁してください。

どうぞ。

中理事。

中 都市整備部理事 都市整備部の中でございます。よろしくお願いします。

ちょっと先ほど、今言っていた形のもので、ちょっと聞いてなかったのもので、場所の方を確認させていただいたので、そのことにつきまして、ご説明申し上げたいと思います。

川西委員の方から、通学路の点検の中も含めましてということで、ちょうど村井邸さんから少し北側に行ったところの水路の部分につきまして、ちょうど村井邸の前ぐらいにつきましては現在、ふたができておって、ちょうどその1軒分の家の役場から西向いて行ったところの交差点から村井邸の方向に対してふたがかかってないということで、子どもらが危険な状態であるということでご指摘いただいた件と思うんですけれども。

(「どうすんのんと聞いているのや」の声あり)

中 都市整備部理事 それにつきまして、ちょっと先ほど聞いてなかったのもので、再確認という意味で、1番から申し上げて申しわけなかったです。その部分につきまして、隣接のところにつきましては植木等もありまして、また、水路もその方向性で建っておりますので、隣接地の方とも調整しながら、本年度、前向きにふたをかける方向で進めさせていただきたいと思います。先ほど言いました隣接地の方のご同意の関係もございますので、今、確実にとは申し上げられませんけれども、前向きに取り組ませさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

西川委員長 川西委員。

川西委員 ちょっと聞こえなかったんですけれども、いつごろできるんですか。再度聞きます。

西川委員長 中理事。

中 都市整備部理事 平成25年入りまして早々に隣接さんとも協議させていただいて、前向きに進めたいと思っています。時期の方につきましては、その関係がございますので、今、いつということでは、申しわけないですけれども、その点については、申し上げられませんということでご了承願いたいと思います。

西川委員長 川西委員。

川西委員 ぜひ早急にやってください。子どもさんの安全を守るためにも非常に大事なことです。お願いいたします。

先ほど委員長がいろいろと私が言いたいことを言ってくださったので助かっているんですけれども、ぜひひとつ、私たち、いろいろな形で要望してまいりたいと思います、これからも。それは本当に市民の皆さんから一人一人の声をお聞きして、現況がこうだから、ここら辺を

改善してください。ああですよとお願いしているわけですけど、全くいつの間にかなくなったり、いまでたってもできへんというようなことが多いと思います、私。せめて中間報告であるとか、いつごろできますとか、また、先ほどのミストシャワーではないですけども、一般質問の説明のときには、前向きに、もうできるというようなご返答をいただいておりますのに、この予算委員会で聞いたら、それは検討したけれども、できませんでしたと。全く何か意思が通じてない。もう少しいろいろなことで、私たちにこうなんですよ、ああなんですよと報告等をいただかないことには、これは何のために要望しているのか、何のためにお願いしているのかわかりませんので、これはひとつ市長、よろしくをお願いします。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、教育費についてお伺いしてまいります。既に各委員の方から質問が出ておりますので、関連質問になる部分がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1つは、小学校、中学校に係るですね、幼稚園も含めてですけども、幼稚園では就園奨励費という形でありますけれども、要保護、準要保護生徒援助費についてであります。それぞれ要保護、準要保護生徒の数等についてはお答えをいただいておりますので省かせていただきます。

私がお伺いをしたいのは、決算特別委員会、あるいは予算特別委員会、この要保護、準要保護、とりわけ準要保護です。就学奨励費等の中で、平成22年だったでしょうか、この支給項目が新たにクラブ活動費、あるいは生徒会費、PTA会費が加わり、国が補助を出す。そういう項目として追加をされたということをご紹介をしました。この間、生活保護、あるいは母子・父子家庭、あるいはその子育て世代の置かれている状況の中で、市としてそういう社会的に弱い立場の人、あるいは非常に子どもが小さくて教育費、養育費がかかる、そういう世代を支援していくことが重要ではないかという議論をしてきたわけでありまして、これらの制度についても、私は重要なことだと思います。とりわけ準要保護児童・生徒については、この制度が開始され、調査を始められた1995年から16年間連続してふえてきているということなんです。これはその制度そのものが周知徹底され、また、要件が緩和され、利用が拡大をしたという側面とあわせて、今日の経済不況、雇用不安の中で貧困が拡大をする。そういうことも反映をしているのではないかと思います。

そんな中で国は、子育て世代、あるいは母子・父子家庭、生活保護を受けておられる方々に対する助成を拡大をしようということで加えられたわけでありまして、これも川西委員と同じでありますけれども、検討をするということで、これまで来ているわけでありまして、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、どのように対応されようとしているのか。平成24年度の執行を踏まえ、平成25年度はどのように改善をされようとしているのか。決算特別委員会等の議論を踏まえてお答えをいただきたい、このように思います。

それから、109ページの社会教育費、社会教育総務費の19節負担金補助及び交付金の学校地域パートナーシップ事業についてであります。これについては、平成24年度まで学校・地

域連携事業として取り組んできたわけであります。それらの実績を生かしながら、新たに各学校で学校コミュニティ協会の設置を検討し、学校、家庭、地域が協働して地域教育の向上につながる仕組みを構築するという、非常にこの事業に対する意義を強調しているわけであります。これまで具体的にこの事業に取り組んできた事例、内容をお伺いするとともに、新年度からパートナーシップ事業として各学校に、学校コミュニティ協議会の設置を検討するというお話がありますが、それらの具体的に取り組んでいく内容についてお伺いをしたい、このように思います。

それから、111ページの4目公民館費の指定管理委託料948万円でありますけれども、これらの委託料の内容について、内訳についてお伺いをしておきたいと思っております。

西川委員長 学校教育課長。

井上学校教育課長 学校教育課の方からお答えいたします。まず、この準要保護につきましてですが、クラブ活動費、PTA会費、あるいは児童・生徒会費の方ですが、平成25年度につきましても、従来どおりと現時点では考えておるところでございます。ただ、クラブ活動費につきましては、ご承知のように、本市の場合、校外試合のときの交通費、あるいは参加費をかなり負担をさせていただいております。ざっと計算いたしますと、大体1人年間5,000円程度、県内の試合であれば、交通費と参加費が市の方で持たせていただいております。また、このごろ、協会等への加盟費が一人一人の子どもについて要りますので、それも市の方で負担しておることをもってクラブ活動費の助成という意味合いを持たせたいと考えております。もちろん近畿大会、全国大会の出場についてはその都度、支援をさせていただいております。

2つ目の学校・地域パートナーシップ事業でございますが、平成24年度は、どの学校も環境整備ということで、地域の皆様方のご支援を得て校内環境を整えていただきました。各学校で学校の校庭であるとか、学校によりましては池の清掃をしてくださったり、さまざまなお取り組みをいただいて、子どもたちの学びの環境を整えていただきました。卒業式でもそういう方々への感謝の言葉が出たと聞いておるところでございます。

平成25年度からの学校・地域パートナーシップ事業ですが、各学校にコミュニティ部というものをつくりまして、その部が地域の皆様方とより幅広い面で接していく、力を合わせて学校に支援をいただくということでございます。現時点で、学校の方から、こういうお力添えを願いたいという声が上がっておりますのは、例えば郊外活動付き添いであったり、家庭科学習の実習のときに、ベテランのお母さんに来ていただいて、ちょっと包丁のさばき方とか、そういったものをご指導願いたいとか、そういうのが出ておりますし、また、通学時の見守り隊のような形でもご支援を願えればありがたいといったような声が現時点で学校から上がっております。

今後、地域の皆様方と相談をしていく中でまた新たな事業が生まれるかもしれませんし、従来の環境整備に加えまして、平成25年度からはより幅の広いお取り組みをお願いしたいと考えておるところでございます。

西川委員長 生涯学習課長。

吉村生涯学習課長 生涯学習課の吉村でございます。

白石委員の質問にお答えさせていただきます。公民館費の委託料の関係でございますが、この委託料の指定管理の関係の委託料につきまして説明させていただきたいと思っております。一応指定管理させていただいておる公民館につきましては、57分館ございまして、その内訳といたしましては、電気料金並びに水道料金並びに電話等につきまして計算させていただいて、根拠をもとに各公民館に委託料として支払わせていただくものでございまして、まず電気代でございますが、従量電灯Aにつきましては1館当たり3,700円、また、従量電灯Bにつきましては4,500円という基本料金、また、低圧電力、例えば公民館にクーラー等設備のある分館につきましては1万2,300円、また、水道につきましては、一般水道を引いておる館につきましては6,000円、また、臨時水道、すなわち仮設水道を引いておる分館につきましては3,000円、また、電話回線につきましては、1回線につきまして2万9,000円、それに各分館の運営補助金といたしまして1館当たり6万円を加算させていただいた分で、各分館と委託契約させていただいておるわけでございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきました。準要保護に対する就学援助の補助の項目についてであります。課長は、クラブ活動費については、クラブ活動に伴う校外の試合、大会等に参加するに当たって、確かに相当な金額の支出が平成25年度も予定をされているということで、それがクラブ活動費に充てたいということでありまして。確かにクラブ活動費に対する助成の1つだと思っておりますけれども、これはあくまでも要保護に準じる経済的な困難、教育や、教育とかかわるクラブ活動、PTAの、生徒会の活動、その3つの活動に支障がないようにという形で制度としてあるわけです。

ですから、それはそれとして多めに評価をし、対外試合に対して保護者の経済的負担を軽減するということは歓迎をするわけでありましてけれども、やはりクラブ活動費は確かに対外試合なんかが多くて、その経費があると思っておりますけれども、靴であったり、ソックスであったり、いろいろ道具が要るわけです。そういう経費に充てられるべく、国は基準財政需要額、いわゆる交付税で措置をされるということでありまして、その趣旨を十分酌み取っていただいで実施されることを求めておきたい。子どもたちが経済的な問題で、本当にクラブ活動に積極的に参加できないということはあってはならない。諸活動に参加できないことはあってはならないということでありまして、こんなことは言いたくはないですけれども、基本的に義務教育は無償であるという立場からしても、この点を十分に考慮していただきたいということを述べておきたいと思っております。

それから、学校・地域パートナーシップの事業であります。これはなかなか試みとして、更に発展をさせていこう。定着をさせていこうという新年度の予算の提案だろうと思うわけでありまして。いろいろ学校からの要望を把握をして、地域の人たちと協力をして取り組んでいくということは大事なことだと思いますし、学校、あるいは先生方の負担を軽減していくという点でも重要なことだと思いますけれども、私は逆に、余り押しつけがましくなって、

このことに学校現場が手をとられたのでは、これはなかなか大変だなと思います。そこは学校教育課が十分に配慮された中で、校長先生初め準備をされた上で学校コミュニティ協議会の設置を目指していただきたいと思います。非常に難しい問題だなと。一方で、先生方は、とりわけ中学校なんかでは、非常にクラブ活動もあり、多忙な実態になっている。クラブ活動でも、土曜日、日曜日の練習には参加できても、平日の練習はなかなか見れないという状況にあるわけです。そういう中で、確かに子どもたちの置かれる実態からしたら、学校だけで責任を負えというのも酷な話ですが、何とか地域が、行政がこの手だてをしていくということは大事ですけども、その点のところを配慮、考慮しながら取り組んでいただきたい。これが本当に機能していくならば、私はすばらしいものになると。

ところが、日本には、アメリカやイギリスとか欧米諸国というんですか、そういう慣習というか、なかなかないですね。学校現場に学校以外の人たちが入り込んでくるという例が余りないので、ここは準備をきちんとした上で進めていただきたいということを求めている。

それから、指定管理委託料について、積算根拠なり、ご説明をいただきました。必要な経常経費、あるいは運営費等を委託料としてお渡しをしているということでもあります。いろいろ公民館分館というのは地域によって建設の経過、いきさつがあることは、私、十分理解しております。便宜上、中央公民館の分館として運営をされているということも、これは条例上そうなっているわけでありまして。しかし、その運営が本当にこの条例で定めた運営が確保されているのかというのが1つ、この問題だと思います。

1例を挙げてお伺いをしたいと思います。昨年のものでありますけれども、市政報告会を全ての大字で、公民館を使わせていただいて実施しようということで実際に行動された方々があります。しかし、公民館が使用を断られた大字があります。具体的に言いますと加守であったり、尺土であったり、南道穂であったりするわけです。この使用の許可という点は、地元大字の区長にあるのか。この点を明確にしておきたいと思うわけですが、この点、公民館分館が中央公民館の分館として規定されているという条例の立場から、ご答弁をお願いしたい、このように思います。

西川委員長 生涯学習課長。

吉村生涯学習課長 ただいまの分館の指定管理に伴う、各分館の利活用、使用の制限について、返答させていただきたいと思います。先ほどお話ありましたように、昨年の公民館の使用につきましては、政治活動並びに選挙運動の問い合わせ等が生涯学習課の方であったわけですが、その中で、条例上、公民館条例の中で、その管理につきましては各分館長が使用許可をするという形になっております。その中で指導的な立場で指導させていただいた内容につきましては、一応政治活動につきましては社会教育法23条に書かれてある政党並びに宗教並びに営利を目的とする内容につきましては制限があるということを書かれております。しかしながら、一般市民が例えば政治の学習をしたいという場合については、各政党のみで使う分については違法になりますが、一般市民が皆さん制限を加えなくて、一般に使用される分についてはオーケーですという判例等があるわけですので、一応使ってはいけな

いという形では返答になっておりません。

それで、今回、3月に各分館長会議いのを開かせていただいた中で、一応政治活動並びに政治運動についての取扱いということで、各分館長に文書で、各分館にそういう取扱いにつきましてはこういうふうにさせていただきますようよろしく申し上げますという形で文書でご案内させていただいたところでございます。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 的確なご答弁をいただきました。当然公民館の運営について、指定管理者という形で運営をお任せしているわけでありますけれども、今申されたように、社会教育法という法が存在し、また、設置条例があり、また使用規定があるということであります。この指定管理として、行政が公費を支出をして、必要経費について見ております。このことについて、行政は当然その責任があるわけで、広く市民に対して平等、公正な使用を当然求めていくべきである。当然じゃないですか。

これが逆に、政治的な考えを持ってこの使用を認めないなんていうことになったら、これは大変な問題じゃないですか。公民館を、この運営を任されている大字、あるいはお任せをしている行政がきちんとした意志統一のもとに、統一した、整合性のある運営をしていたかないと困るんじゃないですか。この点、そういうことで今後進めるということであるならば、そのようにご答弁をいただきたいと思います。

西川委員長 教育長。

大西教育長 具体的な中身につきましては、さっき生涯学習課長が答弁したとおりでございます。公民館の活用につきましては、分館を含めまして、当然今ご意見いただきましたとおり、法は法として社会教育法がございます。限界はございますけれども、広くこれは市民、住民の方に使っていただくのが成立いうか、設置している目的でございますので、公平に各大字とも分け隔てなく使っていただく。こういうことにつきましては指導も、不具合が出た場合には、また分館の管理者等にも話をし、不公平が出ないように対応してまいりたいと思います。

西川委員長 ほかに質疑ありますか。どうぞ。

中川副委員長 そしたら、消防費の方でお尋ねいたします。常備消防並びに非常備消防の両方に渡って掲載されております22節の補償補てん及び賠償金、これは存目程度の1万円なんです。常備消防及び非常備消防両方に1万円上がっておりますが、この内容と具体的な例がありましたら、私自身、勝手な解釈をしておりますので、備考欄、災害現場に係る損害賠償金、これについて詳しくお願いしたいんです。それと、また、多分、常備消防ができてから、この項目になったと思うんですが、非常備消防だけの場合、こういう項目なかったと思うんです。また、常備消防になってから、これを執行したという例があれば教えていただきたい。また、それに伴って奈良県の資料があれば、奈良県下でどこでどういうふうな場合にこれを使われたかというのをお教え願いたいです。

それと、98ページの18節、備品購入費の消防用機器等購入費とあるんですが、1,554万円、これは金額的に1,554万円の消防用機器というたら、多分消防ポンプ車と思われそうです

が、もし消防ポンプ車、非常備消防ですんで、消防団の関係の消防ポンプ車6個分団あります。6個分団はどこ分団であるのか。それと、その分団のポンプ車。このポンプを買う場合、国の基準というんか、常備消防あるいは非常備消防で持つべきポンプ車が適当であるかどうかの基準があったり、また、消防車としての役割並びに消防車が場合によったら救急車のかわりをするような場合があるのか。それによって、キャビン形式が、この言葉は間違ってるのか合ってるのかどうか分かりませんが、ダブルキャビン、あるいはシングルキャビン、これの仕様について団の要望を受けられるのか。というのは、これを聞きますのは、もし消防車であればという仮定なんですけれど、毎年行かせてもらっております消防出初式、このときにおいて、たしか全部の更新が終わっておれば6個分団、あるいは消防署の常備消防の分については、可搬積載以外はダブルキャビンと思われま。これはそのことを念頭に置いた機種選定をされていると思うんですが、今回、これがもし6個分団で、1個分団のポンプ車買いかえであれば、そういう形式、これだけ教えていただきたい。特にダブルキャビンは問題ないんですが、シングルキャビンを予定されておったら、その理由をお教え願いたいんです。

それと買いかえの基準、使用年数。消防車については走行距離でいくことはないと思うんですわ。葛城市内以外に出ることはほとんどないしね。非常備消防の場合、隣接する市町村への応援協定以外に出ないと思うので、走行距離よりも、多分エンジンの使用期間が訓練を含んで相当な期間になっていると思いますので、この年数、何年を経過した場合に要望を聞いて更新するのかという、項目については3つあるんですけど、中身として2つ、これをお教え願いたいと思います。お願いします。

西川委員長 警防課長。

伏見警防課長 消防本部警防課、伏見です。

ただいまのご質問につきまして、ご説明を申し上げます。まず第1点目の補償補てん及び賠償金。災害現場における損害賠償金1万円の計上についてでございますけれども、これは先ほど委員の方からお話をいただきまして、ご承知いただいておりますとおりでございます。火災等の災害現場活動中におきます人的・物的損害のための賠償金というものでございます。当市では過去に対象となった事例はございません。先ほどおっしゃられました県でのそういった事例はあったかどうかについては、今のところ、この場では資料等ございませんのでお答えできません。申しわけございません。

それから、もう1点目の常備消防費の備品購入費、消防用機器等購入費1,554万円の内容について、ご説明をさせていただきたいと思っております。消防団のポンプ車の更新に伴うものでございまして、平成25年度の更新整備車両につきましては、第4分団の普通消防ポンプ自動車の更新でございます。現在の第4分団の消防ポンプ自動車は、前回の更新から18年が経過しております。経年劣化によりますポンプ性能等の低下、故障が多発し、修理を重ねているのが現状でございます。このような状況から、迅速で円滑な消防活動を行うためにも、最新型の消防ポンプ自動車の更新をお願いするものでございまして、消防団各分団の消防ポンプ自動車の更新につきましては、平成18年度に第1分団、平成20年度に第2分団、平成22年度

に第3分団の消防ポンプ自動車を逐次更新をいたしております。

それから、この消防団車両の型式等について、シャーシーの型式等についてなんですけれども、これにつきましては、先ほどご説明をいたしました各分団逐次更新をさせていただいておりますポンプ車のシャーシーと同様のダブルキャブのシャーシーという形で予定をさせていただいております。

それから、更新期間、年数でございますけれども、基準は17年を基準とさせていただいております。17年を経過した車両についての、その車両の現状等を見た上で、更新が必要であれば更新の手続、予算計上をさせていただくものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

西川委員長 中川副委員長。

中川副委員長 詳しい説明ありがとうございました。そこで、答弁をお聞きしまして、補償補てんの分なんです、常備消防、非常備消防、この区分なんです。現場において、どちらともつかない損害賠償は発生するおそれはあるんですか。その場合は非常備消防にかけていくんですか。答えにくいと思うんですが、課長の想定範囲内で結構です。根拠なければ、根拠ないで結構。私も何が答えが合っているかわかりませんのでね。現場で、特に火災現場において民有物や公共物に損害を与えたときの賠償金ということになっていきますので、それが非常備消防団員が起こしたものか、常備消防署員が起こしたものかのわからないときの対処なんですわ。具体的な例がないとおっしゃっているのに、あえてそれを越えた質問をするんですけど、課長の範囲内で結構です。教えていただけますか。どういう判断をするのか。先ほど言いましたように、落ちついたときに答弁いただけたら、事が起こったときに、その判断でこれをしたんだと。また、そういうことが起こったときに、また何か問題があれば、我々議会の方としてもわかっておったと、そういう判断を前に聞いておったということになると思うんで、ちょっとお聞かせ願ひたい。もし判断が無理だとおっしゃるなら、おっしゃるで結構です。

それと非常備消防の消防用器具、聞きましたところ、18年経過、一般で言うたら、相当変なおんぼろかなと思うところが更新基準が国の更新17年、更新される直前となって、直近に更新したところとしてないところのポンプの機能の差は相当あるんですね。だから、特に十何年経過して、18年目にポンプ車をしかえるというのは多分、災害時においてまだ使えるやろ、まだ使えるやろと言って出動した場合に、ポンプ動かん、エンジンかかるとるのに真空かからんとか、どこぞの部分が破損したというような状況がないように、日ごろの点検整備を行ってもらっていると思いますが、これからも消防車、また救急車についての整備点検を怠らないように、また、長持ちするうように言うたらおかしいですけど、特に救急車の場合より消防車の場合、真冬であろうが、凍てついてであろうがエンジンを始動させて、すぐに最高回転まで持っていったの救助活動を行うと思いますので、日ごろの点検整備、特によろしくお願ひしたいと思います。

それと、これで6分団全部、ダブルキャブのポンプがそろうんですか。そこだけちょっ

と先ほどの分とあわせてご答弁お願いしたいと思います。

西川委員長 警防課長。

伏見警防課長 消防本部警防課、伏見です。

ただいまのご質問につきまして、ご説明申し上げます。ダブルキャブの消防自動車につきましては、第5分団、第6分団の車両ももう20年近くなります。その車両はダブルキャブというシャーシーでございまして、先ほど説明いたしましたように、1分団から2分団、3分団と更新を実施してまいりましたけれども、それはシングルキャブのものでございまして、古いものから順次更新という形で進めさせていただいております。一応ダブルキャブにはなるんですけども、車両が年数をたってきて、先ほど委員がご説明されましたような万が一不測の事態ということにならないためにも、逐次、早々に更新をしていきたいと考えております。

以上です。

西川委員長 消防次長。

高橋消防本部次長 消防本部次長の高橋でございます。

ただいまの中川委員のご質問でございますが、損害賠償につきましては、いろいろ想定できるところがあるわけですが、1つ例に挙げますと、一般的に言われます破壊消防ということで、いわゆる延焼を阻止するために、燃えている隣の家を余儀なく破壊しなければならない事態が起きる場合があるわけです。そういう場合につきましては、消防法で、消防団にもその権限が与えられているところでございます。消防団の判断でそれをされた場合につきましては、この非常備の損害賠償で責任を取る。そして、我々常備の方で行った場合につきましては、常備消防と。先ほど言われました判断がつきにくいというような部分はあるわけですが、基本的には、現場の総括的な指揮につきましては、消防本部が行っておりますので、最終的には消防本部になろうかと思っております。

以上でございます。

西川委員長 中川副委員長。

中川副委員長 ありがとうございます。今の高橋次長の答弁で、基本に戻って、命令系統がある団体ということがよくわかりましたので、現場統括指揮が消防本部の課長なり、消防長がされた場合、その指示に従って動かれるのは常備消防ということで、最初は常備消防の方が優先して損害賠償されるということがわかりました。

それと、先ほどの課長の答弁にありましたように、各分団の非常備消防のポンプの更新につきましても、また、整備点検につきましても、葛城市の3万6,000住民の生命、財産を守っていただいているのは消防署、また警察、これに頼るところが多くあると思いますので、今後とも装備の点検並びに人員の教育、また、団員の教育、それについてもよろしく願いいたします。

以上、終わります。ありがとうございます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

どうぞ、白石委員。

白石委員 予算にかかわる問題ではありませんけれども、教育委員会の文化会館、あるいは図書館、これは学校給食特別会計になるんでしょうけれども、給食センター、これらの施設はそれぞれ合併をしたといういきさつがあるのでありますので、2つの施設費が存在をしているということで、当然サービスは高くいうことの約束のもとに、それぞれが運営をされているということでもあります。

しかし、これらの施設が本当に与えられた役割を果たしていく上で、予算はもちろんのこと、人員の配置と、配置された方々が権限を持って運営をしていく、しなければならぬわけで、そういう意味で、私は人員の配置の問題についてお伺いしておきたい。

今、文化会館、図書館、あるいは給食センター、それぞれの館長、所長が1人であります。一方施設において課長補佐が配置されているのは幸いなことだと思うわけでもありますけれども、残念ながら、配置はされているけれども、欠員がある。あるいは新庄の給食センターのように、責任ある役職の人が配置されていない。そういう状況にあるわけです。とりわけ学校給食という、子どもたちの昼食を本当においしいものを安全に提供していくという大事な職務からして、本当に十分な日常の管理運営が求められるわけです。そういう施設において、責任ある役職者が配置されて、人事含めて施設を運営をしていくということが私は求められていると。そういう権限のない者が現場を統括して運営をするというのはなかなか大変なことであります。ぜひもう既に内示される時期でありますけれども、そういうことがご配慮いただいていると思いますけれども、ぜひ本当にこの事務事業がこの膨大な中で大変で、人事に頭を悩ませているというのが現実だと思いますけれども、工夫をしていただいて、適切な配置を求めておきたい。

以上で終わります。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 ないようでしたら、これで7、8款を終わらせていただきます。

それで、6時半まで休憩をさせていただいて、あと9款から12款、説明を受け、その後、質疑までお願いをしたい。このように思います。

休 憩 午後6時18分

再 開 午後6時29分

西川委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

長時間にわたっての会議になりますが、どうぞもう少し頑張ってくださいと思います。

それでは、9款から12款までの歳出、説明をお願い申し上げます。

総務部長。

河合総務部長 それでは、9款から予備費までの内容につきまして、ご説明申し上げたいと思います。事項別明細書は120ページになります。まず、9款の災害復旧費でございます。1項の農林水産施設災害復旧費の治山施設災害復旧費につきましては76万5,000円を計上いたしています。農業災害復旧費につきましては61万5,000円の計上でございます。

次、2項の公共土木施設災害復旧費でございます。そのうちの道路橋りょう災害復旧費に

つきましては156万円を計上いたしております。

次に、10款公債費でございます。元金につきましては8億9,070万9,000円でございます。利子につきましては1億8,890万8,000円、公債諸費につきましては4万8,000円をそれぞれ計上いたしておるところでございます。

次に、11款諸支出金でございます。1項の基金費でございますが、財政調整基金費につきましては731万7,000円を計上いたしております。減債基金費につきましては1,000円、公共施設整備基金費につきましても1,000円でございます。社会福祉振興基金費につきましては6万6,000円でございます。緑化基金費につきましては24万8,000円でございます。

次に、122ページでございます。公営住宅基金費につきましては1万円。教育基金費につきましては1,000円、土地開発基金費につきましては24万2,000円、体力づくりセンター整備基金費につきましては2,341万9,000円、ふるさと創生基金費につきましては204万円、国営十津川紀ノ川二期事業費償還基金費につきましては4,041万6,000円、地域振興基金費につきましては4億円、おのおの計上いたしております。

次に、11款の諸支出金の雑支出金につきましては5万円でございます。

12款の予備費につきましては500万円ということの計上をいたしているところでございます。

以上で、9款災害復旧費、10款公債費、11款諸支出金、12款予備費につきましてもの説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

西川委員長 ただいま説明をいただきました9款から12款までの中で質疑ございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

西川委員長 それでは、本日はここで置いておきます。

本当に長時間にわたりましてご審議をいただきました。ありがとうございます。

これで本日の委員会は終了いたします。

なお、明日26日は、午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしくお願ひを申し上げます。

本日はまことにご苦労さんでございました。ありがとうございました。

延 会 午後6時33分